

第百六十四回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 三 号

平成十八年四月十四日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 佐藤 剛男君

理事 木村 勉君 理事 戸井田とおる君

理事 西村 康稔君 理事 林田 彰君

理事 山本 拓君 理事 泉 健太君

理事 大島 敦君 理事 田端 正広君

理事 赤澤 亮正君 理事 遠藤 宣彦君

理事 小野 次郎君 理事 小淵 優子君

理事 大野 松茂君 理事 木原 誠二君

理事 後藤田正純君 理事 鈴木 馨祐君

理事 土屋 品子君 理事 土井 亨君

理事 中森ふくよ君 理事 平井たくとく君

理事 松本 洋平君 理事 村上誠一郎君

理事 村田 吉隆君 理事 市村浩一郎君

理事 大島 章宏君 理事 川内 博史君

理事 小宮山洋子君 理事 鉢呂 吉雄君

理事 太田 昭宏君 理事 吉井 英勝君

理事 糸川 正晃君

議員 菊田真紀子君

議員 枝野 幸男君

議員 小宮山洋子君

議員 安倍 晋三君

議員 内閣官房長官 菅 義偉君

議員 内閣府大臣 松田 岩夫君

議員 国務大臣 山口 泰明君

議員 国務大臣 河野 太郎君

議員 国務大臣 後藤田正純君

議員 国務大臣 平井たくとく君

議員 国務大臣 猪口 邦子君

議員 国務大臣 山口 泰明君

議員 国務大臣 河野 太郎君

議員 国務大臣 後藤田正純君

議員 国務大臣 平井たくとく君

内閣府大臣政務官 山谷えり子君

会計検査院事務総局第一局長 諸澤 治郎君

政府参考人 柴田 雅人君

政府参考人 大藤 俊行君

政府参考人 吉良 裕臣君

政府参考人 山本信一郎君

政府参考人 榊 正剛君

政府参考人 林 幹雄君

政府参考人 名取はにわ君

政府参考人 齊藤 登君

政府参考人 安藤 隆春君

政府参考人 片桐 裕君

政府参考人 和田 康敬君

政府参考人 縄田 修君

政府参考人 矢代 隆義君

政府参考人 武市 一幸君

政府参考人 深山 卓也君

政府参考人 吉田 秀司君

政府参考人 松本 義幸君

政府参考人 中川 坦君

政府参考人 長

政府参考人 長

政府参考人 長

政府参考人 長

政府参考人 長

政府参考人 長

政府参考人 長

政府参考人 長

政府参考人 長

政府参考人 長

政府参考人 長

政府参考人 長

政府参考人 長

政府参考人 長

政府参考人 長

参考人 (食品安全委員会委員長) 寺田 雅昭君

参考人 (食品安全委員会委員) 見上 彰君

参考人 (食品安全委員会委員) 堤 貞雄君

委員の異動

四月十四日

補欠選任

木原 誠二君

石井 郁子君

同日

補欠選任

松本 洋平君

吉井 英勝君

同日

補欠選任

鈴木 馨祐君

石井 郁子君

同日

補欠選任

鈴木 馨祐君

石井 郁子君

同日

補欠選任

鈴木 馨祐君

石井 郁子君

同日

補欠選任

鈴木 馨祐君

石井 郁子君

同日

補欠選任

鈴木 馨祐君

石井 郁子君

同日

補欠選任

鈴木 馨祐君

同月十三日

憲法の改悪に反対し、憲法九条を守ることに關する請願(志位和夫君紹介)(第六八一号)

同(塩川鉄也君紹介)(第六八二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第六八三号)

同(吉井英勝君紹介)(第六八四号)

憲法九条改悪反対に關する請願(穀田恵二君紹介)(第六八五号)

同日二十九日

憲法の改悪反対、九条を守ることに關する請願(赤嶺政賢君紹介)(第八八一号)

同(石井郁子君紹介)(第八八二号)

同(笠井亮君紹介)(第八八三号)

同(穀田恵二君紹介)(第八八四号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第八八五号)

同(志位和夫君紹介)(第八八六号)

同(塩川鉄也君紹介)(第八八七号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第八八八号)

同(吉井英勝君紹介)(第八八九号)

憲法の改悪に反対し、憲法九条を守ることに關する請願(佐々木憲昭君紹介)(第八九〇号)

憲法九条を守ることに關する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一〇二二号)

同(石井郁子君紹介)(第一〇二三号)

同(笠井亮君紹介)(第一〇二四号)

同(穀田恵二君紹介)(第一〇二五号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一〇二六号)

同(志位和夫君紹介)(第一〇二七号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一〇二八号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一〇二九号)

同(吉井英勝君紹介)(第一〇三〇号)

憲法改悪反対に關する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一〇二二号)

同(石井郁子君紹介)(第一〇二三号)

同(笠井亮君紹介)(第一〇二四号)

同(穀田恵二君紹介)(第一〇二五号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一〇二六号)

同(志位和夫君紹介)(第一〇二七号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一〇二八号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一〇二九号)

同(吉井英勝君紹介)(第一〇三〇号)

四月四日

日本軍慰安婦問題解決のための法制定に関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第一〇五八号)

憲法九条を守ることにに関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第一〇八二号)

同(笠井亮君紹介)(第一一九四号)

憲法改悪反対に関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第一〇八三号)

同(笠井亮君紹介)(第一一九五号)

憲法の改悪反対、九条を守ることにに関する請願(笠井亮君紹介)(第一一九六号)

同月十一日

憲法改悪に関する請願(菅野哲雄君紹介)(第一四二八号)

同(重野安正君紹介)(第一四二九号)

同(重野安正君紹介)(第一四三〇号)

同(辻元清美君紹介)(第一四三二号)

同(日森文尋君紹介)(第一四三三号)

憲法九条を守り、世界の平和に生かすことにに関する請願(志位和夫君紹介)(第一四三三三号)

憲法改悪に反対することにに関する請願(辻元清美君紹介)(第一四三四号)

同(照屋寛徳君紹介)(第一四三五号)

憲法の改悪に反対し、憲法九条を守ることにに関する請願(阿部知子君紹介)(第一四三六号)

同(菅野哲雄君紹介)(第一四三七号)

同(重野安正君紹介)(第一四三八号)

同(照屋寛徳君紹介)(第一四三九号)

同(日森文尋君紹介)(第一四四〇号)

は本委員会に付託された。

三月二十三日

非営利法人の健全な発展等に関する請願(照屋寛徳君紹介)(第一二二八号)

同(奥村展三君紹介)(第三五八号)

は行政改革に関する特別委員会に付託替えされた。

三月二日

改造エアガン対策の強化に関する陳情書(奈良)

市登大路町三〇秋本登志嗣外八名(第一二二三号)

憲法改悪反対に関する陳情書(那覇市旭町一一二の二七普天間進)(第一二四号)

グートキーパー規制立法反対に関する陳情書外三件(名古屋市中区三の九一の四の二青山學外三三)(第一二五五号)

四月四日

グートキーパー立法反対に関する陳情書外七件(金沢市丸の内七の二久保雅史外七名)(第一四七号)

憲法改悪阻止に関する陳情書(大阪市北区南森町一の二の二五小林つとむ)(第一四八号)

消費者契約法の一部を改正する法律案に関する陳情書(京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町五二九長尾治助外一名)(第一四九号)

日本国憲法の基本原則堅持に関する陳情書(静岡市葵区追手町一〇の八〇三井義廣)(第一五〇号)

三月十七日

憲法九条の堅持を求める意見書(福岡県山田市議会)(第二三三四号)

憲法九条の堅持を求める意見書(福岡県穂波町議会)(第二三三五号)

真の男女共同参画社会の実現を求める意見書(石川県議会)(第二三三六号)

道州制特区推進法案に関する要望意見書(北海道土幌町議会)(第二三三七号)

同月二十七日

道州制特区推進法案についての意見書(北海道様似町議会)(第二四一八号)

道州制特区推進法案に関する要望意見書(北海道鹿追町議会)(第二四一九号)

北海道道州制特別区域推進法案に関する意見書(北海道神恵内村議会)(第二四二〇号)

同月三十一日

皇室典範改正問題に関する意見書(栃木県芳賀町議会)(第二六七六号)

皇室典範改正の慎重審議を求める意見書(和歌山県議会)(第二六七七号)

皇室典範の改正について慎重な取扱いを求める意見書(岡山県議会)(第二六七八号)

道州制特区推進法案に関する意見書(北海道岩内町議会)(第二六七九号)

道州制特区推進法案に関する意見書(北海道雄武町議会)(第二七八〇号)

道州制特区推進法案についての意見書(北海道新冠町議会)(第二七八一号)

道州制特区推進法案についての意見書(北海道浦河町議会)(第二七八二号)

道州制特区推進法案についての意見書(北海道えりも町議会)(第二七八三号)

北海道道州制特別区域推進法案に関する意見書(北海道道庁村議会)(第二七八五号)

四月十日

皇室典範改正問題に関する意見書(鹿児島県垂水市議会)(第三〇三二一号)

災害時要援護者の名簿が必要な行政機関および自主防災関係者に渡るよう個人情報保護法制度を改正することを要望する意見書(千葉県議会)(第三〇三三二号)

道州制特区推進法案に関する要望意見書(北海道音更町議会)(第三〇三三三号)

道州制特区推進法案に関する要望意見書(北海道芽室町議会)(第三〇三四号)

非核三原則の法制化を求める意見書(石川県志賀町議会)(第三〇三五号)

は本委員会に参考送付された。

山県議会(第二六七七号)

皇室典範の改正について慎重な取扱いを求める意見書(岡山県議会)(第二六七八号)

道州制特区推進法案に関する意見書(北海道岩内町議会)(第二六七九号)

道州制特区推進法案に関する意見書(北海道雄武町議会)(第二七八〇号)

道州制特区推進法案についての意見書(北海道新冠町議会)(第二七八一号)

道州制特区推進法案についての意見書(北海道浦河町議会)(第二七八二号)

道州制特区推進法案についての意見書(北海道えりも町議会)(第二七八三号)

北海道道州制特別区域推進法案に関する意見書(北海道道庁村議会)(第二七八五号)

四月十日

皇室典範改正問題に関する意見書(鹿児島県垂水市議会)(第三〇三二一号)

災害時要援護者の名簿が必要な行政機関および自主防災関係者に渡るよう個人情報保護法制度を改正することを要望する意見書(千葉県議会)(第三〇三三二号)

道州制特区推進法案に関する要望意見書(北海道音更町議会)(第三〇三三三号)

道州制特区推進法案に関する要望意見書(北海道芽室町議会)(第三〇三四号)

非核三原則の法制化を求める意見書(石川県志賀町議会)(第三〇三五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

会計検査院当局者出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

消費者契約法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

消費者契約法の一部を改正する法律案(菊田真

紀子君外三名提出、衆法第一九号)

内閣の重要政策に関する件

栄典及び公式制度に関する件

男女共同参画社会の形成の促進に関する件

国民生活の安定及び向上に関する件

警察に関する件

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

内閣の重要政策に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、参考人として食品安全委員会委員長寺田雅昭君及び食品安全委員会委員見上彪君の出席を求め、意見を聴取し、政府参考人として内閣官房皇室典範改正準備室長柴田雅人君、内閣審議官大藤俊行君、吉良裕臣君、内閣府大臣官房長山本信一郎君、政策統括官榊正剛君、林幹雄君、男女共同参画局長名取はにわ君、食品安全委員会事務局局長齊藤登君、警察庁長官官房長安藤隆春君、総括審議官片桐裕君、審議官和田康敬君、刑事局長縄田修君、交通局長矢代隆義君、情報通信局長武市一幸君、法務省大臣官房審議官深山卓也君、吉田秀司君、厚生労働省医薬食品局食品安全部部長松本義幸君、農林水産省消費・安全局長中川坦君の出席を求め、説明を聴取し、また、会計検査院事務総局第一局長諸澤治郎君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○佐藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小野次郎君。

○小野(次)委員 おはようございます。

官房長官初め閣僚の方々にはまた朝早くから御

出席を賜りまして本当にありがとうございます。聞くとところによりますと、本委員会に合わせ閣議の方を早めていただいたというお話を聞きまして、トップバッターとして感激いたしましたしております。

この委員会では、私、初めての質問でございますし、御存じのとおり一年生議員でもございますので、きょうは胸をかりるつもりで質問させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、官房長官にお伺いいたします。

小泉総理は、就任前から、就任後もですけども、首相のポストというのは国民から直接の支持と信任を得るということが前提となるんだという、いわゆる首相公選制を持説としておられます。

現在憲法改正の議論も活発に行われておりますけれども、この改正の議論にも関連するわけですが、官房長官は、指導者として将来を嘱望される政治家のお一人でもあるわけでございますけれども、この首相公選制というものについてどのような認識をお持ちか、お伺いいたします。

○安倍国務大臣 首相公選制につきましては、今小野委員が御指摘になられましたように、当時、私が官房副長官、委員が総理秘書官であったころ、平成十四年八月に、総理の諮問を受けた首相公選制を考える懇談会におきまして、憲法改正を前提とした改革案のほか、現行憲法の枠内における改革案も提示をした報告書がまとめられたわけでございます。

政府としては、この報告書を契機といたしまして、国会はもとより、国民各層において、国民と首相との関係のあり方、ひいては我が国の政治の仕組みのあり方について活発な議論を展開をされることを期待いたしているわけでございますが、自民党におきましては、憲法改正の草案を取りまとめられたというふうに聞いております。

首相公選制につきましては、この報告書がまとめられたわけでありますが、その後、活発な議論

は余り行われていないような印象を受けております。

その理由をいろいろ考えますと、これは、現小泉総理が、それまでの自由民主党の総裁・総理と違うと言っているんですが、ある意味では首相公選風に総理の座に着いたということもあるのではないかと。また、小選挙区比例代表並立制が導入されまして、選挙の際に、それぞれの党首を、国民がどちらを次の首相として選ぶかという観点から投票を行っているということもあり、かなり趣旨は今体现されている状況になっているのかもしれない、こんな感じを持っております。

○小野(次)委員 大変その御答弁をいただいたと思っておりますが、首相というポストというのは国民からの支持と信任が前提となるというのは、制度論以前にやはり大切なことだろうと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきますけれども、皇室典範に関して若干お伺いいたします。

これにつきましては、去年の十一月に有識者会議の報告書が提出され、その後、秋篠宮妃殿下の御懐妊というおめでたい出来事があり、現在、この御慶事も踏まえて、自民党内でも勉強会が行われているわけですが、国民の一人として、このたびの御慶事を心からお喜び申し上げるとともに、秋にはお元気なお子様がお生まれになることをお祈り申し上げておるわけでございます。

しかし、そもそも総理が有識者会議に検討を依頼したのは、現在の皇室の構成を考えたときに、将来にわたって皇位継承を安定的に維持するためには皇位継承制度について見直しが必要という問題意識に立たれたものと認識しております。

この御懐妊という慶事によって、そのときは、皇位継承をめぐる状況、具体的に申し上げれば、将来の皇位継承の安定性というものが、状況が変わったと考えておられるのか、政府の認識をお伺いいたします。

○柴田政府参考人 お答え申し上げます。今、小野先生がおっしゃいましたように、多少重複するところをお許しいただきまして、答弁申し上げます。

初めに、総理が有識者会議に検討を依頼した当時の認識ということでございますけれども、現行の皇室典範では皇位継承資格を有するのは男系男子の皇族に限られておりまして、現在のところ六方いらっしゃるということでございます。その中で皇太子殿下よりも若い男系男子の皇族は秋篠宮殿下お一人でございますから、将来的に皇位継承資格者が不在となるおそれがあるというのが一番目の問題意識でございます。

そして、この皇位継承問題というのは、やはり国家の基本にかかわる事項だということでございまして、天皇が国家の象徴として、内閣総理大臣の任命とか国会の召集とか法律の公布とか、大変重要な機能を担っておられる以上、どのような事態が生じてもお安定的に皇位が継承されることが必要だということでございます。

こういう認識に立つて、将来にわたって皇位継承を安定的に維持するという観点から皇位継承制度のあり方について検討していただくように、一昨年の十二月に有識者会議を開くこととしたわけでございます。

そして、このたびの慶事に関してのお尋ねでございますけれども、まず、私どもとしては、このたびの御慶事は大変喜ばしいことだということで、お健やかな御誕生を心から願うものであります。

その上で、皇位継承という点から考えますと、現行制度においては、仮に男子がお生まれになった場合には、皇太子殿下、秋篠宮殿下に次ぐ皇位継承順位をお持ちになる、三番目の順位をお持ちになるということになります。

ただ、その場合でも、皇太子殿下や秋篠宮殿下の次の世代の皇位継承資格者はお子様お一方ということになりますから、将来の皇位の安定的な継承の維持という観点からは、やはり何らかの

制度の見直しが必要なのではないかなというふうな認識をしております。

○小野(次)委員 検討は党内でも行われていますし、またこれからは議論されると思いますので、私は、きょうはあそこだけ、この関係でお伺いしておきたいと思っております。

有識者会議の報告の中には、男女にかかわらず長子優先という原則が提言されております。きょうだいがおられるときに、男のお子さんよりも女のお子さんの方が年長だった場合にはその方の方を優先するということが提言されております。

この点についてお伺いしますが、今、柴田室長からも御答弁いただきましたけれども、皇位継承資格を持つ男子が不在という事態を心配して、懸念してこの検討が始まったというわけでございますから、この長子優先という点だけは、問題検討の経緯から見ても、少し異質の配慮、考慮を加えているように思われるわけでございます。

国民の中にも、世論調査をしてみても、天皇のお子様の中に男子がいらない場合場合には、まず男、今までどおり男子を優先するという考え方を支持する声が高いわけでございます。

この点について、官房長官の御認識をお伺いしたいと思っております。

○安倍国務大臣 皇位継承順位につきましては、有識者会議におきましてもいろいろな議論があったというふうな承知をしております。

最終的には、親から子に、世代から世代へと伝わる直系継承が皇位継承のあり方としてはふさわしく、また出生順に順位が決まるという制度のわかりやすさや、国民の期待や、御養育の方針が早期に定まるという安定性を重視して、いわゆる長子優先が適当であると、この有識者会議においては判断されたものというふうな認識をしております。

いずれにいたしましても、ただいま委員が御指摘されたような観点を踏まえまして、まず何となく皇位の安定的な継承を図らなければならぬ、と同時にまた、皇室は他に比類なき長い伝

ができないから家にいるというような評価をしがちじゃないかなと私は心配しています。みずから手で子育てしたいと考えて、家で子育てに専念している場合というのは多いと思うんです。介護の問題のときにも、施設介護が在宅介護か、在宅介護をしているお嫁さんの労働力みたいなものがあるいは愛情というようなものをとだけ評価するかというのが議論に上ることがありますけれど

も、同じことが言えるんじゃないかと思うんです。

こうした在宅というか専業主婦で、家にいてお子さんの育児に専念というか従事している方について、私はもつと積極的評価をすべきだろうと思うんです。特に、少子化対策の観点から、家で育児をしていることに対してさまざまな支援施策を講じていんじゃないかと僕は思うんですが、猪口大臣の認識をお伺いしたいと思います。

ちょっと、一つつけ加えさせていただくと、私も長い間警察に勤めさせていただきましてけれども、経験則として言えるのは、初発型の少年非行なんかの事例を取り上げると、大概と言っては失礼かな、一定の割合で、家に親がおられない、特に母性の方だと思いますが、母性がおられないというのが背景にあるという事例がやはり多いんです。それは現場にいる人間みんな知っていることです。

そういうことを考えると、家で子育てをするということは、やはりもつと積極的評価をすべきじゃないのかなという気がするんですが、質問に戻って、家で育児をする主婦の立場に対してさまざまな支援施策を講じるという考え方について、猪口大臣の認識をお伺いしたいと思います。

○猪口国務大臣 小野先生の次の質問にお答え申し上げます。

専業主婦の方々、非常に献身的な努力を傾けていらっしゃる私は常に認識しております。まずそのことを申し上げたいと思います。

そしてまた、先生御指摘のとおり、乳幼児期におきまして、親から、これは男性の親、女性の親、いずれもからでなければ、愛情を持って育てられますことは、子供の発展や成長にとって大変大事なことであり、これは言うまでもないことでございます。

そして、在宅育児のことですが、実際に我が国におきましては、ゼロ歳から二歳児までのお子さんにつきまして八五%が在宅で育てられている、在宅育児の中で育てられているという状況にありまして、子育てにおきます家庭内で親が行う育児は大変大きなウェートを占めているという実態がございます。

また、家庭内の育児活動につきまして、平成十七年版の少子化社会白書を昨年末取りまとめましたけれども、その中において、一定の条件で試算してみますと、年間八・一兆円の規模となりまして、そのうち九割が妻の活動となっているという事実がございます。

このような実態に對しまして、専業主婦による在宅育児の重要性が指摘される一方で、他方で、夫や外部からの支援が受けられないような場合において、心身両面の負担が非常に重く、専業主婦の方々の多くに、やはり孤立感、孤独感、不安感を訴える声が多くあり、そのような声が強く寄せられる時代となりました。

こういう観点も踏まえまして、私といたしましては、まず、親と子の育ちを地域で支えていく、そして、家庭の中だけの孤独な子育てということをなくしていく、地域の中で、母親が働いているにないにかかわらず、すべての子育て家庭が支援を受けることができる子育て拠点づくり、こういうことを重視していきたい。

同時に、言うまでもなく、働く女性につきましましては、育児休業などを取得することがもつと促進され、みずからの手で初期の育児をきちんとやりたいと考える家庭につきまして、それが可能な育児休業の取得の促進なども重要であろう。

いづれにしても、保育所あるいは一時保育の拠点、その双方の拡充を目指し、在宅育児あるいは保育園を活用しての育児、その双方の可能性をさらに広げていく施策を推進してまいりたいと思っております。

○小野(次)委員 ありがとうございます。それでは次に、少子化の問題をお伺いします。少子化対策ということでさまざまな対策がとられているわけですが、いろいろなデータ、資料を見ても、一番少子化の直接の原因として挙げられるのは、非婚化と晩婚化ということが言

われています。結婚する年齢が遅くなる、もしくは結婚しないということが、昔と、かなり比率が高くなっているということが指摘されています。まず、これに直接対応する施策というものは余り私が見た資料には書いていないんですけれども、そういう施策は行政としてとっておられるのかどうか、そこを確認したいと思えます。

○猪口国務大臣 まず、少子化の原因につきましては、御指摘のように、結婚しない若者がふえている、未婚化の進行という現象は確実に見られます。また、結婚年齢が高くなること、晩婚化の進行もございまして、また、夫婦の子供の数の減少傾向、これも実はございまして。

そして、私として申し上げなければならぬのは、結婚や出産、これは個人の自由な選択と状況の結果である、それに基づくものである、まず民主主義の基本的立場がございまして、国が直接に関与するものではないですけれども、結婚や出産をためらわせる障壁がある場合には、これを極力取り除くことが結婚や子育てしやすい環境を図ることになり、結果的に未婚化や晩婚化に対する対策となると考えております。

ですから、子ども・子育て応援プランがございまして、この中におきましては、例えば若者の自立支援、これは、経済的不安感があつて結婚の決断を先延ばしにするというような場合が多いので、若者の就労支援なども大きな柱として位置づけておりますし、結婚しても家庭と仕事の両立が難しいんじゃないかなという不安がある人には、仕事や家庭との両立支援を展開することによってその不安感を取り除きたいと考えたりいたしているところがございます。

そしてまた、若いときに結婚して子供ができた夫婦は、まだ所得水準が低いという問題がございまして、子育て費用の負担について、例えば住宅については、子供が小さいときの公営住宅の入居条件の緩和措置などがあります。また、このほか、どのような支援策が適当か、現在いろいろと少子化対策の観点から検討しているところでござ

います。

○小野(次)委員 大臣、今三つぐらい理由が、非婚化、晩婚化、それから夫婦から生まれるお子さんの数が低下している。これは結果であつて、非婚化、晩婚化、つまり、この問題というのは、法律や憲法上の両性の自由ということ、生物としての出産と子育てされる時期の両方の面があつて、非婚化、晩婚化が進むと、実際に子供をつくっている、生物としての残り年数というんですから、これが短くなっているということがもたらされるから、やはり僕は、非婚化、晩婚化があつて、その結果として夫婦として子供をつくる数、実際は少なくなるということがむしろ背景としてあるんじゃないかなという気がいたします。

次に聞こうと思った若い人たちの経済負担についてのお答えも大臣から今いたしたいです。ただわけでございますけれども、やはり私は、特に住宅スペースの問題というのは、若い夫婦にとつて、子供をつくって育てようかという非常に大きな要素だと思ふんです。

若いときは経済負担そのものがやはり重く感じられるわけですが、特に、一部屋ないからなというのがありますので、何か、若い世代の住宅ローンを設定しやすくするとか、二十代でも組めるようにできないかと、そういう若いうちの結婚とか子供づくりを促進するような施策があつてもいいんじゃないかと思ひますが、大臣の認識をもう一度伺いたいと思ひます。

○猪口国務大臣 先生御指摘のとおり、若い子育て期の方々、いろいろな社会環境の変化によりまして経済的な負担感を強く感じようになっているという事実がございまして、そのような住宅政策も含めまして、総合的に、どういうふうな若い子育て期の方々への支援を重点化できるか、私としてもよく考えてまいりたいと思っております。

○小野(次)委員 時間がなくなつてまいりました。あと一問だけ聞かせていただきたいんですが、消費者団体訴訟制度については来週にも詳し

い討議をするというふうに聞いていますが、きょうは一間だけ聞かせていただきます。

今考えられている消費者団体訴訟の仕組みの中で、適格消費者団体というのは、政治的目的のためにこれを利用してはならないという考え方が示されているわけです。

これについては検討の段階から議論がなされてきたと思いますが、大臣にお伺いしたいのは、適格消費者団体というのは、消費者契約法だけじゃなくて、やはり不適正な取引行為、いわゆる独占禁止法の分野の問題であったり、あるいはいわゆる訪問販売にかかわるような特定商取引法の問題など、他の消費者保護に関する法令についても当然関心を持って活動している団体が想定されるわけです。

そういった関連する消費者保護に関する法令の例えば改正の提言というようなことは、消費者契約法だけじゃなくて、消費者政策について提言や陳情をする、そういう枠組みの中では、これは、さつき申し上げたような政治的目的のためにこれを利用してはならないという規制には、規制されない、容認されているというふうには私は思うのでありますが、そう理解して差し支えないかどうか、お答えいただきたいと思います。

○猪口国務大臣 先生の御指摘のとおり、適格消費者団体は、その趣旨を逸脱して政治性を強めたり、あるいは業務の公正性、信頼性を損なうことがあってはならないという強い規定がございます。これは政府案の三十六条で規定してございます。

そして、今先生が御提案されました内容につきましては、まず適格消費者団体の制度の改善を求める政策提言や陳情を行うこと、これは、これまでは禁止されていないわけですね。

同時に、この三十六条規定との関係におきまして、今先生が御指摘されましたようなことも含めまして、その提言や陳情を超えて、特定の政党や候補者自体の支援と同視できるような場合にはこの三十六条の規定に該当し得るものと考えられます。

すが、一般的に政策提言や陳情を行うこと、これまで禁止するものではないということでございませう。

○小野(次)委員 大臣、ありがとうございます。大変いい勉強になりました。

これで私の質問を終わります。

○佐藤委員長 次に、太田昭宏君。

○太田(昭)委員 公明党の太田でございます。

初めに、六月から実施される駐車違反の取り締まりの民間委託、かなり不安が広がっているわけですね。きちっとここで答弁してもらいたいと思うんです。

一昨年の六月二日に、私は、この内閣委員会でこの件については質問させていただいて、インセンティブ制にするとかむちゃな取り締まりになるというふうなことがないようにということをお願い申し上げました。公平性の確保とか運用の指針をきちんとしていくことを強く要望しましたら、そのときに政府からも、地域の実情や地域の方々の意見も踏まえた巡回の重点路線などを定めた指針にのっとりて駐車監視員による巡回が行われる、それによって放置車両の確認は公平、的確に行われるというふうな答弁をいただいたり、あるいは受託法人に対する監督を厳格に行っていくという答弁をもらいました。

現在ガイドラインが各警察署で策定されており、四月末をめどにでき上がる、このように聞いていますが、公平性の確保、過度の取り締まりにならないというところが担保されているかどうか、この点、まず確認したいと思います。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘のとおり、現在、六月一日の新制度施行を目前に控えて、取り締まり活動ガイドラインの策定として公表に向けた作業が鋭意進められているところでございます。

このガイドラインは、確認事務の民間委託を予定しております警察署ごとにそれぞれ作成するものでございまして、管内の実態と地域住民の意見、要望を踏まえた上で、重点的に取り締まりを

行う場所、時間帯等を定めることとしておりまして、これに沿った駐車監視員の運用が行われることによりまして、事務遂行において公平性が確保され、また、違法駐車により問題が生じている場所に重点を置き、従来以上に張りをつけた取り締まりが行われることとなると考えております。

また、民間委託の受託法人に対する厳正な指導監督や放置車両の確認を行う駐車監視員に対する教育訓練を徹底することによりまして、公平かつ的確な事務が行われるよう努めてまいり所存でございます。

○太田(昭)委員 こういうのが警察から配られたりしてしまっていて、かえって厳しくなるかなとかいろいろなことがあって、ガイドラインがきちっと徹底されていないので、現場では大変、これは影響を受ける人は日本国民ほとんどですから、非常に広がっているわけです。

宅配業者やクリーニング業者でも、これは本当にやっていくのか。短時間でも駐車違反になるよというふうに書いてあるとか、ガイドラインなるものが一体どういうものかよくわからないという中で、非常に運送業者、あるいはトラックといったもので、非常に運送業者、あるいはトラックをとめられないわけです。都市部だとエレベーターで上がって下がるまでかなり時間がかかったりというふうなこともあるわけですね。そういうことをよく考えた上で、最後の段階で、原則は原則でありまして、現場の人たちの実情に即した、そういうものをきちっと私はやっていかなくちゃいかぬ、このように思っています。

商売ができないんじゃないかという声を安易に上からずばつと切るんじゃないかと、こうしたところへの配慮というものがどれだけ検討されてどれだけ配慮があるかというその六月一日からの施行にしたい、こう思いますが、再度、この点は非常に大事なことです、よろしく願います。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

この作業を通じましては、さまざまな方面からさまざまな御意見が寄せられておりまして、それを踏まえながら作業してまいりました。また、取り締まりの前提となります駐車禁止規制でございますが、これにつきましても、これまで二年間かけまして、各道府県警察におきまして地域住民や事業者の方々の意見、要望を聴取した上で必要な見直しを行ってきたところでございます。

また、今ほど申し上げましたように、重点的な取り締まりを行う場所、時間帯等につきましても、各方面の意見を踏まえながら、取り締まり活動ガイドラインの策定を進めてきております。

当然のことながら、地域の方々や事業者の方々にも自主的な努力をお願いする必要があるわけでありまして、既に一部の事業者で行われているような荷さばきのための駐車場借り上げなど、違法駐車が行われないための自主的な取り組みの推進をお願いしているところでございます。

いずれにしましても、駐車場の取り締まりは、実態を踏まえて、実情に即して行う必要がございます。警察といたしまして、今後とも引き続き、新制度の運用方針について十分な周知を図るとともに、駐車場の整備や荷さばき場所の確保を働きかけるなど、駐車環境の整備改善に向けた努力もしてまいり所存でございます。

○太田(昭)委員 重点地域とか重点的な時間とかあるでしょう。この商店街は何時から何時まではそうですよ、あるいは、このところは一番、幹線道路であるから朝と夕方こうですよというふうなことがあるから、そこで大体仕事ができるというふうなクリーニング屋さんのような場合と、それから今度は、運送業者がいろいろなところを頭に入れるというのは大変なことですよ。そういうふうなことを、本当に、業界やいろいろな地域についてこういうことですよということを丁寧に言ってあげないと大変なことになるといふことです。再度、その辺をお願いします。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

まさに交通の現場は生き物でございまして、さまざまな状況がございます。それを踏まえまして駐車の管理、駐車場の取り締まりとなるよう努めてまいりたいと考えております。

○太田(昭)委員 猪口大臣、私、初めて質問しますが、御苦労さまです。

我が党は、少子化対策ということで、出産一時金のことであるとか児童手当ということで、我々はもう四十年代からずっとそういうことに力を入れてきたが、本格的にこういう時代になりまして、男女共同参画型社会にしなければだめなんだ、また、ニートとかフリーターという、教育も含めたそういうことに対応しなくちゃいけないんだ、日本の本場に幅広い全体の問題になつてきているというふうに私は認識をしております。

ワーク・ライフ・バランス、企業における働き方に対する意識を変えること、それから個人の暮らし方自体も変えていく。ワークスタイルとライフスタイルという、ワークとライフのスタイルを変えていく。そのバランスをどうとっていくかということや、あるいは、フリーターやニートが社会問題化して、後からニートについて私申し上げますが、働き方そのものが二極化をしている、あるいは迫られている。

こういう中で、このワーク・ライフ・バランスというものの考え方、労働環境の整備を図る施策であるとか、税制、社会保障制度に関する施策というふうな面、あるいは保育施設、サービスの充実などの子育て環境の整備という側面もあるでしょう。あるいは、SOHO事業者など自宅勤務者、事業者に対する施策もあるであらうでしょう。幅広いことであらうけれども、もう一步、ここは本場に、日本の働き方、そして暮らしのあり方というワーク・ライフ・バランスということについて本格的に国民の理解を得、企業の理解を得ていくという作業が物すごく大事なことで、それが今大臣の主な仕事ではないかというふうに私は思っております。

この辺のワーク・ライフ・バランスというものの考え方について、かなり理念的になりますけれども、お話しただけだと思います。

○猪口国務大臣 太田先生の御質問に初めて答弁させていただきます。よろしく願います。

先生の御指摘のとおり、ワーク・ライフ・バランス、これは仕事と生活の調和と訳しておりますけれども、その取り組みは大変重要でござい

ます。このワーク・ライフ・バランスは、もともと、イギリスのブレア政権におきまして、二〇〇〇年から始まったキャンペーンの中で使われた言葉でございまして。イギリスでは、ワーク・ライフ・バランスを進めることによりまして、企業にとつては競争力を高めることになる、業績向上につながる、労働者にとつては生活の質の向上につながる、こういう認識のもとに、国民に対する啓発活動、そして、先ほどから議論させていただいておりますとおり、仕事と家庭の両立策の導入などの取り組みが、このような概念のもとに推進されたということでございます。

ちなみに、イギリスのワーク・ライフ・バランスというキャンペーンは出生率の向上を直接の目的としているのではなく、働きやすい環境の整備が近年のイギリスの合計特殊出生率の向上を支えています。イギリスは一・七でござい

ます。我が方は一・二九でございまして。我が国におきましては、よく言われることなんですけれども、男性の育児休業の取得率が〇・五六％、女性の場合は、第一子の出産後、職場に残った方の七割が育児休業を取得している、こういう状況でございます。このような結果から、仕事と家庭の二者択一が迫られてしまうという状況があると認識しております。子育て期にある例えば男性の育児参加も各国と比べますと非常に少なく、日本では、三十歳代の男性の四人に一人が週六十時間以上の勤務という長時間労働の中にもありますので、実際に、私は、家庭参画すると

いう優しさはあると思うんですけれども、労働環境の実態からしてなかなか難しい。

そういうことから、ワーク・ライフ・バランスを政策的にはとりにくいものがある。政策としては、ワーク・ライフ・バランスに似た、仕事と家庭の両立を積極的に我が国において推進していきたいと考えております。

○太田(昭)委員 私もそのころちよつとイギリスに視察に行った時期があつて、若年雇用とこうして考え方について随分お話を聞いたことがありまして、後からちよつとイギリスのことについて時間があれば質問しますけれども、ぜひともというか、みんなそういう方向に徐々に向けていくということだと思ひます。

日本には日本型の働き方ということで、何も世界に合わせることは私はないというふうに思ひますが、一つの考え方として、ある時期には基

本法的なものに仕上げた方がいいのかなというように考えも私は持っているんですが、その点について、またいろいろ御議論をさせていただきたいと思ひます。

事業主の行動計画、次世代育成支援対策法の中でこれが位置づけられています。しかし、公表ということも別に義務づけられていることでもありませんし、行動計画というものをもちなさいよ、こういうふうに定めることはしなくてはいけないんですが、それがどう扱われるかということについてはよくわからない。そういうことからいきまして、もう少し、公表をするとか、従業員すらもそれを知らないというふうなこともあつたりする、あるいは、そういうことをしつかりやるといふこと自体が実は企業価値を高めていくことになるんではないかというふうに私は思ひております。そして、そういうことからいふと、公表といふことの範囲やいろいろなこともあるであらうでしょう。しかし、この事業主の行動計画の効果の担保をどうするかということが大事な点だというふうに思ひますが、この点はいかがでしょうか。

○猪口国務大臣 先生御指摘のとおり、この次世代育成法におきましては、三百人以上の企業に行動計画の策定が義務づけられていますけれども、公表義務はない。実際に、策定届け出が義務づけられている企業はおおむね一〇〇％それをなしているという状況にはありますけれども、その公表につきましては義務となっていないということ

で、自主的に公表する企業はふえてきてはいます。が、実態はそういうことであります。策定した行動計画を適切に実施するためには、これは厚生労働省において行われることな

ので、平成十九年度より認定を行うものとして、それから、認定制度の周知、広報によりまして行動計画がしっかりと実施されていくということが期待される、こういう仕組みになつてござい

ます。私が全国の地方ブロックを往訪しながら、自治体トップと担当大臣との政策対話を少子化対策について行つてきましたが、その中で最も頻りに寄せられる意見が、例えば中小企業で、策定を義務づけられてはいないけれども行動計画を考えてみたい、しかし方法論とかよく理解していない、またそれを調べる時間的な余裕もないんだ、もし行動計画が公表されていけばそのような好事例を参考に自分の企業でも導入することを考えないわけでもないんだがなという意見が多いということをお見しておりますので、できるだけ自主的な公表をお願いしていきたいと思ひております。厚生労働省におきましては、自主的に公表できるサイトを本年四月一日より開設してくれましたので、まさに自社の取り組みをPRできることにもなります。また、これから行動計画策定に取り組もうとする企業にとつては非常に参考になる貴重な情報があるサイトによつて入手できるものと考えておりますが、引き続きこの次世代法の行動計画につきまして積極的に取り組んでまいりたいと思ひます。○太田(昭)委員 小学校に上がつてからの子供たちの放課後の時間の使い方と、学校という場につ

いてでございます。

放課後の子供のあり方についての対策で、一つはいわゆる児童クラブによるもの、厚生省です。もう一つは学校の教室や校庭などを使って遊び場を提供する地域子ども教室推進事業というものの、これは文科省。そろそろこども、幼保の一元化問題とかいろいろなことでも厚生省、文科省の連携というのとは大事なんです、このあたりの、学校というこの場を使いながら放課後の子供の居場所、あるいは周辺地域ということも使いながら放課後の子供のあり方、居場所対策、統一的な取り組みが必要になっているんじゃないかというふうに思います、いかがでございますでしょうか。

○猪口国務大臣 先生の御指摘のとおり、放課後児童の居場所、これを確保することは子供の安全のために不可欠なことと考えております。

現在、放課後の子供の居場所対策としましては、御指摘のとおり、厚生労働省では放課後児童クラブの取り組み、文部科学省では地域子ども教室推進事業などの取り組みが行われています。

それぞれは目的が違いますので、この機会にちょっと説明させていただきますと、放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいないおむね十歳未満の児童に対して適切な遊びまたは生活の場を与える事業でございます。一方、文科省の方の地域子ども教室推進事業は、希望する小学生から中学生までを対象にし、学校等を活用しながらさまざまな体験活動を実施する事業でありますので、やはり目的、事業内容は異なるものと理解しております。

ただ、子供の健全育成の目的という観点からは共通しているわけで、省庁間の意見交換も非常に活発に行われていると承知しております。例えば、放課後児童クラブの実施に当たっては、学校の余裕教室を活用する、また保健室や体育館の学校側の施設も活用できるようにするというようなこととか、あるいは、下校時刻の変更が生じたときに学校と児童クラブとの間に連絡をしっかりと、協力をするというような連携が行われ始め

ていますが、私といたしましては、施策の責任を持つ少子化担当大臣といたしまして、子供の観点から、両省がお互いに連携をとるよう、それを促進できるよう、放課後の子供の居場所、そして安全対策について鋭意議論を進めてまいりたいと思っております。

○太田(昭)委員 大きい問題ばかりで申しわけないですが、私がきょう質問したものは、そうした全体像の、一つ一つの質問、答弁というだけで当然終わるようなものではないので、大事な項目の柱で、ぜひともいろいろな幅広い議論をして対応していただきたいというふうに思います。

ニートについて。ニート、フリーター、私、これは非常に対策が大事だと思っておりますが、けさ八時から会合があって、玄田有史さんたちがしゃべったりして、これはそこから出ている。時代をえぐったなかなかの角度だったと思いますよ。

しかし最近、「ニート」って言うな」という本田田さんの本を私は読んで、これまた非常に大事で、ニートというのは、ある意味では、不登校、引きこもりということからの延長線上で、どちらかというとネガティブキャンペーン的な、あるいは病的なものとしてとらえる傾向というもの、角度がついているだけに非常におもしろいんですが、しかし、「ニート」って言うな」という本を読めば確かにそのとおりで、景気が悪かった、団塊の世代が五十代で高賃金であるということが多いから若者の雇用というものが極めて不十分になってきた、時代の要請の中から正規とアルバイトとそして派遣社員という雇用形態の変化というものがある、それから、企業が非常に苦しったこと、そういうことをやろうとして生き残ろうとする、そして女性雇用の増加、人件費縮減への企業の意味では悪戦苦闘の結果、依然として、学校を経由して卒業時どのパスに乗るかということが決まってしまうというように、選択がかなり学校卒業時に限られるという雇用、採用の形態、さまざまなものがあって、ニートというもの、あるいはフリーター、どこで

線引きができるかわからないけれどもという指摘は、私は非常に正しい、そう思っています。

だから、ニート、フリーターというのを決定的な現代若者論に転嫁してはならない。政治家としては、むしろ雇用という角度で、個人や家庭教育のみに還元しない、むしろ政治でこれを引き取るという角度がなければ、政策的に展開しなければならぬ、私はそのように思っておりますが、この点についてのニートに対する現状把握や対策で、一言いかなかなか言えないんだけれども、また、今はもう学者でもないから、そういう点では意見を言いくいかもしませんが、言えるところまで言っておきたい。

○猪口国務大臣 先生の御質問にお答え申し上げます。

私といたしましては、いわゆるニートと呼ばれる若者につきましては、本人の意欲といった問題ではなく、あるいはそれだけではなく、先生御指摘のとおり、景気の後退により企業が新規採用を抑制する、あるいは採用する場合もパート、アルバイト等の非正規雇用を拡大していること、さらに、従来の教育や人材育成、雇用システムが社会や労働市場の変化に十分対応できていないことなど、構造的な問題が背景にあると考えております。つまり、構造的な問題が背景にあると発生している、そういう問題であると考えております。

ですから、政策的な対応が必要なのであります。ニートへの対策も含めまして、若者の自立の問題につきましましては、若者自立・挑戦プラン、これが平成十五年にまとめられたものですが、十六年にも若者の自立・挑戦のためのアクションプランが策定されまして、これに基づきまして関係省庁一体となって取り組みを進めているところでございます。

も、若者の職業的自立を支援する、そこに行けばいろいろなアドバイスも受けることができる、ワンストップのようなところなんですけれども、その設置を進めるということを考えております。

また、より早い段階からは、例えば中学生のころ、職場体験、職業体験、キャリア・スタート・ウィーク、週、ウィークで五日間だけなんですけれども、全国展開して、学校段階からキャリア教育の強化とその意識の啓発に取り組んでいきたいという事業も行っているところでございまして、しっかりと若い世代を支援していきたいと考えております。

ちなみに、先ほどブレア政権の中での考え方、ワーク・ライフ・バランスについてお伝えいたしました、このことにつきましても、ちょっと調べてみましたところ、やはりブレア政権の中でそういう施策の研究がされていまして、そのときの位置づけがこういう表現になっていました。将来の社会的排除の可能性のある若者を早期から支援すべきという考え方なので、本人に責任を追及するといよりは、社会から何らかの形で排除されては絶対いけない、だから支援が必要である、こういう視点がそもそもの概念化の中でなされていることをお伝え申し上げます。

○太田(昭)委員 時間がなくなってきましたから質問は短くします。

通告してありますが、イギリスで、このニート、フリーター対策ということで国家プロジェクトがあって、ランディングレクト、コネクションズという二つがあるんですが、この点については参考になるのではないかと思います、いかがでしょうか。

それからもう一点だけ。女性の再就職支援について条件整備を推進するというのが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

以上で私の質問は終わりますが、お答えください。

○猪口国務大臣 女性の再就職につきましては、女性再チャレンジプランによりまして着実に推進

していきたく存じます。

また、先生御指摘のラインダイレクト、イギリスの取り組みですが、これは、基礎学力のレベルにつきましては、日本におきましては小学校教育の中で非常に着実になされていると理解しておりますが、より上の段階のEラーニングサービスのようなどころにおいて参考にしていくところでございます。

また、コネクショonzにつきましては、実は、先ほど引用したのは、ニートの対策としてコネクショonzというプロジェクトの中から出てきていますので、そこにつきましては、どのようにそのような不安感を抱えている若者あるいは本来あるべき機会に恵まれない若者に対して支援ができるか、イギリスの取り組み事例なども参考にしながら、我々の方の施策も充実させてまいりたいと考えております。

○太田昭委員 終わります。ありがとうございます。

○佐藤委員長 次に、泉健太君。

○泉委員 民主党の泉健太でございます。

官房長官が十五分からということで、まず最初に、国家公安委員長にお伺いをさせていただきたいと思っております。

最近の報道で社会的に全国をにぎわしているのが、警察による情報の流出の問題であります。

その中から、一度は、警察の方も改革が進み、過去はいろいろあったけれども、今はもうありませんというところまで行った捜査費の問題も、実はまた、さまざま、その流出の資料の中から、捜査費に関する報告書が出てきて、そしてまた、その報告書を実際に確かめてみると、捜査費が払われていないというケースがまた出てきているということもありまして、これは過去の資料ではありますけれども、まだまだ検証が必要ではないかという状況になっております。

きょう私が取り扱いますのは、その捜査費の中心身についてではなく、そもその情報流出ということについて、警察庁がどのような改善を考えら

れているのかということを変更して聞きたいという思いがあつてのことです。

という思いが、やはり、こういった各省庁による情報流出が出てきた、そういうことに対して国民は、それぞれの大臣に、こういった見解を持たれているのか、こういった改善を考えているのかということをお願いしたいというふうに思います。

その中で、防衛庁が、全職員にパソコンを整備していく、何とか予算を捻出しよう、そして四十億円のお金を出していくという方針を出された一方で、警察庁の方は、いまだ具体的には各都道府県の県費でパソコンは整備をされているところから、これは各都道府県に要請をしていくしかないというようなお答えしかいたさないものではないかと私は存じております。

公安委員長、改めてお伺いをいたしますが、私は、今警察の中におけるパソコンの使用状況といえますのは、公費パソコンが約十万台を超えているわけですが、もう十数万台、十二万台ぐらいになったかもしれないが、そして私物パソコンがまだ七万台以上あるというふうにお伺いをしているところですが、こういった問題について、都道府県に要請をするということ以外に、やはり私は、国として責任を持って予算をつける、何らかの整備をすべきだということを改めて考えているわけですが、現在の大臣の御認識をお願いいたします。

○香掛国務大臣 御指摘のとおり、パソコンは業務に必需品となつていっているものでもございます。しかし、警察といいたしましては、都道府県警察においては、パソコン経費等については都道府県の方で調達していただくような形式になっておりまして、現在もそれが続いているわけでございますが、今委員御指摘のようないろいろな問題が発生いたしておりますので、警察庁といたしましては、平成十九年度までに、各都道府県警察において、業務にパソコンが必要な職員に対して公費パソコンを配備できるよう、国費による整備をも検

討するとともに、各都道府県警察に対する指導も継続してまいりたいというふうに考えております。

○泉委員 今、国費による整備も検討というふうな言っていたいただきましたが、それはもう既に現在検討していただいていると考えてよろしいですか。検討が進んでいるということでしょうか。

○香掛国務大臣 ただいま検討中でございます。十八年度予算となれば予算要求は八月に出すわけでございますが、現在検討いたしております。

○泉委員 私も、ぜひそれは、来年度予算の中で必ずつけていただくようお願いをしたいと思

先日も、京都府警、私の地元ですけれども、その実態について話を聞いてまいりました。京都府警、現在七千四十一名のうち、これは多少増減はあると思いますが、公費パソコンの整備が千八百六十九台、そして私物パソコンが四千二百六十台ということですから、もう二倍以上私物パソコンが現在使われているという状況であります。

都道府県によつて、今、全台整備を進めているというところもございまして、国費で整備をしていくに当たつても、既に現在整備を進めているところが、まあ、いずれ国費で整備されるのであれば、今私たちがやらなくてもいいだろうということになりかねない状況もあると思

その意味では、各都道府県のばらつきを放置をしている状態というのは、やはり私は絶対に好ましくないというふうな考えをしておりますので、国費による整備を行うという方針は、ぜひなるべく早い時期に出していただくべきだと私は思いますが、今検討をいただいているというふうにおっしゃられましたけれども、その整備をしていくという方針、これははっきりと明言をしていただ

○武市政府参考人 お答え申し上げます。今大臣の方から、都道府県の経費による整備、それとか国による整備、これをあわせて実施する

ことによつて今回の問題を早期に解決したいというところを申し上げました。そのとおりでございます。今申しましたように、制度的には、都道府県がやるというこの制度は変えようがございませ

○泉委員 確認をしたいんですが、十九年度末までにといつたときに、いわゆる末端のというか現場の警察官にまで一人一人のパソコンを整備するということを考えられているのか、それとも、完全に整備をするといったときのイメージ、これはどの範囲までのパソコンの整備を考えられているのでしょうか。

○武市政府参考人 お答え申し上げます。今、十九年度末まででどういう姿ができるのかというお尋ねであろうかと思

○泉委員 都道府県によつての仕事のやり方というのにはある、そしてまた、今現在も一割ぐらいの整備率という都道府県もあるわけですね。ただし、情報流出ということとは、どの都道府県、どの警察官にとつても、これから新しいソフトのものも含めてやはりあり得るということを考えれば、やはりそれは整備をしていかなければならないというふうな思いをしますので、極力、パソコンを使う範囲をまず決めていただくこと、そしてそこにはしっかりと整備をしていくこと、これをぜひ早急に明確にさせていただきたいというふうに思います。

私は、この問題をちよつと調べていて大変不思議に思うのは、県費での整備だからばらつきがあり、かつ、こちらとしては何もできないんだというところが今回散見されるわけですね。

しかし、改めて伺いたいんですが、大臣、例えば警察手帳、制服、これは何の費用で整備をされているんでしょうか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘のありました警察手帳それから識別章というものもございますけれども、こういったものは各都道府県費で整備をされております。

○泉委員 そうしますと、同じようなケースは、なぜそういった警察手帳ですか制服の場合は起り得ないのか。制服をえるというの、都道府県ごとで決めていいわけではないですね。手帳も、各都道府県でそれぞれ好きな手帳を持っていきたいことではないと思うんですね。ある部分で通達はずっと全国に伝わって、制服は何月何日からということと全部変わっている。にもかかわらず、なぜパソコンだけ、だけとは言いませんが、今問題になっているのはパソコンですね、なぜ都道府県一斉に整備をすることができないんでしょうか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

手帳でありますとか識別章でありますとか、これは全国の斉一を期する観点から法令でもってきちんと整備をするということが決まっておりますので、これはある意味で、都道府県は義務的にこれを整備するという形になってまいります。今おっしゃられたパソコンのようなものについては、義務的に整備せよという形になっておりませんので、各都道府県警察が必要に応じて整備をするという形になっているところでございます。

○泉委員 まさに、今言っていたいたような問題があると思うんですね。法令で整備をするというふうになっていないということが、私、これはやはり、時代に即して警察が変わり切れていなかったところじゃないのかなというふうに思っています。

すし、実は、皆さんもこれを願っておられるんじゃないのかなというふうに思うわけです。

そういう意味では、例えばパソコン、あるいはプリンターなんかもそうかもしれません。最近では、裁判で使う資料はどうしてもカラープリンターの方がいいというふうなことが、裁判所なり検察の方から暗黙の要請があるわけですね。そういう中で、皆さんが整備できるのは白黒のプリンターでしかないという実態もあつたりするわけです。

あるいは、これまでは、一〇番をされて警察が現場に向かう、いろいろなケースの中では、基本的に無線を使うということでありましたけれども、携帯電話を使うケースも非常に多くなつております。私も先日、雇用の関係で春闘のデモに同行させていただきまして、地元の警察の方々は、携帯電話を使ってデモの交通整理の警察官同士のやりとりなんかをしているケースもあるわけです。決して捜査のためだけに携帯電話を使っているのではなく、広く実は現場では携帯電話というのも使われているケースがあるわけですね。

そういった意味では、どこからどこまでの範囲、基本的には公費でしつかりと見るのかということについて、パソコン、携帯電話、あるいはこれからさらに開発をされる新しい機器についても法令で整備をしていく必要があるんじゃないのかなというふうに考えますが、大臣、いかがでしょうか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

今、国と地方の事務分担という問題もございまして、どこまで地方にそれを義務としてお願いするかということとはなかなか難しい問題もあつて、余り広くそれをやることについては、他方でまた問題も生じるであろうというふうに思います。

ただ、委員おっしゃったように、公務で使うものは公費で整備せよということもひとつございまして、パソコンを含めて、また携帯も含めて、可能な限り整備が進むように努力してまいりたいと考えております。

○泉委員 公費パソコンがあること自体、もう既に公務の中にパソコンの使用というのは位置づけられているわけだというふうに思います。そしてまた、捜査資料、いろいろ提出をする資料についても、これはもうパソコンでつくらざるを得ない状況というのは完全に今、各都道府県警にできていくわけですし、その意味では、やはり早急に法令での整備、実際に台数の整備ということも一方でやっていただながら、法令の整備の検討についても、私はぜひ早急にこの検討を行うというふうにしていただきたいと思うわけですが、今後、こういったことについて早急に検討していただくというところをお約束いただけませんか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま申し上げましたように、国と地方の事務分担という問題、費用負担の問題もございまして、地方にその義務を課するという意味での地方へのお願いはやはり最小限度にとどめるべきであろうという観点もございまして、なかなか法令で義務づけをすることは難しからうというふうに思われますが、ただ、今申し上げましたように、公務に使用するものは公費で負担をするということが原則でございますから、そういった原則に合うように、各都道府県警察がきちんと対応するようには指導してまいりたいと考えております。

○泉委員 最近では、例えば携帯電話、警視庁なんかでいうと、Pモード、ボリスモードというものを導入して、これは公費でやられているものですが、携帯で、これは公費でやられているものですが、現場の写真を写して送信をする、あるいは捜査員が捜査員同士でメールのやりとりをする。電話で話をすれば声が漏れてしまうけれども、メールでやれば声も聞こえないから、捜査には非常に有効だということも、もう警視庁の方ではこれはしっかりとシステムとして始まっているわけですし、石川県警の方でも、全国でこれはやっています。一般の市民にも流すと同時に警察官同士も共有をするという意味では、こういった携帯の利用も今

どんどん警察の中では行われている実態があります。

しかし、そういう中で、いろいろな都道府県を調べてみますと、一通話数百円の手数料というか手当を払ってあげたりですか、あるいは全く手当を払っていないケースとか、いろいろなことばらつきがあつて、幾ら警察官が公務員ですから生活的には安定をしようとしても、そこからパソコンも借り、携帯電話も借り、実際にそれが警察活動において使われているという実態については、私は、やはりこれは違和感を感じます。

そういった意味では、ぜひ公費で賄う分が、今ほど審議官は最小限というふうにおっしゃられましたけれども、それはやはり税金を使用するという観点からすれば正しい認識だというふうには思いますけれども、ぜひ一度整理をしていただいて、どこまでを公費で認めるべきか、これはぜひ早急に答えを出していただきたいというふうに思っております。

また、情報通信部というのが各警察、中央にも都道府県の方にもあるわけですが、そこでの無線の使用についても、これからは携帯電話の導入に伴って、役割の分担というものが必要になつてくるかというふうに私は感じております。そういった意味で、この無線の整備もこれからどんどん進めていくし、携帯電話の整備もお金をかけていくしということであれば、情報手段というのは幾つもあった方がそれはいいですけれども、この情報通信部の中で、例えばパソコンの整備というものは、国レベルからほとんど体制を整備することもできるかもしれませんし、そういったこともぜひお考えをいただきたいというふうに思っております。きょうは、そういった指摘をまずさせていただくことで終わらせていただきたいと思います。

次に、皇室典範のことについて質問をさせていただきます。ただいまというふうに思います。公安委員長、ありがとうございます。

官房長官、まず、今国会の所信の表明において

実はこれは後に理事会でも多少取り上げられたということはもう御認識をいただいているかと思いますが、「与党を初め」という表現について、前回は我々大島理事から指摘があったかというふうに思っています。私も、この皇室典範の議論については、非常に慎重を期して、また、私の認識かもしれませんが、仮にも対決をする、対立をするというような性質のものではないということを考えております。

もちろん、国民の皆さんの中にはいろいろな御意見があるという中で、当然その中では議論というのも行われていくことになると思うんですが、この官房長官の御認識でいきますと、与党を初め国民各層における議論を見守る、そしてまた、前回の大島理事からの質疑における答弁では、まず与党で議論をして、そこから国民各層へまた議論をしていただくんだというようなことも述べていただいております。

そういうことでいうと、今後の手順なんですか、各党が議論をするというふうには小泉総理の方はおっしゃられているんですね。各党で議論をしていただいて、そしてさらに国民的にも議論をしていただければいいという中で、官房長官はどうも、この与党を初めというところを随分強調されているんじゃないのかなというふうに私たちは受け取るわけですけれども、これは、与党の中での議論を最優先されるということなのか、あるいは各党の議論、これをやはり中立公平に見ていこうということなのか、御認識をいただきたいというふうに思います。

○安倍内閣総理大臣　政府が法案を提出する際には、まず、政府案の場合は、それを党において、部会において御協議をいただくわけでございます。そして、その手続を経て、さらに与党で協議をした

者のその結論について、従来よりもこれはやや慎重な形で、まず与党手続においても、この有識者の結論についてまず御検討、勉強会等を今重ねていただいているわけですが、そこで議論した後、そうした議論を受けて、政府として改正案をどうするかという検討に入っていくわけであります。しかし、もちろん成案を得れば、当然この委員会におきましても、また国会においても、与野党で深い御議論をいただくことになるだろうというふうな承知をいたしております。

○泉委員　そうしますと、過去のというか、通例の、通常の法案と変わらない過程を官房長官はイメージなされているというふうに私は受け取るわけですが、果たして本当にそれでよいのだろうかということをもう一度考えたいというふうに思います。

例えば、憲法調査会であれば、国会法を改正して、それぞれ集まって慎重にこれまた議論が続けているという例もございまして、あるいは、私はあるかもしれないが、皇室会議の中でこういったことについてお話し合いをしていたくことも考えられないのだろうかということも考えますし、官房長官のイメージの中で、今私が言ったようなことが選択肢の中に入っておられるのか、まずこれをお伺いして、そしてさらに、与党の中で勉強会がスタートをして、与党が法案を作成する、私はこれすらも本当にそれでよいのだろうかというふうに実は思っておりますけれども、もう

○安倍内閣大臣 法案につきましては、これは閣法で提出をいたしますので、与党というよりも政府として法案を作成いたしていく、こういうことでございます。

今、その前段階において有識者会議の提言が出されましたので、この提言についていろいろと御議論をいただいている、こういうことでございまして、基本的には従来の政府提出法案と同じように、手続としては、その後政府として改正案を作成していく、そういう段取りになっていくと思っております。

○泉委員 それは、官房長官の御意思か、あるいは政府の見解なのか、少し詰めてまたそれもお答えをいただきたいと思うのですが、今言ったような、例えば国会法を改正して調査会をつくるというようなやり方、方法、あるいは皇室会議で御議論をいただくということは検討されているんでしょうか。

○柴田政府参考人　まず、私から制度の骨格について申し上げたいと思います。

国会法の話につきましては、これは国会で議論していただく話でございますから、なかなか政府の立場としては申し上げにくいなというふうに思っております。

それから、皇室會議で議論をしたらいかかかというところでございますけれども、今の皇室典範上は、皇室會議というのは、制度の骨格はもう皇室典範ですべて決まっておりますて、その骨格を維持しながら、皇位継承順位の変更とか、天皇、皇族男子の婚姻あるいは皇籍離脱、摂政の設置など、国会で議決された典範に規定された制度、これの具体的な運用について審議をする。それから、皇室會議の審議事項というのは、もうこの事項に限られていというふうに典範では規定をされております。

今先生御指摘のお話について考えてみますと、憲法では天皇は国政に関する権能を有しないとい

また皇族につきましても、皇位継承資格を持つ方及びその御家族であるという地位にあることから、憲法の天皇に関する規定と同じように考えるべきだというのがまず基本的なところでございます。

皇位継承制度は、その法律である典範に定められたものでございまして、国の基本にかかわる重要な問題であります。これはまさに国政にかかわる事項だというふうに考えております。そういうことを踏まえば、皇位継承制度のあり方に関して、皇族が国政に対して影響を及ぼしたのではないかと疑いが生ずることのないように政府は十分配慮すべきだというふうに考えております。

ちよつと説明が、順序が逆になりますけれども、皇室會議には今二名の皇族の方が入っておられますので、そういうことを踏まえてのお話でございます。政府としては、典範の改正については、皇室會議を係らしめる制度に改めることは差し控えるべきではないかなというふうに考えております。

○泉委員　ということは、調査会については国会の中で決めていただくことだというような御認識だということで、それはある意味国会の方にまた責任はあるんだというふうに思います。

私はやはり与党が法案を政府とつくつて、それを国会の中で与野党が、賛成だ、反対だと議論するということでは、これは皇室典範の議論になじまないのではないのかという認識を持っておりまして、その意味では、官房長官の意向というのはやはり与党にも大変大きな影響を持っておるわけですので、与党でまず議論を行つていただくんだ、それをもとに法案をつくるんだという方針については、私はこれは改めたいだく必要があるんじゃないのかというふうに思つております。

ぜひこれは、ある意味、超党派でやっていただく課題、それぞれの政党に多くの支持者がまた後ろにおるわけですから、そういった、すべての国民に配慮をした形の議論を進めていくということでは、国会で与野党の議論を行うということをするということでは、私はこの問題を乗り切ることができないんじゃないのかなというふうに思っております。

最後に、官房長官、そういった意味での、国会に提出する以前においての与野党の議論、こういったものをこれからもう少し重視していくことも考えられるというようなことをぜひ改めて言っていたことができればと思うわけですが、いかがでしょうか。

○安倍国務大臣 それでは、少し整理をしながら答弁したいと思います。

まず、有識者会議の報告が出てきたわけでございますが、現在、この報告をもとに、自民党におきまして議論を、また与党におきまして御議論をいただいているところでございます。

政府といたしましては、基本的には、その後、この御議論を踏まえまして、慎重にまた国民の御意見に耳を傾けながら、冷静にこの法案の作成に向けて検討をしていくわけでございますが、他方、これはやはり提出をする前に党で話す、そういう考え方につきましては、これはぜひ政党間でお話しいただきたい、このように思うわけであります。

また、国会での、どういう形で審議をしていくかということにつきましては、先ほど柴田準備室長が答えましたように、院でお決めのいただきたい、このように思います。

○泉委員 どうもありがとうございます。

○佐藤委員長 次に、市村浩一郎君。

○市村委員 民主党の市村でございます。

三十分間、質問させていただきます。きょうは、大きくは四問ほど御質問させていただきたいと存じますが、まず、簡単に終わらそうな件からやっていきたいと思えます。

この内閣委員会で、私も、本当初当選以来もう二年半以上にわたります、速度規制についていろいろ質問、議論をさせていただいておりますが、その議論のその後の経過といえますか、今警察が、私がこの内閣委員会で議論させていただいたことについてどのような対応をされているのかを簡潔にお答えいただきたいと思えます。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

速度規制の状況とその見直しにつきましては、これは不断に各県警でやっておるわけでございまして、警察庁といたしましても、今年度からおおむね三年間をめどにこの規制速度の決定のあり方に関する調査研究を行うことにいたしておりますので、それを踏まえまして、さらなる合理的なあるいは適正な規制速度のあり方について検討をしていきたいと考えております。

○市村委員 三年と言わずなるべく早く検討をいただいて、不合理な速度規制がありますので、いつも申し上げておりますが、やはり納得いく取り締まりや規制というのがなければならぬと思えますので、国民の皆さんが納得いく、恐らく、警察という立場を離れば皆さん一人の国民でありますから、こんなのでいいのかなということをおっしゃるから、これはいいのかなということも本当はスピード規制だけではなくてその他全般にも言えることなんです、やはり納得がいく、そういった規制ということを考えていただきたいと思えます。

もうきょうは、これについてはこれで終わります。

その次に、代用監獄の問題について、これは主に法務委員会の方で御議論がされていると存じますが、考えてみますと、代用監獄としてあるのは、警察の留置場があるわけでありまして、では、警察としてはどのようにこの代用監獄の問題を考えていらっしゃるのかということについて、ちょっとだけ議論させていただきたいと存じます。もう主に法務委員会ですらうし、いいますので、ここでは警察の考え方を聞きしたいと思います。

いうことでございます。

特に懸念されますのは、今回の法改正で代用監獄が恒久化してしまうのではないかと、これが懸念されております。

まず、代用監獄について、もともと、未決の方の身柄の勾留に対して、本来ではどうあるべきなのかについて、ごく簡単に警察の方から御説明いただきたいと思えます。

○片桐政府参考人 代用監獄のあり方についてどのように考えるかというお尋ねでございますけれども、我が国の司法制度のもとでは、逮捕、身柄を拘束してから起訴するまでの間が二十三日間、最大二十三日間という極めて短い期間の間に起訴するか否かを判断しなければいけないという、ある意味、国際的には特異な性格を持った司法制度であります。それから、立証の仕方についても極めて精緻な立証が求められる、これは精密司法と言われているけれども、そういった問題があるという国もほかにはなかなか例を見ない。

そういった中で、こういった極めて短期間のうちに警察が適正迅速に捜査を進げるためには、やはり効率的に捜査を進める必要がある。そのためには、捜査機関と身柄拘禁場所が近接した場所にあった時間的ロスも少ないとか、そういった形になっていなければいけないという意味で、そういった条件を満たす今の仕組みとしては代用監獄制度しかないのではないかと、そういって、警察留置場でございますけれども、そういった施設しかないというふうに考えておりますので、我が国の司法制度を前提とすれば、警察留置場を代用刑事施設として使うことは必要であらうというふうに考えております。

○市村委員 ちょっと、私が質問したことには実は答えていただけていないわけですね。その後に、実は議論を深めた後にそういうことをお聞きしたかったわけですね。

警察の方がどなたかを逮捕し身柄を拘束したとした場合、本来ならばどういう手続をとらなく

ちやいけないかということをまずお尋ねしたかったんですが、いかがでしょうか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

一つには、刑事訴訟法上、身柄を拘束した場合の勾留場所は監獄という形になっております。それで、今の、旧監獄法でございますけれども、によれば、これは現在も規定は生きておりますけれども、警察留置場を監獄に代用することができるといふ規定になっております。

したがって、拘置所に収容する場合と警察留置場に収容する場合は両方あるわけでございまして、どちらに収容するかはこれは裁判官の裁量によつて決まるということでございますので、どちらが原則、またはどちらが例外ということはないというふうに考えております。

○市村委員 であれば、私が聞いている話では、警察官が犯罪被疑者を逮捕し、引き続き身柄拘束の必要があるとしたときは、四十八時間以内に被疑者の身柄を警察官に送致する手続をとらなければならない、これが本来の姿というふう聞いておりますが、では、これは本来の姿ではなくて、今おっしゃったことの方が本来の姿というふうにも、もう私の認識を変えた方がいいということでしょうか。

○片桐政府参考人 ちょっと説明が不十分でございましたが、逮捕されたから四十八時間以内に警察官のもとに送致しなければいけないということはおっしゃるとおりでございます。警察官は、警察から送致を受けたときから二十四時間以内に勾留するか否かを決定しなければいけない。

私が今申し上げたのは、この勾留された後のことをちょっと申し上げたのでございましてけれども、その前の七十二時間の範囲内は、これは捜査機関が身柄を拘束するというところでございまして、留置場に身柄を収容することが原則でござい

ます。

○市村委員 ですので、留置場に身柄を拘束することは原則で、結局、ということでは、代用監獄については、これは裁判所が決めることだから、特

に今、さつき冒頭で御説明されたように、短期間で起訴するか否かを決めなくちゃいけないから、警察としては、これはいい、問題なしと考えているというふうにとらえてよろしいでしょうか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

分けて考える必要があると思ひまして、逮捕から七十二時間の範囲は、これは警察でございす。捜査機関が身柄を拘束するわけでございすから、警察の留置場に収容する。

今御指摘の代用監獄問題というのは、勾留された後の身柄をどこに拘束するかという問題で、これが、先ほどちょっと申し上げましたように、刑事訴訟法上は監獄という形になっていますが、他方で、警察留置場が監獄に代用できるという仕組みになっています。

では、どっちが原則なのかということでございすけれども、これは裁判官の裁量で決まりますものから、別に裁判官としては、どっちが原則ということは考えていないというふうに思ひます。

捜査機関としましては、今申し上げましたように、極めて短期間のうちに起訴するか否かを決定する必要がありますので、我々としては、代用刑事施設制度は必要であるということで考えております。

○市村委員 もう法務委員会でのことは大分議論されていますので、きょうは警察の考え方をお聞きしたいということでございました。

必要だということはまず認識をしましたが、しかし、今、法務委員会でも大分議論されていますけれども、やはり身柄の拘束については、本来であれば全然違うんですね。留置場はまさに警察の管轄下にあるわけでありまして、今度は拘留所、私も去年大分回りましたけれども、拘留所は法務省の管轄下にあつて、やはり未決の方の身柄拘束に当たっては、これはかなり慎重でなければならぬと私は思ひます。

特に、もう議論されていますからここであえて長くは繰り返しません、やはり冤罪とかが生ま

れやすい環境もあるんじゃないかという指摘もされているわけですが、代用監獄、警察にとめ置くことにおきまして、そうやってぎゅうぎゅうやることによつて、結局、自白の強要につながつて、そして冤罪がつくられているんじゃないかという指摘もあるわけですから、そこについては、やはり未決の容疑者、被疑者といふ身柄拘束にについてはもっと慎重に。

早く起訴しなくちゃいけない、短期間に起訴しなくちゃいけないという一方で、人権とかそういうことにも配慮して、やはり問題なしとするのではなくて、警察側の方も、代用監獄というのは基本的には問題だろう、だからもっと大きな流れの中でこの問題を考えていくという考えの中、そして今はそのだけれども、未決の方の身柄拘束については考え直して、その中でも代用監獄というのを見直していこうという機運を、やはり気持ちには常に持っていていただきたいと思ひます。

それと、これについては国家公安委員長からも御答弁願ひたいと思ひます。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘ございましたように、代用監獄が冤罪の温床であるという御指摘があることは我々も十分承知をしております。

私どもとしても、代用監獄制度が何らの改善も必要ないとは思ひませんが、例えば、昭和五十五年以降、運用の改善を相当しまして、身柄を拘束する捜査部門とは全く関係のない、捜査を担当しない総務部門、警務部門がこの留置場の業務を扱う、捜査員は全くこの留置業務には携われないとかいうことをやってまいりましたし、施設も相当程度改善をして、現在は拘留所に劣らない、むしろすぐれた部分もあると思ひますけれども、施設の改善も進んでいるという状況でございす。

さらに加えて、今回の受刑者処遇法の改正によりまして、例えば留置施設視察委員会という外部の方が施設を視察し、また場合によっては被留置

人と面接するなどのことによつてその運営の透明化を図るとか、また被留置者からの苦情とかそれから不服申し立て制度をつくるかといった形で透明化を図りながら、さらなる改善を図つてまいりたいというところで考えております。

○香掛国務大臣 今政府委員から説明したとおりでございますが、私の方からも説明させていただきます。

我が国の現在の刑事司法制度のもとにおいては、迅速かつ適正な捜査を遂行するため、被勾留者を留置施設に代替収容する制度が必要であるというふうに考えております。

ただ、今委員おっしゃったようないろいろな問題もございすから、この留置施設においても、今の説明のように、留置する人と捜査する人をきちと部署等を区分して、そしてその留置する方についてもきちと、いわゆる勾留された人の、そこから出た場合、入った場合など、そういう時間的なものもきちと整理し、就寝時間、起床、そういうものもきちと規則で決めてやっていくなど、そういう点についてはできる限りのことをいたしております。

そこで、今委員御指摘のように、今回の出されている法案、またこの代替留置施設、監獄としての留置場について、それが恒久的なか暫定的なのかというお話ですが、あくまでもこれは現時点においていろいろこういう決められたものであつて、これが将来においてどういうふうになるかということについては、やはりその時点においていろいろ検討していただくということだというふうに理解しております。

○市村委員 ここに、未決拘禁者の処遇等に関する提言というのがあります。平成十八年二月二日、ことしの二月二日でございますけれども、有識者会議からの提言でございますが、この中にもやはり、「代用刑事施設制度は将来的には廃止すべきとする強い意見もあること」ということも踏まえた上で、「刑事手続全体との関連の中で、検討を怠つてはならない」とされておりますので、こ

の有識者会議の出している趣旨を踏まえて、ぜひともこの代用監獄制度につきましては引き続きの検討を進めていただきたいというふうに思ひます。

委員長から、これについて一言だけお願いしま

す。

○香掛国務大臣 今委員言われたとおり、有識者からの提言におきましては、「代用刑事施設制度は将来的には廃止すべきとする強い意見もあること」とや、刑事司法制度全体が大きな変革の時代を迎えていることなどを考えると、「そして『代用刑事施設制度の在り方についても、刑事手続全体との関連の中で、検討を怠つてはならない』としていくところではあります。その時々々の情勢によつて、必要に応じ所要の検討がなされるべきものであつて、今この現状を踏まえて、直ちに、そういう恒久的であるとか暫定的であるとかという意見は、私の立場としては申し上げられません。やはり将来のその時点において、全体を踏まえて、制度も踏まえながら、また新しい時点で考えていただきたいというふうに思ひます。

○市村委員 では、この件についてはこれで終わります。

それで、引き続きまして、実は今、行革の推進特別委員会の方で公益法改正が議論されていす。本来であれば、この内閣委員会で議論されるべき課題だ、法案だと私は思ひますが、残念ながら行革特に行つていっているということで、私も行革特の方に出張いたしまして、向こうで大分議論をしております。

その中で、今回、民法三十四條から以降がごっそりと削られて民法の大改正が行われるということと、こんな大改正にもかかわらず、ほとんど国民の皆さんは知らないという中で議論が進んでいす。

何がこの改正の大きな目的かといひますと、これまで民法三十四條には何が書かれていたかといひますと、この国で法人格を取つて公益活動をしたければ、お上の許可を得ないと書いてあつ

たわけです。それを百年以上ぶりに今回改正をするということ、これ自体は、この内閣委員会の場でも何度も申し上げているように、評価をしています。

ただ、その改正後の姿が民法三十三条二項になつておるわけでございますけれども、これについて、私としては、せっかく大改正をするのであれば、やはり本来のあるべき姿を反映したような条文であつてほしい、このように思っているわけでありま。

三十三条二項はどうなつていくかといふと、「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。」こう書いてあります。

ここで出てくるのは、例示ということなんですが、公益法人と営利事業を営むことを目的とする法人が出てきます。しかし、本来であれば、営利事業を営むことを目的とする法人の対になるのは、公益法人ではなくて、実は非営利事業を営む法人なんです、でなければならぬんです。

では、この公益法人は何かといふと、先ほど申し上げたように例示なんです、では、あえてその例示を残すということであれば、私はぜひともこの修正というものを考えておまして、しなければならぬといひますと、「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人を含め、非営利事業又は営利事業を営むことを目的とする法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。」

こうした方が、やはり、せっかく法人についての大改正をするわけですから、営利事業の対は非営利事業であつて、しかも公益事業に關しましては営利にも非営利にもかかわりますから、これを含めて、公益を含めて非営利事業を営む法人、営利事業を営む法人ということにした方が民法とし

ての格も十分上がりま。非営利、営利という中で一般法も考えていくと概念的にも非常にすつきりと整理されて、今回の財団、社団を含めたいわゆる非営利法人一般に關する今後のいろいろな議論も、きちつとした、民法というものがしつかりとすることによつて一般法の議論もしつかり進んでいくんだ、私はこのように思っています。

きようは、法務副大臣もお見えいただいていますので、副大臣の御意見、お聞かせいただきたいと思います。

○河野副大臣 この件に關しましては、杉浦大臣が行革の特別委員会でも何度か答弁をさせていただいていと思ひます。

改正案の民法三十三条第二項、今御指摘いただいた規定でございますけれども、法人にはさまざまな種類のものが存在をする、どのような法人においてもその設立の事項は法律事項であるという原則を宣明したいということでございます。

それで、法人の例示として、「公益を目的とする法人」と「営利事業を営むことを目的とする法人」というのを掲げております。委員が作成されたという対案を拝見いたしました、この案は、法人には非営利事業を営むことを目的とする法人と営利事業を営むことを目的とする法人がある、これは例示というよりは分類ではないかと私は思ふんです。AとAにあらざるものといふと、それはすべてというわけでありまして、例示というなら、AがあつてBがあつてその他がありますというふうに言わないと、これはなかなか例示とは言えないのではないと思ひます。

民法は、私法の基本法でありまして、規定の内容をできる限り国民一般にわかりやすく表現をすべきものであります。このような観点から、現に我が国の社会において重要な地位を占めていく株式会社に代表される営利事業を営むことを目的とする法人と、学校法人やNPO法人に代表される公益を目的とする法人の例示として掲げるのが適切だといふふうに考えたわけでありま。

業を目的とするさまざまな法人すなわちNPO法人、学校法人、社会福祉法人等を非営利法人制度として統合すべきであるという考えを前提として、今回のこの修正案を作成されたといふふうに思つておりますが、そういう考え方は、理論上はあるんだと思ひますが、今の政府の考え方は異なるわけでありま。

拝見をしました修正案について少し意見を申し上げますと、営利事業という言葉は法令用語として一般的になつておりますが、非営利事業という言葉そのものはまだ法令用語として余り成熟してないのではないかといいことがあります。

それから、若干、ちよつと細かい話ですが、営利というのをは利を営む事業であります。それに対して非営利というの、要するに利を営むものにあらずといふ事業を営むものといふのは、何となく日本語としてややこしいのかなといふ氣もいたします。

それからもう一つは、条文の表現ですが、「非営利事業又は営利事業を営むことを目的とする」ということであります。非営利事業と営利事業を目的とする法人以外の、何かさらに別の法人があるかのような印象を与えかねない。つまり、改正案の民法三十三条第二項はすべての法人に対して適用されるわけでありま、A、B、その他といへばそれはわかりやすいと思ひますが、「非営利事業又は営利事業を営むことを目的とする法人」とだけ書いてありますと、何かそのほかにあるのかなという印象があつてもいかにのだらうといふふうに思ひます。

ですから、委員の御提案の修正案は、我々といひましたは余りよろしくないのではないかと。我々としては、どのような条文表現が適切であるかといふことは、我々の方がいいのではないかなと。まあ、これは見解の相違と言われてしまうかも知れませんが、我々としてはそう考えております。

○市村委員 いや、大議論をしなくちゃいけないとこれは思ひます。そういう認識で政府が立たれて

ているといふことであれば、今回の公益法人改革については大変大きな問題をはらんでいると言わざるを得ません。

なぜならば、もともと非営利事業という言葉が、なじみかなじまないかは議論があるところだと思ひますが、そもそも民法三十四条で、営利事業と、非営利事業という言葉がなじみかなじまないかは別として、営利と非営利もしくは営利を目的としなかつたといふ表現はあつたと思ひます。本来であれば、それが併置されていくなくならなかつたのです、百数十年前に、明治二十九年のときに、ところが、当時の状況から考えて、あつたという国家主義的な状況から考えて、恐らくそういう発想には立たなかつたのでしよう。だから、公益活動についても許可主義に係らせてやつてきたといふことがあつた。

この間から御指摘申し上げていくように、なぜ行革なのか。もともと公益法人といふのは民間の組織なんですね。民間の組織がなぜ行革の流れの中で議論されなくちやならなかつたのか、そもそもここに大きな問題があつたわけでありまして、じゃ、今回大改正するといふことであれば、当然、あるべき姿を模索して、そしてそのあるべき姿をどうつくつていくかといふ観点から民法の改正も行われ、かつまた一般法の改正も行われるべきだ。

そういう立場に立たない限り、本来の意味で、小泉内閣といふとまさに構造改革なくしてということをおつちやつていくわけですね。構造改革すなわちシステムの改革です。システムの改革をするとうたつていられる政府が、そういう根本的なシステム改革に思ひいたさず、何か場当たりのといひてはいけませんけれども対症療法的な、そんな改革に終わらせようとするのであれば、公益法人改革といふのはこれは大改革です。うね、いふのは、今の政府がおつちやつていふことを意をなしてないといふか、意を表現してないといふふうにとらざるを得ないと私は思ひます。

ですから、言葉の問題は別として、やはり営利

事業と来たら非営利事業と来るのが素直な考えでありますから、当然条文にも、特に民法ですから、そういうものを反映しておかなくちゃいけないと思います。

そして、例示と私が申し上げたのは、修正前、いわゆる今の三十三条二項の法案が例示だということから、この例示、私は取った方がいいと思ってるんです。これは例示を取った方が実はすっきりするんです。民法の格としてはすっきりするんですが、どうしてもこの例示は残したい、これまでの経緯もあって、いろいろな方の要望もあって残したいというのであれば、じゃ、この例示を残しながら、かつ本来あるべき姿により近づけるためにはどうすればいいかということで、私もこの修正案というのをつくらせていただいておりますわけでありまして、決して例示という意味で使っているわけじゃないです。分類と言ってもいいと思います。分類という意味でも、おっしゃっていただいてもいいと思います。分類だろうが例示だろうがどっちでもいいんです。

とにかく、せっかくの大改正をするのであれば、本来あるべき姿に近づけるような条文になつてほしい、与党の方でもそういう御議論をしていただきたいという思いで、私は、行革推進特別委員会でも、今こども議論させていただいております。だから、ちよつとこれは大きな、きょうは副大臣は初めてこのことを私と議論させていただくと思いますが、これは時間があつたら、本当になるほどなとわかつていただけたらと思うんです。

だって、私は、これ、別に与野党とかその対立で言っているわけじゃないんです。本当に今の政権の中でやっていただきたい。特に今、小泉政権は、そうやって大きな構造改革を掲げる、新しい社会の仕組みをつくらうという志を持った政権だと私は一人の国民として信じていますから。なれば、それを素直にとらえていただいて、ぜひとも、大改革ですから、もう一度御検討いただきたいというふうに思っているんです。

今の、副大臣が言われたのは、多分官僚の方がつくられた文だと思えますけれども、これは私からすれば議論のためにしているような反論でした。今の議論は残念ながら余り相手にしたくない議論です。だから、本当に、これは政治家同士の国を思う気持ちで聞いていただければ、なるほどなというふうに思っていたらいいはずなんです。どうぞ、副大臣、いかがでしょうか。本当に、時間ないのではありませんけれども、これは極めて重要なんです。極めて重要。せっかく変えるならば今変えておく方がいいということになるんですが、副大臣、いかがでしょうか。

○河野副大臣 民法を、今度は民法からあれかもしれませんが、要するに、今まであった公益法人というのを、今度は、別にお上り認める認めないでなくて、どんな民で一生懸命頑張つてつくつていこうという改革であります。おっしゃるようには大改革であります。これは政府としてはしっかりとやっていきたいと思っておりますし、そういう改革にむしる委員は賛成をさせていただいていて私は思っております。

そういう意味で、何が問題になつてくるのかちよつとよくわからないんですが、民法というのは六法の中の一つの重要なものでもありますから、それは読んでみてわかりやすい方がいいんだらうというふうに思っています。だから、それはやはり、こういうものもあるというものもあって、それ以外のものもありますよと、とにかく、すべからくみんな法律に準拠して法人はやっていきたいと思いますというのを書いてあるわけです。

現行のあれは、前からの民法も踏襲をし、さらに、法人という一番代表的なのは株式会社でしようから営利事業というのを並べて書いてあつて、要するに、その書きぶりがどうかというよりは、今までお上りがやれと言つてやっていたこと、あるいはお上りがやっていたと言つてやっていたことを、今度は別にお上関係ありませんよと言つてやるようになるというその改革が問題なわけであつて、私はいい方向へ行っているんだと思います。

もちろん、その後、税制の問題をどうするかとか、そうしたことも考えていかなきゃいけないでしょうし、今回はその対象のほかになりました、ではNPO法人と今度の新しい法人とどういう関係になるのか、あるいは将来的にそれをどうしていくのかみたいな議論は残るのかもわかりませんが、大改革と言ふにふさわしい改革を政府も一生懸命やっているんだらうというふうに思っています。やっているんだらうというか、やっているわけでありまして、そこはぜひ委員にも御支持をいただいて、なぜこれが行革の特別委員会かという御指摘は、何となく聞いてみて、それは官の改革というよりは民のルールを変えようという話ですから、それは行革じゃなくて内閣委員会でも、法務委員会はいろいろ立て込んでおりますから、内閣委員会でもやってもいいのかもしれないかと思ひますが、それは国会の中でお決めることになることではございませんが、ともかくにも、この改革をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○市村委員 時間になりますので終わりますが、まさに今副大臣が御指摘されたように、民法というのは大変重要な法律ですから、民法にふさわしい品格を持った条文になつてほしいという思いでございますので、もう一度御検討いただけたらありがたいと思います。

そのことをお願い申し上げて、ウイニーの件で、警察の方、済みません、ちよつと質問時間がなくなりましたので、また改めて質問させていただきます。ありがとうございました。

○佐藤委員長 次に、鉢呂吉雄君。

○鉢呂委員 民主党の鉢呂吉雄です。

査掛国家公安委員長には初めて質問をさせていただきますので、きょうは午後に分かれて一時間十五分、ぜひ国家公安委員長としての御答弁をいただきたいと思います。国会の改革で、私は大臣にしかこの間ずっと質問しておりませんので、国家公安委員長としての明快な御答弁をお願いいたします、こ

ういうふうに思っております。

私、北海道でありまして、この数年北海道では、北海道警察の裏金、不正経理問題、これが大きな課題になって、道民も、警察に対する不信、こういったものを引きずっておるところであります。これらの問題を中心として、きょうお尋ねをさせていただきたい、こういうふうに思います。

ある面では、警察権力自己増殖といいますが、権力を持っているだけに、これをきちんとチェックする、国民の立場からチェックをするのが国家公安委員会の役割、こういうふうに法律的にはなっております。そういう意味で、今何よりもこの裏金、不正経理問題等については、都道府県にも公安委員会がございしますが、いわゆる都道府県警察と警察庁の関係といったところからいけば、国家公安委員会の警察に対するチェック、管理監督、こういったものも極めて大事だということであります。過般、警察刷新会議ということで、警察のさまざまな問題についてきちんと管理監督をしていこうということも、法律改正が警察法の改正で行われたところでありまして、そういった意味できょうは大臣に質問をさせていただきたいと思ひます。

資料に基づいて質問をさせていただきたいと思ひますが、査掛国家公安委員長に、この間の岡山県警、愛媛県警の、ウイニーに伴うさまざまな警察内部の情報流出問題について、必ずしも国家公安委員長長のこれに対する御見解、国民に対するきちんとしたメッセージが出ておらないと私は思いますので、まず冒頭、この問題についてどのような考えになるのか、御答弁をお願いいたします。

○査掛国務大臣 お答えいたします。

警察におきましては、従前より情報セキュリティ対策につきましては繰り返し指導してきたにもかかわらず、捜査資料等の情報の流出が起きておりますことについては、極めて遺憾というふうに考えております。

今回の事態を受けまして、緊急対策として、警察庁におきましては、三月七日付で、職場に存在するすべてのパソコン及び外部記録媒体について緊急点検を実施すること、さらに、職務上使用する私物パソコンはもとより、専ら私用として使用するパソコンについてもウィニーのようなファイル共有ソフトを削除させ、これを確認する措置をとること、すべての職員について、ウィニーを入れているパソコンを使用しないこと等、情報管理対策の徹底につき自筆の確認書の提出を求めることなどを定める通達を発出したしております。

全国警察職員の一人一人が情報流出の危険性を認識し、情報管理対策を徹底することが警察管理対策上何より肝要であると考えており、警察庁において、今回の緊急対策を徹底し、同種事案の再発防止に万全を期すよう督促してまいりたいと考えております。

○鉢呂委員 今大臣からそういう話があったんですが、必ずしも国民に対してこういった情報の流出で多くの被害を与えたことについての大臣の御見解がなかったというふうに私は今お聞きをしたところであります。

それでは、資料に基づいて大臣の見解をお聞きしたいと思いますが。

資料は三ページ、二枚めくって、右下の方にページを打ってありますが、三ページを見ていただきたいと思います。

これは愛媛県警の捜査関係の流出ということですが、個人のプライバシーにかかわるところは黒で塗ってあるところでありまして、平成十四年の六月、愛媛県警の捜査第一課長に対して部下が捜査報告書というものを提出しております。これは、平成元年八月に新居浜市で発生した美容師殺人事件にかかわる形で、情報を得たので情報謝礼を交付した状況という報告書でございます。

この中身は一通お話をしませんが、十四年たっているにもかかわらず、かなりの聞き込みがあったかのような表現を使って、この美容室で隣に、カットに来ただけけれども、その近くにいた人が

どうも犯人らしいというようなことを子細に書いてあるところでありまして、次のページの四ページを見ていただきたいんですが、四ページの最後に、私の、この線を打ってあるところでありまして、最後の三段であります。『今後情報を得るための重要な協力者になると思われ、情報提供謝礼を交付して今後の協力依頼をするともに、定期的に訪問して協力体制を確立していく事とする。』というような報告書であるわけでございます。

このような謝礼交付に係る捜査報告書について、国家公安委員長として、これを確認しておりますね。

○香掛国務大臣 愛媛県警察におきまして、現在、流出したと見られる資料等の詳細を調査しているところでありまして、いずれにしても、流出した資料の具体的な内容を前提とした御質問にお答えすることは、ネットに流出した個人情報等が少なくとも警察から流出したものと確認に繋がりが、また、資料の検索を容易にして情報の拡散を招くおそれがあり、関係者の名誉やプライバシーを保護するという観点から答弁は差し控えたと思います。

また、提供謝礼その他の捜査費の個々の執行状況に関する情報につきましては、情報提供者保護の観点から答弁を差し控えたと思います。

○鉢呂委員 今、情報提供者のプライバシー保護の観点のようなお話を大臣はされましたけれども、あるいはこのネットに流出をしておる今の段階で、もう一カ月以上たつておる状況です。私もこれは、こういうふうには、この種の情報提供者の捜査報告書は十五人にわたつておりました。これはインターネットで私も見させていただいております。十五人です。

もうこのような段階で、単にプライバシー保護ですとか、そういうことを認めるのはどうだとかという段階を超えておる状況だと思うんですね。愛媛県警でもそういった、何か個人のプライバシーにかかわるからあるとも言えないという

ような県警幹部の発言が新聞紙上で見られますが、そういった状況じゃない。

この人に限つてみれば、大臣、この美容師殺人事件に限つて、この情報提供者に接触をしました。この情報が流出をして世にあらわれる直前に愛媛県警の警察官が来て、あなたに迷惑がかかることがあるかもわからないというようなあいまいな表現で帰つていったということなんですね。ですから、警察もこのような報告書が流出するということのことをきちんと受けとめてこの情報提供者に接触をしておるという状況であります。

私は、この内部についてどうこうということではなくて、やはり情報提供者も大変な被害に遭つておる。このようなものが出たら、犯人と思われる者からおどしをかけられるのではないかと。これは犯人がきちつと明記されておるわけですが、ほかの十五人を見ますとこの人が犯人と思われるという個人名が明記をされている報告書も随分あります。これを、このままの状態であるか、いかにわからないという表現で、警察がこのような状態をそのままにしておくというのはいくら問題がある、こういうふうには思いますが、国家公安委員長として、警察の建前ではなしに、こういったものについてどういった対応をするのか、明確に御答弁をお願いしたい。

いや、私はそんなに難しいことは言っておりませんから、後ろからのペーパーがどんどん来ても、きちんと、どういった対応をするのか、大臣の御答弁をお願いしたいと思っております。

○香掛国務大臣 現在、愛媛県警察本部を中心にしてこの問題についての調査を実施しているところでございますが、非常にたくさんの方の量でもあり、その一つ一つについていろいろ検討するということには相当の時間も要しておりますのでございまして、そういう前提をひとつ御理解いただきたいというふうに思います。

今のお尋ねでございますけれども、インターネットに流出した情報の具体的な内容につきましては、当事者の方々の名誉やプライバシーを保護

する観点からお答えを差し控えたが、而県警におきましては、流出した情報の当事者の方々に對して、個々具体的な事情を勘案した上で必要な説明を行い謝罪することとし、一部の方には謝罪したという報告を受けております。その際に、情報の流出により二次的な被害に遭われることのないよう、各種の事案を想定しまして、必要な助言、支援をしていく方針であるとの報告を受けております。

なお、現在までのところ、情報が流出したことにより当事者の方が新たな被害を受けたという報告は受けておりません。

○鉢呂委員 今、この情報提供者と接触をして謝罪もしておるということですが、では、この今の美容師殺人事件に係る情報提供者に謝礼は渡つていたのか、渡つていなかったのか、これは確認していただけます。

○香掛国務大臣 今の質問はいただいていなかったもので、突然のお尋ねであることから、事実関係を承知しておられますのでお答えすることは差し控えたいと思っておりますが、なお、一般論として申し上げれば、情報提供謝礼その他の捜査費の個々の執行状況に関する情報につきましては、情報提供者保護等の観点から公にすることは差し控えるべきものというふうに考えております。

○鉢呂委員 この情報提供者はもう皆さんの手で明らかになっておるわけでありまして。しかも、この提供者は、そんな謝礼は全然もらつていないと。この十五人にも接触いたしました。三人ぐらいはまだ接触できておりませんが、山本次郎さんという方方は、皆さんのところのその中には実名はありません、私の調査では。そういった中で、謝礼を交付されたというふうな書きぶりをしております。

あるいは、問題なのは、今、一番最後のところで、定期的に訪問して協力体制を確立していくことが必要であるという言い方で、この報告書で毎月謝礼を与えるかのような形を求めた形になっておる。これは警察内部の人から聞くと、こ

れによってお墨つきを得て毎月謝礼、金銭を払えるような形になると。しかし、だれを見ても謝礼をもらったという方はいません。そして、今大臣が言われたようにプライバシー保護に、もうなっていないんです。皆さんの過失で、なっていないんです。

ですから、私は、今大臣は調査を愛媛県警でしておるかのような話をされました。一番問題なのは、この間、裏金があったにもかかわらず、一貫して、警察庁の会計課あるいは警察庁の長官も、こういった裏金の組織的なものはない、あるいは十三年以上は、警察刷新会議で、こういった経理処理はもうとらなくなったというような表現をしておりますが、この十五人は平成十四年から十五年にかけてであります。二、三年前の話です。謝礼をもらっている方はいないんです。これは何らかの裏金をしておるといふふうに思わざるを得ないわけでありです。

やはり国家公安委員長として、きちっと、警察庁として、この愛媛県警の、裏金化されておったのかどうか、謝礼が実際に払われておったのかどうか。これは国費なんです。捜査費で、大型の殺人事件等は国費から出るから、警察の内部の話を聞きますと、こういった大型事件が出るといふ人国費から捜査費が出てくるから逆にいろいろな点で潤うというような声も漏れてくるわけでありますから、ぜひこれは警察庁としてきちんと監査をする、チェックをする、国費捜査費としてチェックをするという観点に立っていただきたいと思ひますが、大臣の御答弁、お願い申し上げます。

○香掛国務大臣 まず、その提供者がお金をもたらしたか、もらわないかという点について最初にお答えしたいと思います。

情報提供謝礼その他の捜査費の個々の執行状況に関する情報につきましては、これを公にすることにより、協力関係を秘匿することを前提としている協力者の氏名等が明らかになること、また、警察職員と協力者の接触状況等が明らかとなり、

その結果として当該協力者等に対し危害が加えられるなどのおそれがあるというふうに考えます。また、仮に協力者の中にみずから協力したことを明らかにしても構わないという方がおられたとしても、警察が協力者の氏名等を明らかにすれば、他の協力者の方々に、みずから協力したことも明らかにされるのではないかとといった懸念や不安を抱かせることとなり、今後の協力者からの情報収集活動の遂行に支障を来すことが考えられるところでありです。

また、今の裏金等については、これは県警本部できちっと調査し、さらに県の監査委員会においてもその結果を適正であったというふうに認定いたしているところでありです。

○鉢呂委員 大臣、今、秘密はもう既に皆さんの手で明らかにされておるわけですから、秘密保持にはならないんです。この調査をする、あるいは国会できちっと答弁するということについて――後ろから言わないでください。後ろから言わないでください。ちゃんとこれが、大臣の答弁、最初の答弁は全部破綻をしておるんですから、そこを言われても何の説得性もないわけでございます。

同時に、愛媛県警で調査をしたというふうに言われましたが、このような裏金には至っておりません。あるいは平成十四年、十五年にはなっておりません。単にお茶を、ジュースを買った、そういった費目違いだということで、二百八十万程度の項目違いのもので、返還すべきものであるというふうな形なんです。

ですから、私は、先ほど言ったように、これは愛媛県警の問題ではなくて、国費が行っているんです。国費が。都道府県費が使われているだけではないんです。国費が行っているだけに、国家公安委員長としてあるいは警察庁として、都道府県、愛媛県警をきちんと指導する、監査、監督をするという条文も、先ほど言ったように、前回の法律改正で強化をされたんですから、これをきちんと実施する、これが大切だと思いますが、もう

一度御答弁をいただきます。

○香掛国務大臣 警察庁におきましては、平成十六年度以降、国家公安委員会規則に基づきまして、全国警察を対象とする監査を実施しているところでございまして、これからは厳正な監査を実施していくように指示、指令していきたいというふうに思っております。

また、愛媛県警察の方が先なんです。愛媛県警察が平成十年度から十六年度の捜査費執行について調査を実施した結果、一部、不適正な執行、これはいろいろ処理上、手続上の問題でございまして、私的に使ったとか、あるいは組織ぐるみの捜査費の不適正使用というようなことは認められなかったという結果が出されて、報告されております。

○鉢呂委員 ですから、今、新たな観点でこういう疑惑が出たわけでありです。県警の警務部長も、新たな不正疑惑が発覚した場合にはどうするかという質問に対して、具体性のあるものが出たらしつかり再調査をやらなければならない、こういうふうい言うておるわけですから。

会計検査院、来ていますか。こういった事態に對して、会計検査院としてどういった検査をするのか。会計検査院もことしの会計検査院の報告でこのように言っております。検査所見として、会計経理の基本原則が長年にわたり軽視されてきたことは極めて遺憾な事態である、これは警察の会計についてです。今後新たな同種の事態が発生した場合、徹底的な調査及び速やかな対処を行うべきだ、こういうふうい言うておるわけでありますから、きちんと、この愛媛県警のいわゆる裏金疑惑、これについて会計検査院として検査をやりますか。

○諸澤会計検査院当局者 お答え申し上げます。愛媛県警に対する検査についてはお尋ねでござい

います。愛媛県警察では、警察当局の内部調査において、一部の所属に係る十三年度の捜査費等の執行に当たって、領収書の作成に不適正な事態があつ

たとの報告が十六年九月になされました。そして、十七年二月には、県の監査委員会の監査結果においても、執行の事実上疑義があるとされた事実について調査したところ、一部に不適正な執行が認められたというような事態がございまして、当局では、十年度から十六年度におけるすべての所属に係る捜査費等についての調査が行われ、その調査結果が十八年二月までに報告されました。そして、その後、今回先生御指摘がございまして、ような情報の流出に関する調査が引き続き行われているというふうい私ども承知しております。

私どもも会計検査院といたしましては、これらの状況を注視しながら、最終的な調査の結果を踏まえた上で、その内容を検証する検査を実施したいと考えております。

○鉢呂委員 大臣、五ページを飛ばして六ページを見ていただきたいんです、私の提出した資料ですが、この六ページ、これも愛媛県警の流出した資料でありまして、事件打ち上げ会費用明細というところまでしか私にはわかっておりません。

この資料、流出したそのものです。料理六万七千八百三十円、一人前三千八百円というふうな書き方で、この中で、私が左に打っているのは①というふうい打ってあるんですが、新居浜刑事課あるいは中井管理官、富田課長から寸志ということ、それぞれ一万円。そして、残った各人の負担金額というふうな形で、枠外に、参加者、東子署六名と新居浜署十一名、十七名で割り返して一人頭二千五百二十二円の負担だ。

大臣、答弁書見なくても大丈夫です、私そんなに細かいこと聞きませんから。これは大臣も確認はしておらないと思ひます。私も、前回、私の予告したもので、警察がリークしたんだと思うんですが、直前にマスメディアに発表されて、きょうはちよつと質問の予告を抽象的なものにしておりますから、ちよつと大臣には御不便をかけておると思ひます。

北海道警察でさまざまな問題になりました。こういう形で、表向きはこういう明細を打っておるんですが、どうも今回も、愛媛県警の内部の方に聞いても、いやいや、こんな負担をした覚えはないと。どうもこれは、何か表向きをつくるための明細書類のような感じで私は受けとめておるわけであります。

これも、きょうはこのものについての答弁はできないと思いますが、こういった非常に中身が不明朗な支出のものも多数入っておるということでもありますから、これを含めて調査をするべきだということふうに思いますが、大臣の見解をお伺いします。

○香掛国務大臣 現在、愛媛県警察におきまして、流出した情報内容の詳細等について調査を進めていくところですが、その過程で、捜査費にかかわるもの等があれば、当然これも視野に入れて調査していくことになるというふうに考えております。

○鉢呂委員 それでは、資料に基づきまして、その前の五ページを見ていただきたいんです。五ページは、ある警察署長から運転免許管理課長に運転免許に係る写真資料の提供依頼方の文書であります。いや、大臣、答弁は別に答弁資料を見なくてもいいですから、私のこれを見てほしいんですが。

我々も、こういう形で、警察が運転免許の写真を検査業務に必要だということ求めて、写真がそちらに行っておるということは、正直言って知りませんでした。ここにありますが、これは黒で引つ張ってありますが、例えば名前が書いてありまして、免許番号も打ってあって、交付の年月日も書いて求めているわけでありまして。

免許証の写真はこういう形で警察が利用するというのはかなり広く行われておるのかどうか、あるいは、それはどういった法的な根拠でなされておるのか。これは事前に質問通告をしておりますから、答えていただきたいと思っております。

○香掛国務大臣 お答えいたします。運転免許写真を含め、運転免許情報の収集は、運転免許制度の適正な運用を図るという運転免許行政目的の遂行のために行われているものと承知しております。

他方、刑事訴訟法百九十七条は、強制的処分を除いて、捜査は、その目的を達するために必要な捜査活動一般を行うことができる旨定めております。任意の捜査ができるということでありまして、運転免許情報を運転免許行政目的以外で捜査に利用することは、刑事訴訟法百九十七条といった法令の規定及び都道府県の条例により許容されていると考えております。

○鉢呂委員 今、大臣が御答弁になったわけですが、免許証の更新のときに、突合するために写真を保管しておるということは間々あるそうです。県警によつては、しかし、これが捜査に使われるということは、ほとんどの国民の皆さんは想定しておらないのではないかな、こういうふうにいるわけでありまして、やはり、いわゆるプライバシーの保護からいって、これが広く行われるということになりますと大変なことになる、私はそういうふうにいるわけでありまして。

それでは、大臣、次の七ページを見ていただきたいわけですが。

これはちよくちよく言われるのでありますが、これはいわゆるNシステムと言われるものでありまして、車のナンバーを検索する、自動読み取りをするというシステムでありまして、これも愛媛県警の形で、申請年月日にこういう形で、何月何日から何日までということ申請がなされて行われておる。八ページには、その残りの書類。そして、九ページ等を見ていただければ、こういう形でナンバーを提示して、これは流出を防止してまわっているわけですが、かなり広く、私のこの調査では七日間で約一万台の車のナンバー検索がなされておるということでございます。なぜこれが、こういった一警官のパソコンに保管をされておったのか。

大臣、いいです、後ろからそんなのをもらたつて、今どきそんなのは頭に入りませんから、私の説明を聞いてください。

次のページ、十ページから、自動車ナンバー自動読取照合業務実施要領というのが警察庁にありまして、私も警察からこの要領について聞かせていただきました。十一ページの一番最後のところから十二ページにかけて見ていただきたいんですが、私の字で①というふうな左に書いてありますが、通過車両データを保管したり消去するにも、警察としてはきちんとした規定を設けております。通過車両データを保管できるのは、運用担当課長や捜査担当課長、次の十二ページに行くんですが、通信指令担当課長という者に限定をして、期間保管だ、一定の期間を経過した後は速やかにこれを消去するというような形をとっておるわけでありまして。

いいですか、資料を見えますか。

そして、私の字で②というふうな左側に打つてあるところを見れば、第八、安全管理ということ、複写も禁止をされております。これは原則禁止なわけでありまして、コピーは禁止をされておるんです。そして、担当課長は、記録が不要になったものは速やかに消却をする、確実な処分に努めて部外へは漏れないように、漏えいしないように特段の配慮が必要だということに明記をされておるわけでありまして、そういった観点からいって、今回の漏えいは極めてゆゆしき問題である。

大臣、どのように考えますか。いや、大臣の個人的な考えでいいです。後ろから警察の官僚がどんどん言ったものをただ棒読みは、国民感覚で、国家公安委員会は警察全般を見るわけですから、ぜひ大臣の生のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。後ろ、余りいろいろ、一々やらないでください。

○香掛国務大臣 今言われました、いろいろなきちつとした対応に対して、そういうものが流出したということは極めて遺憾なことだということふうに思っておりますが、現在インターネット上にNシ

ステムに関する資料として流出しているものはないのかということについて申し上げれば、愛媛県警察において現在、流出したと見られる資料等の詳細は調査しているところでありまして、いずれにしても、流出した資料の具体的な内容を明らかにすることは、ネットに流出した個人情報等が少なくとも警察から流出したものの確認につながり、また、資料の検索を容易にし、情報の拡散を招くおそれがありますので、関係者のプライバシーを保護するという観点からも、この問題についての答弁は差し控えたいというふうに考えます。

○鉢呂委員 答弁をしないということは、どんな国民の皆さんに不信感を持たせます。それは、お役所は、警察庁はそれでいいかも知れませんが、しかし、やはり大臣として国民の皆さんにきちんとしたメッセージを発するという観点で、私の方を聞いておいてください、別にそんな難しい話をしておるわけはありませんから。

このNシステムについては、平成十年の五月二十二日の建設委員会でも自民党さんの赤城徳彦さんも質問をしておられて、これは非常に便利なものではあるけれども、また警察の捜査には有効なものであるけれども、やはり一般の道路の利用者にとってはプライバシーを侵害されるときか、そういった面で心配がある、十分限定的に、配慮した使い方をしたい、こういうふうな質問をして、当時の岡田さんという警察庁刑事企画課長は、大臣、いいです、それを見ないでもいいです。それから、そんな難しい話はしませんから。警察の企画課長は答弁をしておられて、一定期間保存しても、その期間中、犯罪捜査に必要な場合以外はデータを使用しないようにしておりますし、アクセスできる者は限定をしておりますし、また、消去もきちつとするという答弁をしております。

しかし、こういうふうな安易に、先ほどこれは一九九九年と書いていましたよ、七年前のことが、このウイニーを使った警察官は、愛媛県警でもノンキャリアでは一番の出世頭、四十歳ちよつ

とで、今は本部にいるというふう聞いておりますが、パソコンオタクだということも言われております。しかし、最も優秀な警察官だというふうには聞いておりますが、こういった形で、複写されたまま長い間持つておる。さつき言った実施要領の厳格な規定、これにも反してありますし、どだい、皆さんがこういった一般利用者にもかかりあるようなことをきちつとした管理をなしに行われておる、ここに大変大きな問題があると私は思うんですね。

大臣、これはどういうふうに考えますか。

○香掛国務大臣 この問題については、愛媛県警が今の流出した事実等について厳正な調査を行っておりますので、その調査報告を受け、その上でいろいろ対応していきたいというふうに考えておりますが、先ほども申し上げましたように、警察庁といたしましては、いわゆる全国の県警本部等に対するそういう監査を強力にこれからも実施して、そういう問題の発生しないように全力を尽くしていきたいと考えております。

○鉢呂委員 今後の問題ではなくて、先ほど、警察庁刑事局の刑事企画課長がこの検索許可番号を打つことになっていきますから、警察庁もかわつておるんです、これは公益だということもありま

すから。そこで、やはり大臣、今のこの実施要領ではきちんとした機密漏えい、プライバシーの保護になつておらない、漏えいになつてしまつておるわけですから、この管理をきちんと言うこととをもう一度警察庁内部できちつとせぬことには、警察はもう本当に頼るのは危なくてしょうがないという警察不信にもなるんじゃないですか。

今そんな、愛媛県に、調査することはいいいです。いつまでも調査、調査と言う。私でさえ個人の力でこれだけ集めているのに、何ですか、警察庁は、まだ調査している、調査している。あなた方は、逃げの答弁でそういうことを言っているだけでしょ。どういった対策をしていくかについて、大臣がきちんとして指示をするということにつ

いて御答弁をいただきたいと思ひます。

○香掛国務大臣 具体的な問題については、先ほど来申し上げたようなことで答弁を差し控えさせていただきますが、やはり一般論として、データの安全管理についてはきちつとした対応を次のように行つていこうというふうに思つております。

（鉢呂委員「いやいや、今やつていても流出したのに、問題があるかどうかのちゃんとした対策をきちつとやりなさいと言つていられるんですよ、私は。今、一般的にやつても流出しているわけですから。そこは今答弁求めておりません」と呼ぶ）さらに、それを厳正に進めていくということでありま

す。○鉢呂委員 大臣、今やつていられるから大丈夫だというふうな答弁では済まなくなつていられるんです。ですから、今後、こういった流出をさせないためのきちんとした管理体制をとるということについて、検討をきちんとしていくということについての答弁をいただきたいと思うんですが、どうですか。

○香掛国務大臣 岡山県や愛媛県からの流出事案については大変遺憾なことだというふうに思つておりますので、そういうことが起こらないように、警察当局としても、これから全力を挙げて県警本部等を指導してまいりたいと考えております。

○鉢呂委員 いや、県警に対する指導だけで済まないんじゃないですか。どうですか。この仕組み自体、いわゆる管理する実施要領自体に問題があるんじゃないんですか。どうですか。そんな何度もあるん

じゃ求めたくないんですが。○香掛国務大臣 流出したそのことについての答弁は差し控えていただいておりますが、一般的に今何をしているかということについては申し上げていきたいというふうに思ひます。

これをさらに強力に進めるとともに、今そういう事案も起きておりますので、それがなぜそうなのか、そういうことを検討する。そのために、現在愛媛県で、なぜ流出したのか、どういうこと

なのか、そういうことを調査しておりますので、そういう調査の報告を受けて、適切に、厳正に対応していきたいというふうに思つています。

○鉢呂委員 大臣、きちつと今の事態を見て、大臣として、国家公安委員長としてなすべきことを把握して、指示していただければと思います。

今回のウイニー流出で愛媛県警は、全職員、全警察官に対して、私物パソコン等の使用禁止にかかわる誓約書を求めております。この中で、これに違反した場合は処分を行うということも明記された誓約書を徴しておるわけでありま

す。それが見なくていいです、大臣、私はうそは言つていませんから。求めておるんですが、愛媛県警内部で一番不満が高じておるのは、今重大な、こういった形をした警察官に対して何ら処分もされておらない。もう一カ月たつたんですよ。これはどういうことなんだ。こういう重大なことをやつてい

るのに、誓約書の処分は、皆さん判を押して出したと思うんですが、なぜ流出させた当該警察官に対する処分はないのか。

どうも伝えられているところによると、警察の裏金不正経理問題について私は知つてい

ることをすべてばらすぞというふうなことも含めて、愛媛県警できちつとした対応ができない、こういうふう

に伝えられているんですよ。○香掛国務大臣 流出させた職員に対してでありま

すが、現在、愛媛県警が詳細をこの事案について調査中であり、関係者の処分につきま

しては、同県警察において当該調査をできるだけ速やかに終え、動機、結果、職員の職責あるいは社会に与える影響等を総合的にしんじやくし、調査の結果、明らかに

なつた事実関係に即して厳正に対処されるものというふう

に考えております。○鉢呂委員 まだまだ質問はあります。例えば、先ほどのNシステムも、流出した資料に基づけば、過去に犯罪を犯した前科者とい

いますか、前科者だということだけで、このNシステムで当該する方の車のナンバーを入れ込むという

ような申請もしてありまして、このNシステムですとか、先ほど言った車の免許証写真ですとか、かなり国民の人権とかプライバシーとかそういうものを侵すようなおそれのある、警察としてその

警察権力を、秘密だということ、なかなか外には漏れない、検証されない、チェックされないという中で、そういうことも聞かされておるところ

であります。この問題、さまざま、三千ページ以上の書類を、これは多くの皆さんがもう見ておるわけでありまして、私はまだまだ指摘することはありますが、大臣として、きょうはほとんど、答弁できないところあるいは調査中だとか、そういったことが多

て、ちょっと私がこの中身を言いますので、お聞き取りをいただきたいと思ひます。私は左の方にマジックで①とか書いておきますので、そこを見ながら大臣もお聞き取りをいただきたいんですが、これは、昨年の十一月十七日と次のページは十八日なんです、道警の広報課長と記者さんが一対一で面談をしたという内容でございます。

「お宅の広告局の問題で」というのは、昨年の春から夏にかけて、北海道新聞の東京の広告関係で五百万の幹部職員の使い込みがあったということとを指し示しておられるわけでございますが、この問題で「事情を聴く可能性が出てきた」というふうにご課長さんは述べてまして、②に書いてありますように、この関係で、部長クラスというのは道警の「部長クラスで明日、会議を開いて、お宅」というのは北海道新聞「の案件についての対応を決める流れになっている。」というふうなお話をされております。

そして、③に書いてあることでありますが、「道新内部もそうらしいが、うちの内部でも「手打ちした」なんて話がまことしやかに、この問題で、五百万の広告使い込み事件についての、まことしやかに手打ちをしたというふうなことが流れておるが、④に書いてあるように、「捜査することになると、関係先にガサを入れることになる。役員室だとかも当然対象になる。」というふうな表現をして、④の矢印の下の方ですが、うちにもアンチ道新、アンチ北海道新聞が道警の内部にもたくさんいるというふうな表現をしておるわけでもあります。

そして、次の日の、次のページなんです、十四ページの上の方に、十一月十八日の午後にもまた一対一でお会いしたようであります、「昨日の例の話、北海道新聞のしかるべく人に事情を聴くことが決まった。」というふうな表現であるところでもあります。

私は、この問題については、既に警察庁に事前にお尋ねをしておりますが、こういった二人の協議があったのかどうか、これについて、国家公安

委員長としてどのように聞いているか、お答えをいただきたいと思ひます。

○香掛国務大臣 北海道警察におきまして、一方の当事者である当時の広報課長に今の委員の御指摘の点について確認したところ、どの記者に対しても、その記事にあるようなやりとりはしておらず、圧力をかけることや、捜査情報の漏えいにつながるようなことは行っていないとの報告を受けております。

○鉢呂委員 警察庁からのお話はそうではなくて、この十一月十七日、十八日に会ったかどうか記憶にないという御答弁だと思いますが、いかがですか。

○香掛国務大臣 二つに分かれておりまして、最後のところを申し上げたんですが、その前段におきまして、御指摘の当時の広報課長は日常的に多くの記者と接しており、いつ、どの記者に会ったのかについては記憶していないとのことでもあります。

さらに、一般的に当たってはこうだということをお先ほど申し上げたところであります。

○鉢呂委員 会ったかどうかかわらないというふうな記憶の中で、このやりとりはなかったと断定する、これはどういふことなんでしょうか。一般的な話じゃないんですよ。

○香掛国務大臣 たくさんの方と会っておりますから、皆さん方も、いろいろな方とお会いして、あの人がどうだったか、どうかというはつきりした記憶はないことはいろいろあるというふうに思ひます。

この方としては、日ごろから、自分としては、そういう人に圧力をかけるようなことや、捜査の情報の漏えいをするようなことは一切していないので、当然、そういう方に会ってはいるかどうかわかりませんが、そういうことをするはずがないという回答だというふうに理解しております。

○鉢呂委員 いつもそうだから、会ったことがないかどうかわからぬけれども、そういうことはな

いと。これは余にも説得性のない話でありますよね。

大臣、ちょっと中身をもう一回見てほしいんですが、例えば、先ほど言ったように、①の、これはさつき読みませんでした、二段目といいますが、道警内外から、なぜあの案件をさわらないのか、あの案件というのは道新の使い込み。あの案件をさわらないのかという声が出てきておるといふような話。②のところに、「お宅の案件についての対応を決める流れになっている。」そして、③の少し上の方ですが、線を引いていないんですが、「当然、うちと道新との間にはこの問題以外の問題もあるから、政治的な判断もある。」という言い方をしているんですね。先ほど言ったように、北海道警察の中には「アンチ道新がたくさんいるから。」これは、警察が何か不当な圧力をかけたというふうな表現にしか見えないんですが、大臣、いかがでしょうか。

○香掛国務大臣 御指摘のような取材メモにつきましては、北海道警察は承知していない旨の報告を受けております。

なお、北海道警察においては、一方の当事者である当時の広報課長に確認したところ、今、先ほど申し上げたように、どの記者に対しても、その記事にあるようなやりとりはしておらず、圧力をかけることや、捜査情報の漏えいに関するようなことは行っていない旨、報告を受けております。

○鉢呂委員 大臣、報告を受けておるといふ形ではありますが、今、大臣も初めて見られたと思ひます、この文書は、事前に見ましたか、どうですか。

○香掛国務大臣 今ここで初めて見ました。

○鉢呂委員 私は、きょう、北海道警察と北海道新聞に、公開質問状という形で内容証明の申し入れをさせていただきたいと思ひますが、やはり、マスメディア、マスコミという公の立場に対して、大臣は、まだこれを、北海道警察はこういうことはやっていないという報告だけですが、非常に個別具体的であります。

大臣は御承知かどうかわかりませんが、北海道警察は、一昨年来、組織的、慣行的に、大がかりな、長年にわたって裏金経理をしていたということとで、これを認めて、返還をするというふうな形で、また、マスメディアもこれを一斉に長期間報道したという経過がございます。そういう流れの中で、これはもつと中身は具体的に書いています、○〇さんに具体的に伝えてほしいという形であります。

これは、警察庁としても、マスコミと警察、都道府県警との関係ですから、国家公安委員長として、こういうことはあつてはならないというふうには私は思うんですが、きちんと調査をするということはやつていただきたい。単に都道府県警のことをうのみにするというものであつてはならない。

後ろから聞かなくてもいいですが、国家公安委員長は、警察庁とはまた一線を画した、国民の立場からのチェック機関であります。ですから、こういう問題について、国会で私が具体的にこういうふうな質疑を交わしておるわけですから、これに対して調査をする、国家公安委員長として、きちんと警察庁に正確な調査をするというふうな指示を出すということの御答弁をいただきたいと思ひます。

○香掛国務大臣 この事案については、北海道警察、県警本部において適切な措置を講じていくというふうな考えであります。

○鉢呂委員 適切な措置ということはいいんです。

しかし、大臣はこの間の経緯はわからないかわかりませんが、道警は、長年行われていた不正経理については当初は全面否定をこれは公式の場でしておたわけでもあります。

国家公安委員長も知つていらつしやると思ひますが、釧路方面本部長もやられた原田宏二さん、これは警視長という警察の中でも最高の幹部の方が、こういった裏金、不正経理が長年行われておつたということを告白いたしました、北海道の

監査委員も監査をきちんとしまして、会計検査院もやられたわけですが、そして、これが全署員、本部の全課、ほとんどの課で不正経理が行われていた。先ほどの愛媛県警のようないわゆる架空の領収書で謝礼を払っていった。実際は私的にそれが内部で使われていたり、あるいは私的流用も大変あるというふうに行われておりまして、まだ札幌地検でこれが捜査をしておるという状況もあるわけですが、そういった中で、マスメディアが相当、北海道新聞を含めて、この問題を指摘してまいりました。

そういった中で、こういったやりとりがあるだろうと。これは大変な重大な問題でありまして、やはり国家公安委員長としても、この問題をきちんと県警に指示して、全容を解明するように指導性を發揮していただきたいと思ひます。

○**香掛国務大臣** 今委員言われたようなことについて、いろいろ本人等に確認した上で、圧力や捜査情報の漏えいはなかったと報告を受けております。北海道で調査すべきもの、道警で調査すべきものというふうにご考えております。

○**鉢呂委員** この今の捜査情報の機密漏えい、この問題も、もう一度今のこの資料を見ていただきたい、メモを見ていただきたいんですが、先ほど言ったように、警察本部の部長クラスがこうした会議を開くとか、②に、私が打つてある番号のところ、先ほどの繰り返しになりますが、「部長クラスで明日、会議を開いて、お宅の案件についての対応を決める」とか、役員室も含めてガサ入れをするとか、さまざまな具体的な捜査に及ぶ情報、一方の被疑者になるんでしょうか、その関係に漏らしておるというように見えるわけでありまして、国家公安委員長は断定的に、いや、捜査情報は漏らしていないと。ただ、向こうがそう言っているだけで、こういったふうに具体的なメモがあるんですよ。どういうふうにご考えますか。

○**香掛国務大臣** 私の方といたしましては、本人に確認した上で、先ほど申し上げたような、圧力

や捜査情報の漏えいはなかったという報告を受けておりますし、当然、これは北海道警として調査すべきものでございまして、北海道警で調査してこれを進めてもらう。また、それについて、全国的に、先ほど申しましたように、警察庁として、いろいろな監査は全都道府県の県警本部等についてこれを実施しておりますので、そういうものを強化しながらこの問題に対応していきたいというふうにご考えております。

○**鉢呂委員** 国家公安委員会の使命は不当なそういった捜査とかそういうものをチェックするというところで、いわゆる民主的な警察を構築するという意味合いのところ、この国家公安委員会ができたわけでありまして、その意味合いをもっと發揮しなかつたらだめだというのが、警察刷新会議を経て、この内閣委員会でも議論になった警察法の国家公安委員会での強化。

私も民主党政党は、やはり単独の事務局をつくらなきゃだめだ。全部手足が警察庁から派遣されたのではきつとした独自の形はとれない。しかし、法律的には、警察法の十一条でしか、きちんと国家公安委員会が警察の指示を警察庁やその関係に出せるように条文上はなっておるわけでありまして。あの警察の不祥事がさまざまあった中でこういった強化をしているわけでありまして。

ですから、香掛国家公安委員長を先頭にしていって、その実を發揮しなければ、いつまでもこういった問題が起きてくるというふうに思うわけでありまして。そこには見なくてもいいです、もう時間がありませんから。

大臣、何が問題かといいますと、大臣、読まなくてもいいです、警察というものは、大臣もおわかりのとおり、正義をきちんと正すということですよ、ね、大臣。正義を正すのが警察です。不正をきちんと捜査して、そして全容解明する。ですから、国民の皆さんの協力も得なければなりません。先ほど言ったような協力者というのもある面では必要です。

しかし、長年、しかも、組織的にこういった裏

金をつくっておつた。これはほんばん出てきまして。先ほど愛媛県警も、何もないというのが二百八十万、ちよつと経理がおかしかったというようなどことでの内部調査の報告があります。しかし、高知県警では約三割近くが不正経理だった、返還しなきゃならない、こういう事例も出てきています。今回は追加的に愛媛県警、いやいや、あの調査はすでになかつたか、こういうふうには我々は受けとめざるを得ない状況でありますから、大臣として、この北海道新聞の、警察の不当な圧力のような形の問題について、国家公安委員会委員長としても、厳正に調査をして私ども国会の場に提示するというのが必要だと思ひますので、また午後には質問を回しますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○**佐藤委員長** この際、休憩いたします。
午後零時五十分休憩

午後二時三十四分開議

○**佐藤委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鉢呂吉雄君。
○**鉢呂委員** 午前中に引き続きまして、国家公安委員長に御質問をいたしたいと思ひます。
午前中の国家公安委員長の御答弁は、私にとつては非常に不満でございます。

内閣委員長のお許しを得て、午前中、私、一件のこの情報提供者の捜査報告書しか、それも名前を消してプライバシーを守る形で提示をさせていたいただきましたが、ここにその十五名の情報提供者の全員の報告書がございまして、国家公安委員長にこれをきょう差し上げますので、ぜひ、今お聞きいたしましたら、警察庁の警察官僚の皆さんから全部この資料が来ておると。先ほど私も言いましたけれども、国家公安委員会は、いわゆる警察権力といひますか、そこに対して国民の視点からきちんとチェックをする、法的にも監察、監督

をするという重大な使命があるわけでありまして、きょう、この十五名の提供者、これは捜査資料がきちんと、被疑者についても個人名が明記をされております。

先ほど私言いましたように、七番目の山本次郎さんという方は、番地からいきますとまさに被疑者の隣の番地でございまして、ということはずぐ近接の方であります、全く実在をしております。したがって、私は先ほどお名前を言ったわけでありまして、これを国家公安委員長にきょう御提示します、ぜひ国家公安委員長の権限で、大臣、読まなくてもいいですから、御答弁は要りませんから。国家公安委員長の権限で警察庁を指揮していただいて、そして愛媛県警に対してもきちんと指導して、まだ内閣委員会で警察庁所管の法案もありますから、また私の質問もあると思ひますので、その際に、この調査の結果も大臣から直接お聞きをいたしたい、こういうふうと思ひます。

これはマル秘でございますから、他に漏えいされないようにぜひ調査を断行していただきたいと思ひますので、委員長、よろしいでしょうか。

○**佐藤委員長** 内容をまだ私は見ていませんので……(鉢呂委員「いや、委員長にも見せられませんが」と呼ぶ)

ですから、後ほど理事会等にかかけまして、検討させます。

(速記中止)

○**佐藤委員長** 速記を起こしてください。

今申し上げましたように、今提出されました資料は、今の今です、これにつきましては理事会で取り扱い等を検討させていただきます。

○**鉢呂委員** それでは、時間が経過いたしますので、資料に基づいて質問をいたします。

私の先ほど提出した資料の①、一ページ、二ページをごらんいただきたいと思ひます。

これは、北海道警察の内部調査で情報公開されておるところでございます、いわゆる平成十年

から平成十五年まで、北海道警察にかかわる捜査費、捜査報償費、旅費等について、八百署、トータルであります。ほとんどのところでいわゆる不正経理があったという中から、典型的な、ほぼどれも同じなんですけれども、平成十一年度の倶知安警察署、それを御提示させていただきまし

た。このページの左端の方に①と書いてあるところ、「捜査活動に要した経費」というのが左上の方に、四段目ぐらいにあります。金額で、合計①プラス②で六十万という数字が出ておると思

います。これは、大臣、この六十万というのは、北海道警察は不正経理を認めて返還をする金額があったのでありますが、この「捜査活動に要した経費」の欄は、返還をしないという形で終わったところ

でございます。その答弁書は、大臣、ちょっと別にして、大丈夫です、そんな難しいこと聞きませんから。

資料の二ページ目をちょっと見ていただきたいんです。この二ページ目に、今の六十万の内訳が書いてありまして、中ほどのところに私のマジツクの字で②、③、④と書いてあると思います。

②は、警察の署長が、運営費というのはいわゆる裏金化をしてさまざまな費用に使うということ、これは捜査費、捜査報償費から運営費を捻出していたという署長の供述といいますが、説明であります。そして、非常に字が小さいんですが、これは警察庁からいただいた分析表なんです、この②に、次長、この場合、川崎さんという次長は、この捜査費、捜査報償費から一〇から二〇%控除して、運営費として充てたというふうに書いてあります。

そして、③に書いてあるのは、運営費以外のところで、黒墨でありますからどういふ関係の方かちょっとわからないんですが、この文章からいきますと課長職だというふうに思いますが、課長は次長から月二から四万円を受領したと、小さい字ですが書いてあります。しかし、その課長はこれ

をさらに捜査費で一万円くらい交付した。そのことを受けとめて、黒墨が多いんですが、受けとめた方は、毎月課長から六、七千円受領し、主任も五千円ぐらい受領した。この中で、二から四とか、六、七千円とか、五千円とか、食い違いがあるんですが、最終的に月々一万円というものを認定して、この受領金額、年額十二万だというのはじき方をしておるわけでありまして、④も同じような形です。非常に、月々の金額、変動がある中で、一万円。一万円というのは、最低一万円という形で見立てたということでありまして。

私は、こういう形で、これは一々質問はしません、領収書もない、それから関係の物証、物的な証拠書類もないという形で六十万円が認められて、返還の対象にもなっておらないわけであり

ます。これからが質問ですが、国家公安委員長として、このような領収書もない中で、返還しない金額として認められるかどうか、大臣のお考えを聞きたいと思います。

○香掛国務大臣 今、委員から御説明のありました捜査活動に要した経費、②ですか、六十万円に付いてのお話でございすけれども、この北海道警察による特別調査の結果、策定されました捜査用報償費等執行分析表でございすけれども、その中の捜査活動に要する経費とは、不適正な予算執行、手続上は確かに不適正ですね、十分でなかったことはあるんですが、その不適正な予算執行のうち、その使途について確証が得られたもので、協力者への情報提供謝礼、あるいは協力者との接触費、張り込み中の夜食代等、捜査活動に使用したものであると承知いたしております。

どういふふうにして調べたかということについては、北海道警察においては、関係者の説明内容あるいは備忘録あるいはメモ等から、捜査活動に要した経費、そして支出されたものと認めたものでございまして、このことについては、いわゆる北海道警の調査、あるいはまた道の監察委員の調査、監査等においても、このことが了承されてい

るものでございます。

○鉢呂委員 今、お手元の答弁書を読んだようでありまして、確証に当たらないと。

今大臣の言われた返還すべきものは、一ページの中ごろから下段の分は全部返還しておるんです。それは、今大臣言われたように、いわゆる関係者から聞いて、こういう形で出しておると。

しかし、これは返還したものでありますから、私は、それは非常にあいまいでありますけれども、了としても、返還しない、この①というふうに打ちました「捜査活動に要した経費」六十万円、これは今道警で調査した、先ほど言った説明のよう

に、課長は次長から月々二から四万円、幅があるんですね。受けた方も非常に幅がある。しかし、月一万円というふうにこれを確定して、年間ですから、この場合は十二万という形で、これは返還の対象にしておらないという形をとったんですね。これは、どう見ても、今大臣の説明では説得性のあるものにはなっておりません。これは返還しない形なんですよ。

もう一度、私は普通の感覚で言っているんです、そんな答弁書を見なくても大丈夫です。二から四万円あるいは何千円くらいとかという形の説明が、最終的にその最低額としての金額で確定をして、そしてそれは返還をしないでもいいものになっておるわけでありまして。

今大臣が言われたように、協力者に対する協力金として支払ったというようなことも説明はされております。しかし、それも月々何万円くらいを協力者に払ったという大変あいまいなものです。何か、協力者からの領収書、すべてがとれないという御事情も道警、警察庁、言っておりますが、しかし、この確定した中では全然領収書はないわけでありまして。

もう一度、私の今の説明に基づいて、大臣としてどういふふうにお答えになるか。

○香掛国務大臣 確かに、領収書等がとれば、それは一番申し分なかったというふうに思います。が、領収書等のないようなものもきつとあったで

しょう。それは、やはり手続上は必ずしも十分ではなかったと思います。

ただ、いわゆる警察目的のために使用されたという、法令上の使途については問題がないというふうな北海道警のそういう確認、またその他のいろいろなところの確認、そういうものによつて確認されたというふうに思っておりますし、先生言われたように、やはり返すものについては、ある程度使途がはっきりしていても非常に厳しく、これは公費で持つべきかどうかという疑問のあるようなものについては全部返還することにいたしました。また、証拠が得られないというものについて、いろいろなことが、その証拠的なものも提供されたりしたけれども、非常に厳格にこれを確認して、そういう疑わしきものはすべて、これは証拠が得られない、あるいは公費で不適切であるという裁量のもとに整理されたというふうに聞いております。

○鉢呂委員 今の返還をしない捜査活動に要した経費は、大臣、一枚も、一件も領収書がないんです。たまさか、協力者の命にもかかわる、受領の領収書を切るのも拒否をされたという件はあると思います。それは私も認めてもいいんですが、六年間にわたって返還をしない、これは全部でトータルで約三億円強になるんですが、この中には領収書は一枚も提示されていないんです。一枚もないんです。今の大臣の御答弁とは違うんです。一枚もないものを、返還をしないでよい、そういうものとして認めるということにはならないわけでありまして。

会計法においても、大蔵省令の形でも、私は平成十六年、内閣委員会でも質問いたしました。が、領収書を徴取しなければならぬという省令があるわけでありまして、何枚かのうちに一枚か二枚とか、二、三割もないということであつてもいいんですが、一枚も領収証書、証拠物件、これがな

い中で、全体で三億強が返還をしないで認められたものとしてここに計上されておるということ

は、私はあつてはならないと思いますが、大臣、御答弁をいただきます。

○香掛国務大臣 お答えいたします。

北海道警察における調査結果におきまして執行の確証が得られないとされた額は、今委員御指摘の三億九千万円でございますが、これについては、返還額を過小に評価することがないよう、捜査員の説明や関係資料等を厳格に評価することとした結果であるというふうに承知いたしております。

具体的には、確証の得られたものについては、不適正な予算執行が認められた部署における捜査費等の使途に關しまして、捜査員からの聴取、備忘録やメモ等の照合、複数の関係者の説明の突き合わせなどにより、捜査活動に要する経費、交際経費、激励経費等について確証の得られたものを積み上げたものでございまして、全般的に見ても、手続的には不適正なものがいろいろあつたけれども、その中の使い方について適正であつたかどうかを捜査員から聴取したり、あるいは備忘録やメモなど、そういう複数のいろいろな資料を突き合わせて、その上でこういう判断をしていったものであり、それはそれなりに適正であつたというふうに思います。

領収書についていえば、それは確かにそうするのが一つの手続上のものではあつたというふうに思いますが、それでなくて、やはり捜査費という特殊事情もあつたんだというふうに思いますし、そういうことで、手続上は問題はあるけれども、捜査費としての使途、この予算の使途そのものについて、法令上違反はなかつたというふうに理解いたしております。

○鉢呂委員 時間が過ぎましたのでこれで終わりますが、今の答弁は的外れである、これはもう一目瞭然としておりますから、また次回、先ほどの件も含めて質問をさせていただきたいと思ひます。

○佐藤委員長 次に、川内博史君。

○川内委員 川内博史でございます。

ちよつと入れかわりに時間がかかるようでございますので、ちよつとここで水をくませていただきます。(発言する者あり) いえいえ、もういきなり質問に入りますので。

官房長官がおいでになられましたので、では、官房長官にまずお伺いをさせていただきます。

四月四日の行政改革特別委員会では、小泉総理が、昨年十二月二十四日に閣議決定をされた行政改革の重要方針の中に記述をされております、基本概念でございます「小さくて効率的な政府」という言葉が、ことしの一月二十日の施政方針演説では「簡素で効率的な政府」という言葉に変わったということをお聞きしました。

「小さくて効率的な政府」が「簡素で効率的な政府」という言葉に変わった、この二つの言葉の意味は同じでしょうかということをお尋ねいたしますと、安倍長官は、よりわかりやすくしたわけであるが、意味は当然同じ意味であるというふうに御答弁をいただいたと理解をしております。「小さくて効率的な政府」「簡素で効率的な政府」というのは、よりわかりやすくした、意味が全く同じ言葉である。

そうしますと、そこで私が申し上げたことは、小さな政府という言葉、自由民主党の政調会長でいらつしやる中川先生のホームページにも、小さな政府を目指すということがはっきりと書かれてございまして、そういう意味では、この小さな政府というのはどういうことなんだろうというふうに思ひまして調べたところ、用語辞典によれば、この小さな政府というのは、個人の自己責任を重視し、国家による社会政策を最小限にする考え方である、小さな政府の政策においては、格差の拡大は是認されるということを書いてございまして。

小泉総理は非常に正直に、格差の拡大は悪いことではない、それ自体が悪いことではないというふうにおっしゃられていらつしたわけござ

います。

そこで、安倍長官にお尋ねをさせていただきますが、安倍長官は再挑戦ができる社会というものを提唱され、みずからそのリーダーシップを発揮されていらつしやるわけでございますが、この再挑戦ができる社会というのは、今後格差が拡大していくということを前提にしておつしやられていらつしやるのかということをお聞きしたいと思ひます。

○安倍国務大臣 格差につきましては、もう既に何回か御議論の中で、総理からも答弁をいたしておりますし、私からも答弁をいたしている次第であります。格差については、政府は、統計学的には、マクロ経済的にはその格差については認められないという立場であります、しかしながら、例えば地域間で格差を感じている人たちがいるのも事実でありますし、産業別に見ていくと、格差が出てきた、こう感じている人たちがいるのも事実なんだろう、このように思うわけでございます。

そこで、格差については、結果の平等を目指しているわけではないわけでありまして、頑張った人が、汗を流した人が、一生懸命知恵を出した人が報われる社会をつくっていく、フェアで公平公正な競争が行われる中で、活力が出て、経済が押し上げられ、そして国の力も上昇していく、そういう社会をつくっていくというのが私たちの目的であります。

では、この格差についてであります、この格差がこれは不平等な格差であると感じるような格差はつくつてはいけないということでありまして、そして、この格差についても、大体何となく許容されるものというのがやはりあるんだろうというふうに思うんですね。

日本人というのはもともと農耕民族で、水を分け合つて稲作をしていくという民族ですから、そもそも助け合つていくというのが我々のDNAの中に入っているのではないかと、こう私は思っているわけでありまして。そういう観点において、や

はり、助け合いも大切にしていかなければなりませんし、格差ということについても我々はそれなりに敏感でなければならぬ、こう思っているわけでありまして。

そこで、最初に申し上げました、頑張った人が報われる社会の中で、時には勝つこともあれば、負けることもあるのであつて、要はそれが固定化されないことが大切であつて、固定化していくことによって、階層化、階級化していく、あるいはこの社会もダイナミズムを失っていくということにもつながっていくわけでありまして、私がこの再チャレンジの可能な社会をつくっていくということは、だれもが何回も挑戦できる、一度会社をつぶしたからといって、それで終わらない、一巻の終わりではなくて、もう一度チャレンジできる、あるいは、不幸にして会社がつぶれてしまった、職を失った人が頑張つて何か職業訓練を受けたらいいければ、もう一度容易に仕事につくことができる、あるいは、十八歳で受験に失敗したことが人生を決めない社会をやはりつくっていくことではないかと、そういう観点から申し上げたわけでございます。

○川内委員 フェアで公平公正な社会をつくっていくという官房長官の御答弁は私も全く同感でございます。そのフェアで公平公正な社会をつくっていくという大目的に、政府の打ち出す施策が合致しているのか否かということ、今後十分に吟味をしていかなければならぬし、しっかりとまた議論をさせていただかなければならないと思ひます。

そこで、では、郵政民営化というのが、果たして国民にとってフェアで公平公正な社会をつくっていくことにどのよう役に立つのかという観点から、幾つか聞かせていただきたいというふうに思ひます。

私が四日の行政改革特別委員会でも竹中郵政民営化担当大臣にお尋ねをいたしましたところ、郵政民営化法第二条の基本理念、あるいは第三条において、公社及び公社を継承する組織はこの基本理念を有する、基本理念というのは国民経済の発展

に資するという基本理念であります。この完全民営化後、郵便貯金銀行、郵便保険会社は完全処分された後は、郵便貯金銀行、郵便保険会社はこの基本理念を有しないというふうな竹中大臣は御答弁をされました。要するに、国民経済の発展に資する、あるいは地域の経済の発展に資するという基本理念を郵便貯金銀行、郵便保険会社は持たなくなるんだというふうにおっしゃられたわけでございます。

民営化されて完全に株式会社になれば、株主のために活動する会社になってよいということなのだろうと思いますが、果たして、大変な資金量を持つ、そしてまた預かり資産を持つ郵便貯金銀行、郵便保険会社のような、ただ単に経営の論理、株主の論理だけで動く会社になってしまってもよいものなのかどうか。私は、甚だ、竹中大臣の御答弁を聞いておつて、ちょっと違うんじゃないかというふうに感じたんです。

そこで、官房長官にお尋ねをしたいんですが、政府は、この郵政民営化法の前身として、平成十六年九月十日に、郵政民営化の基本方針というものを閣議決定されてございます。その一番という項目に「国民の利便性を最大限に向上させる。」という方針を示されていらつしやいます。

この平成十六年九月十日の閣議決定の政府の方針は、やはり竹中大臣の答弁のとおり、郵便貯金銀行、郵便保険会社が完全民営化された後には関係ないということになるものなのかどうかということをお尋ねさせていただきます。

○安倍国務大臣 完全民営化後については、郵政民営化法も、郵政民営化の実施に必要となる事項を定めることにより、これを集中的かつ計画的に推進することを目的としており、郵便貯金銀行、郵便保険会社が完全民営化された後は、その目的を達成し、郵便貯金銀行、郵便保険会社に対する郵政民営化法上の規制はなくなり、一般の銀行、保険会社と同様の法規制に服することになる、このように理解をいたしております。

○川内委員 私のきのうの質問通告がちょっと不十分だったのかもしれないんですが、民営化法上のことは竹中大臣にせんだって御答弁をいただいております。法律上は、郵便貯金銀行、郵便保険会社は、完全民営化後は民営化法の二条、三条の基本理念を引き継がないということは御答弁いただいているんですが、私は、それに対して疑問に感じておりまして、平成十六年九月の閣議決定、郵政民営化というのはそもそも「国民の利便性を最大限に向上させる。」ということが目標であるという基本方針が示されているわけですから、この閣議決定の政府方針も、郵便貯金銀行、郵便保険会社は、完全民営化後ももう全く関係ないということになるんでしょうか。

そうすると、民営化は国民の利便性の最大限の向上をするんだということだったんですが、それとはもう全く関係ないということになれば、貯金銀行、保険会社は、なんどもなんどもかかるところだけをやらばいい、株主のために、あるいは経営者のためにやらばいいということになってしまふわけでございます。それでは、安倍官房長官が先ほどおっしゃられた、フェアで公平公正な社会をつくっていくという大変すばらしい理念に若干そぐわないのではないかとというふうに考えるんですが、いかがでございますでしょうか。

○安倍国務大臣 その閣議決定につきましては、突然の御質問でございまして、私ども、閣議決定をちょっと今確認いたしております。

それで、この件については、今、閣議決定がこちらの手元にないものでございますから、閣議決定をもう一度精査させていただきます。改めて答弁を整理させていただきますというふうに思います。

○川内委員 どうも済みません。よろしくお願いをいたします。

それでは、もう一問、実務的なことをお尋ねさせていただきます。竹中大臣の御答弁では、郵便貯金銀行と郵便保険会社が、それぞれ自社株を保有することは処分に

に該当するという御答弁をいただきました。それでは、郵便貯金銀行が郵便保険会社の株を所有すること、また、郵便保険会社が郵便貯金銀行の株式を保有することは、日本郵政株式会社にあって処分に該当するかどうかということをお答えいただきたいと思います。

○吉良政府参考人 答弁申し上げます。

郵便貯金銀行それから郵便保険会社の株式の処分は、その規模が極めて大きいということになります。その中で、市場で売却することが基本になりますけれども、処分というのは、市場で売却するということに限らず、郵便貯金銀行それから郵便保険会社に対する国の信用、関与を断ち切るために、国の出資する日本郵政株式会社が、両者の支配権、すなわち議決権をすけれども、これを保有しないという状況にすることがございます。

したがって、今御指摘の、郵便貯金銀行株式や郵便保険株式を郵便貯金銀行、郵便保険株式に売却することにつきましては、両者により株式が所有され、持ち株会社の議決権がなくなるということになれば、処分に該当するものでございます。

○安倍国務大臣 先ほどの閣議決定との関係につきまして、吉良審議官の方でちょっと用意いたしましたので、答弁させていただきます。

○吉良政府参考人 基本方針も、これも法律とともに適用がなくなるということになります。基本理念につきましても、これは法律上になくても、むしろ当然のことのように思っています。法律上それから基本方針というのは、完全民営化後はもうこれは適用がなくなるというのが基本でございます。

○川内委員 残念な答弁だと思ふんです。法律上はなくなるということは、それは法律のことですから、それはそうだと思うんですが、少なくとも、閣議決定という政府方針は法律ではないわけですから、郵政民営化の方針である、何のために民営化するかという基本方針、「国民の利便性を

を最大限に向上させる。」という政府の方針は、たとえどうなろうと政府方針として維持されると言っていたかたつたんですけれども、それさえもうなくなってしまうんだと言われると、結局、郵政公社を継承する組織で、しかも政府のコントロールを離れる貯金銀行、保険会社は、それは実質としては自由な経済活動になるわけですが、少なくとも、政府の方針としては「国民の利便性を最大限に向上させる。」という基本方針は維持されるんだと言っていたかたつたんですけれども、もう一回答弁していただけたらいいですか。

○吉良政府参考人 郵政民営化の基本方針は、規定を読みますと、「二〇〇七年に日本郵政公社を民営化し、移行期を経て、最終的な民営化を実現する。」というふうな規定されておまして、最終的な民営化時点における各事業会社のあり方として、郵便貯金会社や郵便保険会社については、民間金融機関、民間生命保険会社と同様に、銀行法、保険業法等の一般に適用される金融関係法令に基づき業務を行うというふうな規定しております。この規定が実現した完全民営化後は、郵便貯金銀行、郵便保険会社については、その目的を達成して役割を終えておるというふうな解釈でございます。

○川内委員 わかりました。ちょっとその辺は、公共性あるいはフェアで公平公正な社会をつくっていくことについてどう資していくのかということに関しては、今後また議論をさせていただきます。

もう一つ、小泉総理が昨年八月の国会答弁で、郵便貯金銀行、郵便保険会社について、自分は外資歓迎論だ、貯金銀行、保険会社の株を外資が買いたいというぐらになつてくれた方がよいというふうにおっしゃられていらつしやいます。安倍官房長官も全く同様のお考えでしょうか。

○安倍国務大臣 小泉総理は、総理に就任をいたしましたから、海外からの日本への投資は先進国の中でも非常に比率が低い、これを、海外からの投資を倍にするという目標を立てまして、この目

私もそのとおりだ、このように思っておりますが、その中で、いわゆるこの郵貯また簡保また郵便事業等々につきましては、それは乗っ取られたらいいということではなくて、つまり、そういう投資先として魅力的なものにならないければいけないという趣旨で総理はおっしゃったんだろう、こういうふうに思います。そうしたことが日本経済に刺激を与え、活性化をもたらすということ、重要ではないかということに私は理解をしてゐるわけであります。

○川内委員　小泉総理は、私は若干誤解をしていらつしやるように思ふんですが、日本の大手の銀行あるいは大手の生命保険会社、今、日本のと申し上げましたが、しかし実態としては、日本の金融機関、銀行は四割がもう既に外国資本が株を保持していると言われておりますし、生命保険会社に至っては六割、七割外国資本が入っているのではないのか。これは確認したわけではないんです、私が厳密に数字を調べたわけではないですから、例えば、いろいろな雑誌等で書いてあることをそのまま申し上げているわけでございます。

他方では、日本の銀行や生命保険会社、既に
もう外資が大部分投資をしている銀行、保険に比べ
て、郵貯銀行、郵便会社がどうなのか。魅力的にな
らなければならぬというふうには小泉総理ははな
おっしゃられたわけですが、しかし、日本の都市
銀行と郵便貯金銀行を比べた場合に、自己資本比
率は郵貯銀行の方が圧倒的にいいわけですね。
もう都市銀行より郵貯銀行の方が物すごい魅力的
だ。さらに、保険会社でいえば、ソルベンシー
マージンというのが経営の健全性を示す指標とな
っているのですが、これなども、郵便会

そういう意味では、外国資本にとっては、郵貯銀行、郵便会社というのは、もう本当にのどから手が出るほど投資したい、今でもそうなんです。だから、それがただ単に外資歓迎だと言っている、あつという間にどんどん買われていくということになると思うんです。

私はそこで、NTTなどは情報通信に携わる会社ですから、三分の一の外資規制とか、しっかりと法律にその条項が盛り込まれているというふうにも聞いておりますし、郵貯銀行、郵便会社を国民のための郵貯銀行、郵便会社にこれから育てていくためにも、何らかの手段というのはしっかりと使っていくというふうに思っております。

そのためには、もちろん民営化する過程の中で、日本郵政株式会社というのが親会社で、郵貯銀行、郵便公社の株を売っていくわけですね。でも、日本郵政は政府が株を持っているわけですから、大株主なわけですから、そういう意味では日本郵政をコントロールすることによって、あるいは政府部内にある田中直毅先生が委員長を務められる民営化委員会をしっかりと監督することによって、郵貯銀行、郵便公社を国民のための郵貯銀行、郵便公社にすべきであるというふうに考えるんですが、官房長官の、今の私の考え方を踏まえた上で、何か先ほどの答弁につけ加えていただけることがあればつけ加えていただきたいと思います。

○安倍内務大臣　先ほど、小泉総理が外資歓迎というふうにおっしゃった真意について御説明を申し上げたわけですが、現在の株式市場におきましても、外国投資家による投資によって活況を呈しているわけでございます。また、この郵貯銀行、簡保の会社についても、株を公開する際に、外資も、外国人投資家も投資することにによって、これはある意味では株価が上昇するとい

しかし、そこで今委員の御懸念は、特定の投資家が経営権も含めて支配をしようとする可能性もあるのではないかという御懸念だらうというふう
に思うわけでありますが、郵便貯金銀行また郵便
保険会社の株式の取得については、銀行法、保
険法や独占禁止法の一般的な規定が適用される
ものでありまして、特に両社の株式取得に関し、
外資に対する規制は設けてはいないわけでありま
す。

郵便貯金銀行、郵便保険会社に対する敵対的な買収については、会社法の一般的な規定を活用して防衛策を講じることといたしております。これは、民営化の趣旨にかんがみ、郵政民営化法において特定の措置を講ずるのではなく、一般の民間企業と同様に、会社法の規定を活用した防衛策を講じるべきであるとの考えに基づいているものであると、最も有効かつ適切と考えられる方策を講ずることとなるものというふうに考えております。

しかしなお、郵便貯金銀行、郵便保険会社については、移行期当初から銀行法、保険業法の適用を受けるので、外国資本を含め両社の二〇%以上の株式を取得する場合には監督当局である内閣総理大臣、これは実際には金融庁長官、の許可が必要となり、金融庁において、健全かつ適正な業務運営の確保の観点から株主の適正化についてしっかりとチェックされることになる、このように承知をいたしております。

○川内委員 それでは、本日の本題でございます。BSE、米国产牛肉の問題に移らせていただきます。と思います。

まず、せんだって、食品安全委員会のプリオン専門調査会の委員の入れかえというか辞任、大量の、約半数の専門委員の先生方が辞任をされたわけでございます。

この六名の先生方の辞任を受けて、松田大臣のように思われるか、食品安全委員会のあり方、プリオン専門調査会のあり方に反省はないのかということをまず御答弁いただきたいと思います。

○松田国務大臣　お答え申し上げます。

今回の委員御指摘のブリオン専門調査会の専門委員の改選でございますが、専門委員にも任期を設けるといふ内閣府の方針に従いまして、二年の任期を付すために行われたところでございます。

具体的に申しますと、十二名全員の辞任願を提出していただきまして、年齢や本人の意向を踏まえ、四月一日付で、再任及び新任の専門委員も含めて任命が行われたところでございます。

委員の御主張の中には、個々の委員の方が、かつての委員の方がいろいろおっしゃっておられたというお話もございましたが、私としては、個々の委員のことについてこの場でコメントすることは差し控えさせていただきたいと存じます。

いずれにしても、しかし、食品安全委員会におきましては、これまで、BSE問題に関する審議に当たりまして、中立公正な立場から科学的な議論に徹する、当然のことでございますが、適正な運営に努めてきておられる。今後とも、独立したリスク評価機関として食品安全委員会の役割が本来に適切に発揮される。そして、国民の健康保護を最も重視した食品安全行政が推進されるよう努めていくことが私の最大の責任だと思っております。

○川内委員 適切な運営に努めてきている、反省はないということなんだろうというふうに思いますが、それでは、若干聞かせていただきたいんで

す。

内閣府の中にさまざまな審議会あるいは調査会がございますが、食品安全委員会専門委員というのは、食品安全基本法で「内閣総理大臣が任命する。」と書いてございまして、調査審議が終わったら解任をされるというふうに書いてございまして。その他の審議会、調査会の専門委員は、私も自分が調べられる範囲で調べさせていただいたのでございますが、ほとんどが政令で定められております。

法律で定められている専門委員と政令で定められている専門委員の法的な立場の違いというのが果たしてあるものなのかどうかという、ごくごく初歩的な疑問をまずちょっと教えていただきたいと思っております。

○山本政府参考人 お答えいたします。

今委員御指摘のように、内閣府所管の審議会等は現在十五ございまして。このうち、審議会自体が法律で設置されている審議会が十三ございまして、けれども、今委員お話しのように、専門委員の任命につきまして、専門委員の任命自体を法律で規定しているもの、これが三ございまして。それから、政令で規定しているものが五ございまして。そういったしまして、今委員御指摘のように、いずれも非常勤の国家公務員ということで、公務員としての取り扱いには特段の違いはないということでございます。

そして、その法律をつくり出すときに、専門事項を専門に調査する必要があるということがあらかじめ想定される場合には法律できちっと設置規定を置き、そうでない場合は政令に委任をしているというのが現状でございます。

○川内委員 なるほど。いや、私は、法律で定められているんだからそれだけ立場が強いのかなというふうに思ったんですが、そうではないということ、今回のプリアン専門調査会の先生方の任期を付するという点に関しては問題はないんだというところというふうに思います。

しかし、多くの先生方、六名の先生方が何らかの抗議の意を込めて辞任をされていらつしやるという点に関しては、私は、食品安全委員会としてしっかりと今後に生かすというか、反省をしていただかなければならないこともあるのではないかとこのように考えております。

その一つとして、六名の先生方の大半が、二〇〇四年の九月に取りまとめられた中間とりまとめ、国内のBSE対策を評価した食品健康影響評価でありまして、この中間とりまとめの取りまとめられ方について大変な疑問を呈していらつしやるわけでございます。

きょうは、食品安全委員会の寺田委員長として見上先生にもお運びをいただいております。本堂にありがとうございます。

そこで、お尋ねをさせていただきますが、中間とりまとめというものが食品健康影響評価であるということ、もう既に、これまでの私と寺田委員長とのやりとりの中で確定しているわけでございますが、これが始まったのがいつなのかということに関してきょうはお尋ねをさせていただきます。

平成十六年の四月十五日、食品安全委員会、OIE、国際獣疫事務局の小澤名誉顧問が講師として講演をされ、その後、講演が終わった後、見上先生が「どうもありがとうございます。」と。それで、寺田委員長が「何かほかにございましてか。時間の関係が迫っておりますので。」それで、見上先生が「そうしたら、小澤先生への質問でなくて、個人的な意見というか、提案ですけれども、よろしいでしょうか。」ということ、

ちょっと長くなりますので中略をさせていただきますが、見上先生が「日本のBSEの状況については、是非プリアン調査会で論議していただいてはどうかなと考えております。意見です。」とおっしゃっていらつしやいます。

それで、寺田委員長が「ほかにございましてか。」ということをおっしゃられ、中村委員が、やはり見上先生と同じように、検討していくことは賛成だということにおっしゃられた。

それで、寺田委員長が「いかがでしょうか。」ともう一度皆さんに呼びかけをされ、ここで講師としていらつしやうして小澤OIE名誉顧問が御意見の開陳をされ、そして、最後に寺田委員長が、プリアン専門調査会に日本のBSEについて議論させようと思うがいかがかということ全体に諮ります。そこで「はい」という声があり、「では、そういうふうにしていただきます。」ということで食品健康影響評価が始まったということ、で理解してよろしいでしょうか。

○寺田参考人 議員がおっしゃるとおりのプロセスで、四月十五日にリスク評価が始まりました。

○川内委員 ところが、寺田委員長は、これが食品健康影響評価であるということを知ったのは八月ごろになってからだということ、私の以前の質問に御答弁されていらつしやるんですね。

最初自分たちのやっていたことが何なのかということが余りよくわからずに八月まで、中間とりまとめの直前まで来て、そこで、ああ、これは食品安全基本法上の食品健康影響評価であるということに八月以降気づかれたというふうな、もうこれは答弁されていますので、それは違うと言われ

ても困るんですが、過去の委員会ですうだというふうにおっしゃられていらつしやいます。

では、見上先生にちょっと来ていただいていますので、この四月十五日の食品安全委員会、見上先生が、小澤先生の話が終わった後、BSEの問題を調査してはどうかということを全体に御意見を提起されたというの、どなたからの、会議の中で小澤先生の話が終わった後、言っているのだというふうな示唆があったのかどうか。

というの、なぜこういうことを聞かかという、食品安全委員会というの、私は、寺田委員長、一面では大変評価をしております、すべての情報公開されていますから、食品安全委員会のことは大体公表資料としてわかるんですけれども、平成十六年四月十五日にどんなことが議題になっているのかということも全部ウェブサイトにアップされております。

この中には、国内のBSE対策について食品健康影響評価を始める、そのための話し合いをするということ、これは議題としては上がっていないんです。議題として上がっていないことを突然見上先生が提起され、それを受けて寺田委員長が全体に諮って始まった、しかし、それは食品健康影響評価だとは八月まで知らなかった。

○見上参考人 見上です。

きょうはお呼びいただいてどうもありがとうございます。私にとってはデビュー戦でございます。今後ともよろしく、お手をわらわかにお願いいたします。

今、先生がお尋ねになった点、一つ説明不足があるような気がします。それは、小澤先生の講演が終わってから直ちに私が提言したわけではございません。いろいろ質問をした後の話です。（川内委員「そうですね、ごめんなさい、そうです」と呼ぶ）それを確認します。

それで、そのとき、要するに、御質問の内容は、事務局からこういうことを言ってくれと言われたのではないかといいことですが、それは一切ございません。全くございません。私の性格からいいますと、言ってくれと言くと、へそが曲がります。言つてございせん。

それで、なぜBSE問題がこれまで大きくなったか。食品安全委員会ができた理由の一つとして確かにそれはございます。それで一たんできました。

僕は、人畜共通感染症とか獣医微生物学の専門で、プリアン自体の専門家ではないですけれども、微生物全体の感染症に非常に興味を持っています。いろいろ日本でも全頭検査のデータも集まったし、それから、主としてEUの諸国でいろいろなデータが集まって、それで、そろそろBSE問題に関しては、みんなで勉強会もやっている

し、ディスカッションしなきゃいけないんじゃないかということが頭の中にありまして、自分の意思でそういうことを提言しました。

以上です。よろしいでしょうか。

○川内委員 はい、結構です。

見上先生には大変失礼なことをお聞きいたしました。ぜひお話を申し上げます。御自分の意思で発言をされたこと。

それでは、寺田委員長にお尋ねいたしますが、議題に上がっていないことを唐突に全体に諮られていらつしやる。私は議事録しか読んでいないので、その場の雰囲気とかはわからないので、失礼なことを申し上げるとしたら、それは御容赦をいただきたいというふうに思うんですが、過去に、私も食品安全委員会の議事録は大体目を通してあるんですが、このようなことというのはほとんどないと思うんですよ。

議題に上がっていないことを全体に諮って、では、そうしましよというのをなぜされたのか。その辺をちよつと、御自分が、寺田委員長が、今自分がやっていることは食品健康影響評価を始めるぞという認識はなかったわけですね。なかったが、しかし、とにかくやろうということをした。それをわざわざやられたというのはどういうお気持ちであったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○寺田参考人 そうしますと、少し長くなりますけれども、前も申し上げましたけれども、委員会ができたのはBSEのためにできたものですから、プリオン専門調査会も、八月、一番最初のプリオン専門調査会ができて、プリオン専門家の先生方も、ここで一体何をやるべきかというようなことをいろいろ議論されて、やはりBSEのことを勉強していくかぬといかぬ、それはずっと頭の中にみんな残っていたと思います、委員も、プリオン専門調査会の先生も。

それで、四月の十五日にそういう話を聞いて、見上委員からそういう話が出て、もうはつぽつそういう方向に行かなくちゃいけないという感じが

を私自身は持ったんです。

ですから、食品健康影響評価でないという、それはもう少しちゃんと言いますと、六月の十五日ぐらいに企画専門調査会がございまして、そこで、みずから評価というのを決定するところがありまして、ああ、そうしたら、要するに、これからみずから評価だということに認識して、それからやり始めて、でも、まとまってくるかなと思つたのが七月ぐらいですかね、八月ぐらいに、ある一つのまとまりが出てくるというふうな感じを持った、そういう経過でございます。

そのときの気分としては、議題にはなかったですけども、ずっと頭の中の黒板には議題として常にありまして、委員の先生みんなそうだったと思います。BSEの問題を何とかしなくちゃいけない、こつちにするとか、あつちにするには、日本の状態が全然わからなかったんですから。

○川内委員 それでは、寺田委員長も見上先生も公明正大に進めてきたというお話でございます。それであれば、私は、この中間とりまとめについて、プリオン専門調査会の結論について食品安全委員会が決定する前に、なぜパブリックコメントをしつかりと手続どおりやりにならなかったのかということが残念なんです。

寺田委員長、よく、もめそうなときは、我々政治家サイドは、意見を言うだけ言わせて、しかし、最後は一任を取りつけて、文章をちよつと変えて、これでみんなが合意したんだというふうに大体やることが多いわけですけども、プリオン専門調査会のこの中間とりまとめの結論も、休みを挟んで、吉川座長に一任を取りつけた上で、さまざまな委員の先生方の御意見があつたにもかかわらず、文言の修正に関して不十分なところがあつたわけですよ。そのことをおかしなと思ひになられる先生方がいらつしやうて、そのことを今御発言されていらつしやるわけです。

そういうことがないようにするためには、とこ

とだろうというふうに思うんですね。

私などは、ここは一任したら絶対やられると思つたら、絶対一任はしない、絶対それはだめだと言ふんですけれども、やはり科学者の先生方というの、一任するとういうことになるかというの、初めての経験で、多分よくわかりにならなかったんだと思うんですね。そういう中で、やはり中間とりまとめに関してパブリックコメントをしつかりとやるということがどうしても重要だったというふうに思うんです。

これも繰り返し質疑をさせていただいているんですけれども、松田大臣、これは明確な閣議決定違反なんですよ。

松田大臣は閣議決定違反ではないというふうに言い張られるけれども、ちゃんと、これは、食品安全基本法第二十一条第一項に規定する基本的事項、閣議決定された文書です。この文書には「食品健康影響評価の実施時」と書いてあつて「委員会」は、「これは「委員会」というのは食品安全委員会は、これは「食品健康影響評価に関する専門調査会における結論については、原則として国民からの意見募集を行うとともに、出された意見及びそれへの対応を公表する。」となっているんですよ。

要するに、プリオン専門調査会で結論が取りまとめられたならば、それをパブリックコメントに付して、出された意見について対応を公表しなさい、食品安全委員会はそうしなければならぬということを書いてあるわけですね。

しかし、中間とりまとめ、食品健康影響評価である中間とりまとめはこの手続を踏んでいませんよね、松田大臣。

○松田国務大臣 何回も答弁をさせていただいたような気もいたすのでございすけれども、日本のBSE対策についてということで、中間とりまとめ、専門調査会で本当にいろいろ情報収集していただいたり、あるいは海外の専門家からの意見聴取もしながら調査審議していただいたり、十六年の九月六日に取りまとめいただいたわけござ

います。

まさに、その間多くの意見を聴取して、さらに、八月には東京、大阪、大勢の方から来ていただいて意見交換会を実施し、またそこでもいろいろ意見を聞き、そうした意見に対する考え方もきちつと全部公表されておるわけございまして、こういうとりまとめの前に、このように本当に意見も聴取し公表等も行っておられますので、私は、まさに基本的事項に書いてある、委員はパブリックコメントと表現されますか、パブリックコメントを行えという趣旨に何にも反しているものではない、何度とそのことは申し上げるところ、きょうも同じでございます。

○川内委員 きょうは時間がまだたっぷりあるのでじっくりと詰めさせていただきますが、この閣議決定文書にある、「原則として国民からの意見募集を行う」というふうに書いてあるんですね。原則としてというのは例外があるということですが、この例外というのは、緊急な場合、意見募集をやるいとまがないときということでございまして、したがって、中間とりまとめについては緊急なものではないのですから意見募集はしなければならぬということになります。

では、意見募集を行うと書いてあるこの食品安全委員会の一連の行動の中で、何が意見募集に当たったのかということをお答えいただけますか。

○松田国務大臣 そもそも国民からの意見募集を行う目的というのは、もうあえて申し上げるまでもございせんけれども、リスク評価の審議に国民の意見をまさに反映させることだと思うんですね。

先ほど来から申し上げる通りに、取りまとめの段階でも意見交換会を実施し、そこでの意見を踏まえてまさに審議を行つておられるわけございまして、そういうことからいまして、意見募集を十分に行つておられるということは間違いないと思うのでございす。

○川内委員 いや、私が聞いているのは、意見募集という言葉は何を指すんですかと。中間とりま

とめに関して意見募集をしたとおっしゃるのであれば、何が意見募集に当たるんですかということをお聞きしております。

それで、なぜここで、この閣議決定文書でパブリックコメントと言わず意見募集という言葉を使っているのかということに関して、多分大臣は御存じないで私が御説明を申し上げますが、平成十一年に、同じく、規制の設定、改廃に係るパブリックコメント手続に関する閣議決定文書というものがありません。

その中で、規制の設定、改廃に係るもので国民から意見を募るものをパブリックコメントというふうにするので、食品安全委員会は規制の設定や改廃に係ることを議論するのではなくて、リスク評価をし、規制の設定や改廃についてはリスク管理機関の仕事だから、パブリックコメントという言葉を使わずに意見募集という言葉を使いましょうということが食品安全委員会の議論の中で議論をされ、この閣議決定文書には意見募集と書いてあるんです、国民からより広く意見を聞きましようということですね。

したがって、この中間とりまとめについて意見募集を行ったと御主張になられるのであれば、何が中間とりまとめについての意見募集なんですかということをお尋ねしておりますので、委員長、ぜひしっかりと御答弁をいただくように御指示をお願い申し上げます。

○松田国務大臣 今委員おっしゃるように、消費者団体とか関係団体の代表者も皆来ておられましたし、一般国民の方々も皆来ておられて、そういった方々の意見をまさにお聞きしたわけでございます。まさに意見募集そのものですね。わかりますか、私が何遍も申し上げておりますが、ですから、それを意見募集と申し上げておるわけでございます。そういうことを行っております。

例えば、今十一年の閣議決定のことを申されました。普通、パブコメといいますと、御案内だと思いますけれども、通常、郵送で、電子メールでいただくわけでありまして。

普通のパブコメというのはそういう形で行われているわけですが、本件のように、委員もいつもおっしゃいますけれども、ある意味では国民にとっても関心が深いし、ある意味では専門的でもあるしということでございますから、いろいろな形で意見募集、本当に意見を聞いて、そしてそれをこの評価にも取り込んでいくという意味では、今回とっていただいた手続が、まさに今おっしゃるパブコメ、閣議決定いたしましたこの食品安全基本法に基づく閣議決定の意見募集に当たるということをはるる何度も申し上げておるつもりでございます。どうぞひとつ御理解をいただいて、心からお願ひしております。

○川内委員 いや、どれだけお願いされても、聞いたことにお答えいただかなければ全く理解できないわけでございます。意見募集を行う、国民からの意見募集を行うというふうにして書いてあつて、何が意見募集に当たるんですかということをお聞きしていただきたいと思います。

具体の事例をお答えくださいということをお願いしているわけ、例えば、この中間とりまとめは平成十六年に取まとめられているわけでございますから、平成十六年何月何日のこれが意見募集だ、そこにはこういう人たちが来ていた、こういう意見が出されたという具体的な事例をお答えいただけますか。

○松田国務大臣 ですから、何遍も申し上げているんですけれどもね。

まさに、国民からの意見を反映するために意見募集を行うことでございます。よく聞いておいてください、よろしいですね。そのやり方、意見募集のやり方、通常行われるパブコメで、私今答えていきますからしっかりと聞いておいてください、理事の方も委員長もいいですか。私が最高責任者です。よろしいですね。

やり方はいろいろあります、意見募集のやり方は、ですから、先ほどから申し上げておりますように、普通、パブコメといいますと、よく御存じでしょう、先生も。いっぱい今行われております。

パブコメは。これは郵送なんです。メールなんです。わかりますか。それで、こういう意見があった、こういう意見があったと、ずっとありますね。そういうやり方があります。

しかしまた、今回、まさに重要な問題だ、直接意見を聞くということ、東京、大阪でそれぞれ大勢の方にお集まりをいただき、意見を聞いて、その意見の中で必要なものを反映してということで行われたわけでございます。これはまさに意見募集そのものでございます。先ほどから何遍も申し上げております。

これが私の言う意見募集であり、ここで言う意見募集そのものをまさに行っておるので、何か閣議決定違反、閣議決定違反ということをよく言われますが、閣議決定に違反しているわけではなく、まさに閣議決定いたしましたあの趣旨を生かした方法で、本件に最も適した方法の一つとして行っておるということをお理解いただきたいと思います。

○川内委員 松田大臣、全然聞いたことにお答えしていないじゃないですか。東京、大阪の意見交換会というのは、同じこの閣議決定文書に、「委員会自ら食品健康影響評価を行う場合」という項目が別にございまして、そこには、委員会は、「関係者相互間における情報及び意見の交換を行うよう努める」と書いてありまして、意見交換会はここに当たるんですよ。3の(1)の②。意見交換会はこちらに当たるんですよ、3の(1)の②。

私が言っているのは3の(2)の③、「食品健康影響評価の実施時」、食品健康影響評価を実施するときに、いわゆる中間とりまとめを取りまとめるに際して、食品安全委員会が決定をするときには、結論について、ブリーフ専門調査会の結論について意見募集をしないよということを書いてあるわけですね。

では、意見募集というのがいろいろな形があるとおっしゃられるのであれば、何が、どの場合なりあるいは集会なりが意見募集に当たるんですかと、具体的に答えてください、何年何月何日のこれが意見募集だということをお答えくださいとい

うことをお尋ねしているんですけれども、ちよつと寺田委員長にも聞いてみていただけますか、委員長。

○寺田参考人 今言われましたように、東京と大阪で意見交換会を行いました、その意見交換を行ったとですね、何に対してやったのかという質問だと思ふんですが、それは、中間とりまとめのたたき台です。それに対して、生の声をいろいろ聞いてまいりました。

○松田国務大臣 お言葉、ぜひ実態をよく御理解いただきたいと思います。おっしゃるけれども、今おっしゃった、関係者相互間における情報及び意見交換に努めること、これはリスクコミュニケーションの促進ということで規定されておるわけでございます。

今先生おっしゃっているリスク評価の関係は、まさに意見募集と書いてあるわけですね。まさにその意見募集の仕方としていろいろあるということをおっしゃって申して、この中間とりまとめのときには、これも何遍も答弁させていただきまして、いろいろな情報収集、あるいは意見聴取しながらやってきたと。また、八月には東京と大阪で意見交換会、それは名前は意見交換会という名前です。しかし、実態は……(川内委員「だから、それを言えばよかったんですよ。はい、わかりました」と呼ぶ) わかりますか。

ですから、まさに先生のおっしゃる意見募集、十分かどうかとか、そういうことになれば、先生いろいろおっしゃるかもしれません。しかし、意見募集をちゃんと行って、その結果を反映してまとめに当たっているわけでございます。ぜひ……(川内委員「はい、わかりました」と呼ぶ) はい、ありがとうございます。

○川内委員 そんな時間を引き延ばすような答弁をされても困ります。もう時間もなくなってきましたからね。東京、大阪で行われた会合が意見募集であるというところで、東京、大阪で行われた会合が意見募集に相当すると。

私はそれをおかしいとは言っていないかもしれませんね。意見募集は何ですか、具体の事例を答えてください。そうしたら、東京、大阪の会合です。と言うまで、これだけ時間を使ったわけですね。(松田国務大臣「それは前にも話しましたよ、とくに」と呼ぶ)話していいですよ。

さらに、東京、大阪での会合に使われたのは、プリオン専門調査会の結論のたたき台であるということ。松田委員長がおっしゃった。

しかし、この閣議決定文書に書いてあるのは、「結論については」です。結論を意見募集に付しなさいということを書いてある。そうすると、この閣議決定文書の結論というのは、結論のたたき台という読みかえを食品安全委員会としてはされるということ。よろしいでしょうか。

○松田国務大臣 意見募集を行いながら、意見を聞きながら、中身が変わるところがあれば変わっていくわけでございます。

ですから、先生、この段階において、まさに審議の、その取りまとめで御意見を聞く段階で成果として取りまとめられておるものが、正確に言えば、まさに審議結果といえますか、その審議結果、それがここで言う結論に当然なるわけですね。それを聞いているわけでございます。わかりますか。

ですから、先生が結論とおっしゃる意味が、今、結論ではないじゃないかなんというところをおっしゃったから、あえてその段階において、まさに審議結果をお示しして意見を聞いているわけでございます。ですから、まさにその段階における結論、その段階でできる、結論というのは皆さんの意見を聞きながら変わり、その結果また変わる場合は変わったものを入れたのが結論ですよ。わかりますね。聞いていく段階では、それを、その審議が終わったところのものが、ここで言う結論に当たるわけでございます。ですから……(川内委員「もう同じこと何回繰り返さないでくださいよ」と呼ぶ)いやいや、先生の方こそですよ。お願いしますよ、もう。

○佐藤委員長 寺田参考人、御意見ありますか。○寺田参考人 大臣がおっしゃるとおりでございます。

○川内委員 いや、私が申し上げているのは、食品安全委員会の結論が、プリオン専門調査会の結論を受けて、意見募集を踏まえて、変わることはあるでしょう、そういうことでしょうか。しかし、この閣議決定文書に書いてあるのは、委員会専門調査会における結論について意見募集をしなさいと書いてあるのです。専門調査会の結論について意見募集をしなさいと書いてある。だから、私は何も批判もしていないし、非難もしていないじゃないですか。この言う食品健康影響評価に関する専門調査会における結論とは、結論のたたき台という読みかえでよろしいんです。ねということ。聞いているわけで、そうだとするのであればそうだし、違うというのであれば違うというふうな、わかりやすくお答えいただきたいと思ひます。

○松田国務大臣 私の言葉で御答弁申し上げます。専門調査会の基本的事項にある専門調査会の結論というのは、専門調査会の議論の成果として取りまとめられた専門調査会における審議結果案といふものが、この基本的事項に言う専門調査会の結論でございます。

○川内委員 プリオン専門調査会における結論とは審議結果案のことであるというふうな、今答弁を確定していただきました。閣議決定文書にある結論という言葉が結論案、結果案ということであるというの、甚だ珍妙な解釈であるというふうな思ひますが、きょうは、ちよつと松田大臣の御答弁が長いので、もうこれ以上松田大臣にはお聞きしませんから、また次回、内閣委員会で……(松田国務大臣「いや、もう決着をつけてくださいよ」と呼ぶ)いや、決着をつけるんだつたらもう時間をとらなさいけないので、きょうは答弁を一つ一つ確定させていくというのが趣旨でございますから、これ以上中

間とりまとめについてはお聞きいたしません。それぞれ委員の先生方のごところに三枚紙の資料を配らせていただいておりますので、ごらんをいただきたいと思ひます。

きょうは、農水省、厚労省からも来ていただいております。まず、資料一、「米国において、E Vプログラムで管理した牛肉等を日本に輸出可能」と予想される食肉関連施設数(見込み)と書いてありますけれども、これは食品安全委員会プリオン専門調査会が……

○佐藤委員長 これは、ちよつと途中ですけれども、私の許可を得て配ってくださいね。

○川内委員 いや、それは委員長、大変失礼しました。両理事の御許可をいただいて、一番大事な委員長の御許可がないということ、私、ちよつと、申しわけなかったです。お許しください。

○佐藤委員長 どうぞ、続けてください。

○川内委員 それでは、続けてさせていただきますが、これはプリオン専門調査会に農水省、厚労省が依頼をし、アメリカのUSDAから回答されたものであります。回答された日付が、書き忘れておりましたが、二〇〇五年の九月でございます。昨年の九月にこの文書がアメリカから返ってきております。

仮訳の箇所を見ますと、「二〇〇三年十二月二十三日以前には、日本向けに牛肉製品の輸出を行っている」と畜及び/または処理施設は約四十カ所あった。現在、月齢が証明された牛のために提案された牛肉輸出プログラムに基づく条件に一致している施設は、二十六カ所ある。その上さらに十一施設が、QSAプログラムを展開し続けている。」と書いてございます。

これはどういう意味かということ、きょうは中川局長に来ていただいておりますので、御説明をいただきますというふうな思ひます。

○中川政府参考人 お答え申し上げます。

平成十七年の九月二十二日付で食品安全委員会プリオン専門調査会の方に提出をいたしました資料でございますけれども、これはプリオン専門調

査会の方から資料要求があつてお出しをしたものであります。ここで、アメリカから牛肉の輸入が再開された場合、どれぐらいの施設がそのプログラムに乗っかってくるだろうかとというふうな趣旨のお尋ねに対する答えでございます。

ですから、そういった趣旨をアメリカ側に問い合わせましたところ、一つは、平成十五年の十二月二十四日にとまる以前には、四十施設ぐらいのところから日本向けに輸出をされておったということが最初のところでありまして、また、新たに牛肉の輸入が再開されるその大枠については、E Vプログラムにのつとることが議論されておりましたので、まだその準備の段階でありますけれども、ドラフトの段階として公表されたものが、当時の時点で二十六カ所あります、また準備中のものが十一カ所あります、そういうアメリカ側から提供された情報でございます。

○川内委員 昨年の九月の時点で、二十六カ所プラス十一カ所、三十七カ所の施設が日本向けに準備をしていたということなんです。

既にもうその名前も、アメリカ側に聞けばわかったんですよ。それは、二枚目の資料をごらんください。

これは、やはり米国の農務省から提供されたいただいた資料でございますが、企業名が一番左に出ておまして、真ん中、三つ目の列に申請接受日と書いてあります。申請がいつから始まったのかということが書いてあります。ずつと見ますと、一番早いのが二〇〇五年一月です。昨年の一月から申請が始まっている。一番遅いのが二〇〇五年の八月なんです。

ということは、昨年の九月の時点で、これらの施設は申請の受付は終わっているということなんです。ですから、日本側がどのような施設が日本向けの輸出を希望しているんですか、具体名を教えてくださいと言え、わかったんですね。ということは、実は、事前の調査も十分にできたはずなんです。

しかし、日本側は、それができなかったというか、やらなかったというわけでございます。これはなぞが深いわけでございますが、そもそも、農水省あるいは厚労省の日米協議を担当される皆さんが、アメリカ側に対して、もう具体名がわかるにもかかわらず聞いていなかったんですからね。これは、私が聞いて初めてわかったんですよ、二〇〇五年の一月から申請が始まっていたということ。

さらに、米国側に対して事前の調査をさせてくれということ、きちんと交渉の中で交渉されていたかどうかということに関してお尋ねをさせていただきたいと思ひます。事前調査しなければならぬという認識は持っていたけれども、その認識を行動として米国にしっかりと伝えたかどうかということをお尋ねさせていただきます。

○松本政府参考人 輸入牛肉等の安全性を確保するという観点から、輸入再開以前に、また輸入再開後も、担当官を派遣して、米国における対日輸出食肉処理施設に対する現地調査を実施することが必要と考へている一方で、米国側と調整を行っていたわけでございます。

現地調査につきましては、昨年の十一月ごろから、米側に対して、対日輸出施設への調査ができるよう要請してきたところでございます。

○川内委員 質疑の持ち時間が終わりましたので、終わらせていただきます。またこの問題は引き続き取り上げていただきます。

委員長、きょうは、済みません、資料のことで不快な思いをさせてしまいまして、おわび申し上げます。

ありがとうございます。

○佐藤委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。

この一年余り、愛媛県警の裏金問題について内閣委員会ずっと取り組んでまいりましたけれども、あれほど問題があった裏金問題について、こ

愛媛県警は、自信を持って調査した結果、最終報告だというわけですね。

それで、最終報告ですから、それで発表したわけですから、この報告書にはまず間違いはないんでしょね。これから変更されるということはないんでしょね。まず、このことを伺います。

○安藤政府参考人 お答えいたします。

愛媛県警の調査というのは、昨年からのことしの二月にかけまして、相当な調査体制をもって、可能な限りの手段を講じまして、平成十年度から十六年度における捜査費の総執行件数につきまして多面的に調査をしたものでございますので、現時点におきまして、それは、可能な限り調査をした結果、こうした結果ということでございますので、そういう調査結果というものを我々としては尊重しております。

○吉井委員 二月のこの報告書で、例えば「調査の結果」で、「捜査費として本来執行し得ない使途に執行されているもの」とかあります。しかし、執行し得ないんじゃないかと、そもそも執行していないのに支出したということになっているものがありますね。

それから、「捜査費の執行手続に問題が認められるもの」という中で、「協力者に対する謝礼としての執行」というのがあるんですが、協力者でも何でもなく、本人が知らないのに、受け取ってもないのになつていたものがあつたとか、それが今、午前中からも問題になっておりましたけれども、そういうものがあるわけですね。

私は、最終報告というからには、本来、調べ尽くして、もうこれから変わらない、それが最終報告というべきものではないかと思うんですが、漆間長官自身が昨年十月二十六日のこの内閣委員会で、愛媛県警を二〇〇六年三月までに監査するというお話であつたわけですね。警察庁も監査をする、県警もその時点では間違いないものとして出しているというのが本来だと思うんですが、監査はされたんですか。

○安藤政府参考人 お答えいたします。

御指摘の答弁に際しては、その時点におきまして、愛媛県警に対して平成十七年度中に監査を実施することとしておりましたことから、警察庁長官はその旨を答弁したところであります。しかしながら、愛媛県警におきましては、捜査費に係る調査が平成十八年二月まで継続しました。さらに、これを踏まえた処分等が三月末に行われたところでございます。

こうした状況を勘案し、同県警に対しては監査を平成十八年三月、すなわち十七年度末までに実施することは、監査の実効性の観点から差し控えることとしたものでございます。

なお、十八年度におきまして、状況を勘案しつつ、可及的速やかに実施することと考えているところでございます。

○吉井委員 ですから、二月に最終報告だ、もうちゃんとやつたんだというのが、今その内容が怪しくなつてきている。監査をしますと言つていたのが、監査がまだやられていないということがはつきりしたと思うんですね。

次に、愛媛県警捜査一課の警部、当時は警部補ですか、そのパソコンから捜査情報流出問題が起つたということが今出てきておりますが、ウィーの使用とウィルス汚染によって捜査資料が流出したという、このことを愛媛県警また警察庁の方はいつ把握されましたか。

○縄田政府参考人 愛媛県警から通報を受けましたのが三月七日でございました。三月七日の日に確認をいたしました。同日警察庁の方に通報があつた、こういうふうにご承知してあります。

○吉井委員 それで、パソコンから流出した時期の方ですね、つまり、いつごろ、いつからいつまでの分が流出したというふうにご確認しておられますか。

○縄田政府参考人 平成九年ごろから平成十七年四月ごろまでの間の資料というふうにご承知をいたしてございます。

○吉井委員 それで、流出した情報の方ですが、捜査報告書、それから行動確認報告書、Nシステム関係などの資料が含まれていたということ把握していらつしやるのかどうか。また、これ以外にはもうないのかどうか。この点、どうですか。

○縄田政府参考人 流出した資料でございますけれども、関係者の供述を記録したものと、捜査結果を取りまとめたものなどであるというふうな報告を受けております。

委員、今いろいろ御指摘になられましたけれども、私どももいたしましては、流出したと見られる資料の詳細につきまして今調査しているところでありまして、資料の具体的な内容を明らかにいたしますと、さらに、ネット上に流出した個人情報報告が少なくとも警察から流出したものであるというふうなことの確認にもつながります。そういったことで、資料の検索を容易にし、さらに拡散を招くということも懸念をいたしておりまして、関係者の名譽やプライバシーにもかかわることでもありますので、詳細な御説明は差し控させていただきます。

○吉井委員 三月七日に流出したという事実は、まず把握されたんですね。そして、マスコミ等でも捜査情報、行動確認報告書、Nシステム関係の資料が出たということは、もうはつきりしているわけですね。

これは、何が出て、どういう問題なのかということ、国会がこれをきちんと確認し、チェックしていくというのは、警察行政というものを見ていく上で基本中の基本だと私は思つておるんですよ。それをはつきりさせないというのは、はつきりさせないというより、はつきりさせることができない事情が問題だと思ひます。

そこで、関連して伺つておきますが、二〇〇二年、宇和島で吉田湾殺人死体遺棄事件、それから一九八九年八月の新居浜で発生した美容師殺人事件、この二つの捜査費というのは国費によるものですか、県費によるものですか。

○縄田政府参考人 御指摘の事件につきまして、いずれも、その犯罪の捜査に必要な経費は、警察法三十七条二項の規定に基づきまして、愛媛県が支弁しているものと承知をいたしております。

○吉井委員 次に、二〇〇二年三月当時、愛媛県警刑事部捜査第一課長であった方は二宮義晴さん、現在は松山東署の署長さんですか、この方ですね。

○縄田政府参考人 委員御指摘のとおりでございます。

○吉井委員 それで、午前中も出ておりましたけれども、私もここに流出した情報の一部プリントしたものを持っております。二十数件の捜査報告書ですが、この中には、今確認した捜査第一課長、警視二宮義晴殿とあてて、捜査一課警部補のKさんが書いたもの、ですから、これは警察庁は当然把握していらつしやると思うんですが、これはどういう性格の文書なんですか。

○縄田政府参考人 今、委員、流出した資料の関係でお尋ねでございます。

これにつきまして、私どもとしてこの具体的内容を明らかにすることは、先ほども申し上げましたように、流出した資料の確認にもつながるということで、先ほども申し上げましたような理由から、詳細答弁は差し控えていただきたいと思います。

一般的に申し上げれば、捜査報告書というのは、いろいろな捜査をした過程でどういう活動をしたかというのを取りまとめたようなものが一般的であろうかと思えます。あくまでも一般論で申し上げます。

○吉井委員 今一般論ではおっしゃったんですが、この捜査報告書には、情報提供者の名前、情報提供内容、聞き込み状況等がありますね。それだけじゃないに、今後の協力依頼もあることから、情報提供謝礼を交付したものであると。これは、同じ要領ですべての書類にこれが書いてあるんですかね。ですから、伺っておきたいんですが、

捜査報告書というのは、捜査費の支払いの事務の中でどういう意味を持つ文書になるんですか。

○縄田政府参考人 一般論で申し上げますと、捜査費の支払いといえますか、情報提供謝礼を支払う場合に、これは、捜査報告書というのは先ほど申し上げましたような性格でございますので、情報提供謝礼を支払う際に必ずしも捜査報告書を作成しなさいかぬというものではございません。それぞれ事案に応じての対応だろう、こういうふうに思います。

○吉井委員 それで、プリントアウトしたものをちよつと整理してみたいです。そうすると、全部整理してみると、今後の協力依頼の意味合いから謝礼の交付を行ったという文書が出てくるものが九回あるんですね。それから、情報提供謝礼を支払うとともに今後の協力を依頼したものという文書が二回出てくる。それから、今後の捜査協力依頼をした上で情報提供謝礼の交付を行ったものというものが二回。要するに、プリントアウトすると全部が、この合計十三以外のものと同じ言葉が全部に出てくるんですね。

ですから、私は、見たところは、これは捜査報告書というよりも情報提供謝礼理由書、そういう印象で受けとめたんですが、通常、捜査報告書というのは情報提供謝礼理由書ではないと思うんですね。これも、これは、全部こういうやり方に今なっているんですね。

○縄田政府参考人 委員、流出した資料ということで今御質問になっておられます。そういった意味合いでは、私どもとしては、先ほども申し上げましたようなことから答弁を差し控えたい、こういうふうな思いです。

○吉井委員 答弁を差し控えるという意味が私よくわからないんですけれどもね。流出した資料そのものをいってまたここで言っているわけじゃないんです、その流出した資料は、あなたもさっきから言っておられるように持つていらつしやるわけだから、私も多分同様のものを持つていることになる

と思うんですが、その文書を見ると、全部同じ文章で、要するに、今後の協力依頼の意味合いからも謝礼の交付を行ったものだ、若干前後して、逆に、今後の捜査協力依頼をした上で情報提供謝礼の交付を行ったものとか、どっちがどっちへ来るかという若干の違いは、前後するのにはあるにしても、全部同じ文章が一番最後についてくるんですね。だから、これはどう見ても、捜査報告書というより情報提供謝礼理由書ではないかということを感じておられます。違いませんか。

○縄田政府参考人 捜査報告書というのは、あくまでも、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、捜査の経過等を記載したものでございます。

委員が今手元に資料がございまして、先ほども申し上げましたように、今、愛媛県警で調査中でございまして、これを警察から流出されたものと確認するようにつかまして申し上げることは、諸般の関係者のプライバシーにもかかわることであるので差し控えたい、こういうふうに思っております。

○吉井委員 いや、書かれた人がプライバシーを侵害されて迷惑しているわけであって、話は逆だと思いませんか。

それで、皆さんの方がよく御存じの「捜査報告書記要領」というのがありますね。この捜査実務研究会が編集したものを見ておつても、実は、捜査の端緒に関する捜査報告書例というのが二十六例あります。犯行の特定に関する捜査報告書例が二十五例、捜査の適正に関する報告書例が十一例、捜査の総合判断の経過に関する報告書例が十例、各種裏づけ等の捜査にかかわる捜査例が二十二例で、合計九十四例載っているんですね。

この九十四例の中で、私も見てみたんですが、謝礼を交付するという話は一切ないんです。つまり、捜査報告書の中では、情報提供謝礼理由に類するものは、そもそも、通常はないんじゃないですか。

○縄田政府参考人 あくまでも一般論で申し上げますと、委員御指摘のとおり、捜査事項報告書というのは、おっしゃったような形でつくられるものであります。それが基本であります。

先ほども申し上げましたけれども、情報提供謝礼を払う場合に、それでは捜査報告書をつくらなきゃいかぬのかというと、必ずしもそういうことでもない、いろいろなパターンがあるのかなというふうに思っております。

○吉井委員 いろいろ例の中にはあるにしても、捜査報告書というのは謝礼提供の理由書じゃないわけですから、そういう例というのはまずないわけですね。

そこで、謝礼を支払ったという話なんですが、マスコミ関係者が、これは愛媛新聞社とか朝日新聞社とか、ずつと、出てくる人たちのところを当たつていっていますね。そうすると、二、三人連絡がとれなくて未確認という方はありますが、二十数名のすべての情報提供者が謝礼をもらっていないと言っている。謝礼をもらっていないと御本人たちは言っているんですね。

そして、愛媛県警は、今おっしゃったように調査中ということなんですが、捜査報告書に名前が出た情報提供者のところに菓子折りを持って謝罪に行っているのではありませんか。

○縄田政府参考人 愛媛県警察におきましては、現在、流出したと見られる情報内容を精査しておるところであります。当事者の方々に対しましては、個々の具体的な事情を勘案した上で必要な説明や謝罪をすることいたしております。一部のの方に説明、謝罪した、こういうふうな報告も受けております。

しかしながら、具体的にどのような説明をして、どのような方に謝罪をしたか等々につきましては、流出した資料の確認にもつながるということもございますし、プライバシーにもかかわることでもありますので、お答えを差し控えていただきます。

○吉井委員 菓子折り等を持って謝罪に行ったというお話は今おっしゃっているわけですが、これ、各マスコミも皆当たって、こういう例をつかんでいるだけじゃないに、愛媛新聞などを見ておいても、謝罪に行ったということまで、相手側が来たよという話で出ているわけですから。

そこで、謝罪に行ったことは、まず県警文書としてこういうものがあつたということをお認めになったということになるわけですが、これは、情報提供者の名前が出て迷惑をおかけしましたということで謝罪をされたのか、それとも、でたらめなことを書いて申しわけなかったということで謝罪をされたのか、何を謝罪したということなのでしょう。

○縄田政府参考人 繰り返しになりますけれども、愛媛県警察においては、現在調査をしている最中でございます。具体的にだれに謝罪したか、どういった内容の謝罪をしたかということにつきましては、私どもとしては、お答えをすることは今現在では適切ではない、こういうふうに考えております。

○吉井委員 私も、特定の人、この人というふうに出て、それでその人に謝罪したのかという、それを聞いていないんじゃないんです。しかし、説明に行ったり謝罪に行かれたことは今お話がありましたから確かなんです。それは、情報提供者の名前が出て、あなたに迷惑かけましたということでの謝罪なのか、それとも、そもそもでたらめなことを書いて申しわけなかったということでの謝罪なのか、どちらなんですかということをお聞いているんです。

○縄田政府参考人 あくまでも個々の具体的な事情を勘案した上で必要な説明を行っておることです。

○吉井委員 個々の事情を勘案して説明といっても、あなた、知らない間に名前を出しましたという事情を説明したら、大変迷惑かけましたと謝るのが当たり前じゃないですか。こういう場合

は謝罪しないんですか。

○縄田政府参考人 個別具体的に、今、流出した資料の関係で委員が御質問されているところもです。詳細ちょっと申し上げたいところもございまして、今私どもとして謝罪をしているのは、先ほども言いましたようにいろいろな事情がございまして。被害者の方もおられれば、個人情報が出たという方もおられます。それから、捜査の対象となっておられた方もおれば、いろいろな方々がおられます。

そういったそれぞれの方々の事情も踏まえて、私どもとしては、誠意を持って説明をし、謝罪をするということ、さらにはその後、諸般のいろいろなトラブルといいますが、御迷惑をおかけするようなことがあつてはならぬわけですから、そういった点につきましてはいろいろ指示をしておる、こういうことでございます。

○吉井委員 そこで、公安委員長、最初にお話ししましたように、二月に最終報告が出たわけですね、調べ尽くして間違いのないものだ。最終報告ですから、それから後、変更はないものだということを出しておたはずなんです。ところが、ウイニーの、情報が漏れたということ、ある意味では情報公開みたいなものから、明らかにあって、あの報告書ではもう問題なかったような話は何だったというふうになつてきているわけですね。

そこで、あれからわずか一カ月もたたない間に、県警の調査が本当にひどいものだった、不十分だったということがはっきりしてきたわけですから、つまり、これは、警察の調査結果というのは裏金づくりの隠ぺいの役割を果たしてしまつたというふうになつてしまつた。最初の意図はともかくとして、結果としては隠ぺいの役割を果たしたというふうになつてくると思うんです。

国家公安委員長は今度の事態をどう認識しておられるのか、伺います。

○斎藤国務大臣 お答えいたします。

愛媛県警察において、現在、流出したと見られる資料等の詳細を調査しているところであり、まずいづれにいたしましても、流出した資料の具体的な内容を明らかにすることが、ネットに流出した個人情報とか、少なくとも警察から流出したものの確認につながり、また、資料の検索を容易にして情報の拡散を招く恐れがあり、関係者の名誉やプライバシーを保護するという観点から、答弁を差し控えたいと思います。

しかし、なお愛媛県警察においては、会計経理をめぐる各事案について、愛媛県公安委員会の管理のもと、可能な限りの調査を実施したものと承知しております。特に、捜査費の執行については、愛媛県警察予算執行調査委員会を設置して、捜査費の支払い証拠書の精査、あるいは捜査費執行所属の幹部及び執行した捜査員を対象とする聞き取りなど、徹底した調査を実施したものとこのように承知いたしております。

○吉井委員 徹底した調査をやつたという話なんです。ところが、そこがそうじゃなかったということが今出てきたわけですね。私は、ウイニーにより流出したことよりも、実は、そのことでわかつた、勝手に人の名前を使って捜査費を受け取つておつた人がいるわけですね。これが裏金という問題でしょう。それが大事な一番のポイントだと思うんです。

それで、県の監査委員会の調査に対して、警察は協力者を保護する必要があるからといって、捜査報告書などはマスキングして、肝心なところを見せなかったわけですね。だから監査できなかつたわけですね。今回のことで、それは協力者保護じゃなくて、協力者に謝礼が渡つていなかったことを隠すためだったんだ、このことがはっきりしたわけですね。これが隠ぺいじゃなくて何なんですか。

ですから、これから調査をするのは当然なんです。今調査しているとか、公安委員長もされるのは当然だと思うんですが、同じような手法で警

察がやるのでは、これは期待できないんです。

例えば、第三者機関がやるのか、マスキングなしで監査委員会の調査を行うことに協力するとか、捜査協力者とされている人まで確認するとか、抜本的に調査方法を変えないと、国民から警察が信頼を失つてしまふ、国民は警察のやる調査というものを信用しないということになつてしまふと思うんですね。これは大変深刻なことだと思ふんです。

だから、国家公安委員長はそういうことを考えて、やはりマスキングしないできちっと監査委員の人にも見てもらう、必要ならば本人に当たつてもらつて本当に金が渡つたのかどうかということ、それを調べるというところに協力させる、その姿勢がないとこの問題は解決しないと私は思ふんです。公安委員長、どうですか。

○斎藤国務大臣 今愛媛県警で調査をいたしておりますのは、いわゆる流出したと見られる資料等の詳細について調査しているわけでございます。

今委員言われましたマスキング、検査と監査に關してのマスキングなどに対応すべき、どうかというふうなことにして申し上げれば、国家公安委員会としては、会計検査院や監査委員の監査に当たっては、警察の責務を遂行するため、特段の支障のない限り、すべての内容を提示すべきと考えているところであり、なお、捜査協力者の氏名を提示した場合にどのような支障がどの程度生ずるのかを個別具体的に検討した結果、捜査上特段の支障が生ずるため提示できないこととなつたケースもあるものというふうになつて承知しております。その場合であっても、説明責任を果たすため、聞き取り調査など、執行事実を確認できる他の手段はないのかといったことも当該ケースに即して検討し、監査委員会委員等の御理解を得ながら適切に対処すべきものと考えております。

いづれにせよ、監査委員の監査等に当たり、各都道府県警察がその説明責任を十分に果たすよう、警察庁を督促してまいりたいと考えております。

○吉井委員 だれにでもかれにでも公開せいか
いう話じゃないんですよ。捜査上の秘密だとい
うことでもって明らかにされない、それが裏金づく
りのもとになっていたということが今出てきてい
るんですから、そこについては徹底した説明とい
うものをやはり国家公安委員長はこれは責任を
持つてやっていく、それから第三者機関でやって
いくということをしなないと、私は、この説明は
進まないということを申し上げて、質問を終わら
します。

○佐藤委員長 次に、内閣提出、消費者契約法
の一部を改正する法律案及び菊田真紀子君外三名提
出、消費者契約法の一部を改正する法律案の両案
を一括して議題といたします。

これより両案について順次趣旨の説明を聴取
いたします。猪口国務大臣。

消費者契約法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○猪口国務大臣 消費者契約法の一部を改正する
法律案につきまして、その提案理由及び概要を御
説明申し上げます。

消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに
交渉力の格差にかんがみ、消費者が契約の取り消
しや契約条項の無効を主張できる場合を類型的に
定めた消費者契約法が平成十三年から施行されて
います。これにより、消費者の被害救済が個別
的、事後的に図られていますが、同種の消費者被
害の発生や拡大を防止するには限界があります。

このため、消費者契約法の実効性を確保する方
策として、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費
者団体が、事業者等に対し、消費者契約法に規定
する不当行為の差し止めを請求することができ
ることとするともに、この適格消費者団体の認定
及び差し止め請求に係る訴訟手続等について所要
の規定を整備することとし、この法律案を提出す

る次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概
要を御説明申し上げます。

第一に、適格消費者団体は、事業者等が不特定
かつ多数の消費者に対して消費者契約法に規定す
る不当勧誘行為または不当条項を含む消費者契約
の締結を現に行いまたは行うおそれがあるときは
は、当該行為の差し止め請求をすることができ
ることとしています。

第二に、内閣総理大臣は、適格性の要件に適合
している者を、その申請に基づき、適格消費者団
体として認定することができることとしていま
す。適格性の要件は、特定非営利活動法人または
公益法人であること、不特定かつ多数の消費者の
利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる
目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続
して適正に行っていることなどとしております。

第三に、適格消費者団体は、差し止め請求に係
る業務を行うに際しては、不特定かつ多数の消費
者の利益のために差し止め請求権を適切に行使し
なければならないこと、所要の事項の情報開示を
しなければならないこと等とともに、内閣
総理大臣は、適格消費者団体に対して必要な監督
上の措置を講ずることができることとしていま
す。

第四に、訴訟手続につき、訴額、管轄、移送・
併合等に関する所要の規定を整備することとして
います。

以上が、この法律案の提案理由及び概要でござ
います。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くだ
さいますようお願い申し上げます。（拍手）

○佐藤委員長 次に、提出者菊田真紀子君。

消費者契約法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○菊田議員 民主党提出の消費者契約法の一部を
改正する法律案につきまして、提出者を代表し、

その趣旨及び概要を御説明いたします。

近年、企業の不当な契約や勧誘など消費者契約
にかかわるトラブルが増加し、内容も多様化、複
雑化しているため、事態が深刻化しています。こ
うした状況を受け、消費者団体が消費者の利益の
ために訴えを提起する制度、いわゆる消費者団体
訴訟制度の必要性が唱えられてきました。消費者
契約に係る被害は、同様の被害が多数の方々に及
ぶケースが多いため、被害が広がる前に、事業者
による不当な勧誘行為や契約条項の使用を差しと
めることが必要です。

また、これまでは、被害額が少額なこともあ
り、被害救済を求めて訴えを提起することが困難
でした。今回の政府案でも、個々の消費者の被害
救済については消極的で不十分な内容だと考えま
す。そこで、民主党では、被害を受けた消費者の
立場に立つて、適格消費者団体が損害賠償等団体
訴訟を進行できる仕組みを提案いたしました。

さらに、悪質な事業者の監視や取り締まり、被
害を受けた消費者救済のためには、従来のように
行政ばかりに頼るのではなく、消費者の立場か
ら、市場の監視者として、被害救済の支援者とし
て、消費者団体の役割をこれまで以上に積極的に
評価することも必要です。

民主党案は、こうした基本的な認識に基づき、
真に消費者の権利の保護を図るため、所要の法整
備を行うとするものです。

以下、本法律案の概要を申し上げます。

第一に、事業者等の一定の行為による消費者の
被害の発生、または拡大を防止するため、適格消
費者団体が、事業者等に対し、その差し止めを請
求できることとしております。

政府案にも同様の規定がありますが、差し止め
の対象が、消費者契約法に違反する不当な行為に
限定されており、消費者の立場からは対象が極め
て狭いものになっていきます。民主党案では、民法
における詐欺や強迫に該当する事案、さらには民
法九十条の公序良俗違反なども対象にしており、
より消費者にかかる被害の未然防止、拡大防止を

図る内容としております。

第二に、適格消費者団体が損害賠償等団体訴訟
を進行し、これに係る確定判決等に基づいて支払
われた金銭等を配当できることが特徴です。政府
案は、こうした制度の導入を見送っており、個々
の消費者被害の救済に消極的な姿勢であるのに対
し、民主党案では被害の救済の実効性の確保を図
る内容としております。

第三に、適格消費者団体の登録等の制度につ
いて所要の規定を整備します。政府案は、適格消費
者団体に係る適格性判断の仕組みを、内閣総理大
臣による認定制をとっており、団体の範囲を著し
く狭めています。民主党案では、法令で定める
登録拒否事由に該当する場合を除いて、登録制を
とることとします。これにより、中間法人や消費
生活協同組合も適格消費者団体となり得るなど範
囲をより拡大して、制度の積極的な運用が期待で
きるものとしております。

加えて、民主党案は、登録基準を明記すること
により、行政による裁量を排除する仕組みをとつ
ています。この点、政府案は、抽象的な認定基準
であり、行政裁量の余地が残る仕組みだと考えて
おります。

第四に、適格消費者団体への支援について必要
な規定を設けております。

適格消費者団体は、差し止め請求権の行使や損
害賠償等団体訴訟の進行など、消費者利益のため
の積極的な活動が期待されます。そこで、民主
党案では、適格消費者団体が行う差し止め請求関係
業務や損害賠償等請求関係業務の公益性にかんが
み、国及び地方公共団体はそれら業務のために必
要な資金の確保に努める旨の規定を設けておりま
す。これまでに、自治体も消費者の権利保護
のために積極的にかかわることを求めています。

以上が、本法律案の趣旨及び概要です。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げま
す。

ありがとうございました。（拍手）

○佐藤委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十八分散会

消費者契約法の一部を改正する法律案内閣提出

消費者契約法の一部を改正する法律

消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 消費者契約

第一節 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消(第四条―第七条)

第二節 消費者契約の条項の無効(第八条―第十条)

第三節 補則(第十一条)

第三章 差止請求

第一節 差止請求権(第十二条)

第二節 適格消費者団体

第一款 適格消費者団体の認定等(第十三条―第二十一条)

第二款 差止請求関係業務等(第二十三条―第二十九条)

第三款 監督(第三十条―第三十五条)

第四款 補則(第三十六条―第四十条)

第三節 訴訟手続等の特例(第四十一条―第四十七条)

第四章 雑則(第四十八条)

第五章 罰則(第四十九条―第五十三条)

附則

第一条中「無効とすること」を「無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができるとすること」に改める。

第二条に次の一項を加える。

4 この法律において「適格消費者団体」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のためにこの法律の規定による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人である消費者団体(消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第八条の消費者団体をいう。以下同じ。)として第十三条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

第二章 消費者契約

第一節 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消

第五十一条第一項中「委託を受けた者」を「委託に含む。次項において」を「受けた者を含む。以下」に改め、同条第二項中「消費者の代理人」の下に「(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。)を含む。以下同じ。)」を加える。

第七十二条第二項を次のように改める。

2 会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法律により詐欺又は強迫を理由として取消しをすることができないものとされている株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出が消費者契約としてされた場合には、当該株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出に係る意思表示については、第四条第一項から第三項まで(第五条第一項において準用する場合を含む。)の規定によりその取消しをすることができない。

第三章の章名を削り、第八条の前に次の節名を付する。

第二節 消費者契約の条項の無効

第四章の章名を削り、第十一条の前に次の節名を付する。

第三節 補則

第十二条を第四十八条とする。

第十三条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 差止請求

第一節 差止請求権

第十二条 適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等の代理人(以下「事業者等」と総称する。)が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第四条第一項から第三項までに規定する行為(同条第二項に規定する行為にあつては、同項ただし書の場合に該当するものを除く。次項において同じ。)を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為の供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該行為を理由として当該消費者契約を取り消すことができないときは、この限りでない。

2 適格消費者団体は、次の各号に掲げる者が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第四条第一項から第三項までに規定する行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該各号に定める者に対し、当該各号に掲げる者に対する是正の指示又は救済の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 受託者等 当該受託者等に対して委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をした事業者又は他の受託者等

二 事業者の代理人又は受託者等の代理人 当該代理人を自己の代理人とする事業者若しくは受託者等又はこれらの他の代理人

3 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項(第八条第一項第五号に掲げる消費者契約の条項にあつては、同条第二項各号に掲げる場合に該当するものを除く。次項において同じ。)を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該代理人を自己の代理人とする事業者又は他の代理人に対し、当該代理人に対する是正の指示又は救済の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

4 適格消費者団体は、事業者の代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該代理人を自己の代理人とする事業者又は他の代理人に対し、当該代理人に対する是正の指示又は救済の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 前各項の規定による請求(以下「差止請求」という。)は、次に掲げる場合には、することができない。

一 当該適格消費者団体若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該事業者等に損害を加えることを目的とする場合

二 他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等(訴訟並びに和解の申立てに係る手続、調停及び仲裁をいう。以下同じ。)につき既に確定判決等(確定判決及びこれと同一の効力を有するものをいい、次のイからハまでに掲げるものを除く。以下同じ。)が存在する場合において、請求の内容及び相手方である事業者等が同一である場合。ただし、当該他の適格消費者団体について、当該確定判決等に係る訴訟等の手続に關し、次条第一項の認定が第三十四条第一項第四号に掲げる事由により取り消され、又は同条第三項の規定

により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされたときは、この限りでない。

イ 訴えを却下した確定判決

口 前号に掲げる場合に該当することのみを理由として差止請求を棄却した確定判決及び仲裁判断

ハ 差止請求をする権利(以下「差止請求権」という。)の不存在又は差止請求権に係る債務の不存在の確認の請求(第二十四条において「差止請求権不存在等確認請求」という。)を棄却した確定判決及びこれと同一の効力を有するもの

6 前項第二号本文の規定は、当該確定判決に係る訴訟の口頭弁論の終結後又は当該確定判決と同一の効力を有するものの成立後に生じた事由に基づいて同号本文に掲げる場合の当該差止請求をすることを妨げない。

第二節 適格消費者団体

第一款 適格消費者団体の認定等

(適格消費者団体の認定)

第十三条 差止請求関係業務(不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務をいう。以下同じ。)を行おうとする者は、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、内閣総理大臣に認定の申請をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は民法第三十四条に規定する法人であること。

二 消費生活に関する情報の収集及び提供並び

に消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行つてしていると認められること。

三 差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。

四 その理事に関し、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 差止請求関係業務の執行を決定する機関として理事をもつて構成する理事会が置かれており、かつ、定款又は寄附行為で定めるその決定の方法が次に掲げる要件に適合していると認められること。

(1) 当該理事会の決議が理事の過半数又はこれを上回る割合以上の多数決により行われるものとされていること。

(2) 第四十一条第一項の規定による差止請求、差止請求に係る訴えの提起その他の差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の決定が理事その他の者に委任されていないこと。

ロ 理事の構成が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものでないこと。この場合において、第二号に掲げる要件に適合する者は、次の(1)又は(2)に規定する事業者に該当しないものとみなす。

(1) 理事の数のうちに占める特定の事業者(当該事業者との間に発行済株式の総数の二分の一以上の株式の数を保有する関係その他の内閣府令で定める特別の関係のある者を含む。)の関係者(当該事業者及びその役員又は職員である者その他の内閣府令で定める者)をいう。(2)において同じ。)の数の割合が三分の一を超えてい

ること。

(2) 理事の数のうちに占める同一の業種(内閣府令で定める事業の区分をいう。)に属する事業を行う事業者の関係者の数の割合が二分の一を超えていること。

五 差止請求の要否及びその内容についての検討を行う部門において次のイ及びロに掲げる者(以下「専門委員」と総称する。)が共にその専門的な知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他差止請求関係業務を遂行するための人的体制に照らして、差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること。

イ 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談(第四十条第一項において「消費生活相談」という。)その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める条件に適合する者

ロ 弁護士、司法書士その他の法律に関する専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める条件に適合する者

六 差止請求関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。

七 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによつて差止請求関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

4 前項第三号の業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならない。この場合において、業務規程に定める差止請求関係業務の実施の方法には、同項第五号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方である事業者等と特別の利害関係を有する場合の措置

置その他業務の公正な実施の確保に関する措置が含まれていなければならない。

5 次のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。

一 この法律その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人

二 第三十四条第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされ、その取消し又は認定の日から三年を経過しない法人

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(次号及び第六号ハにおいて「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する法人

四 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人

五 政治団体(政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第三条第一項に規定する政治団体をいう。)

六 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

口 適格消費者団体が第三十四条第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされた場合において、その取消し又は認定の日前六月以内に当該適格消費者団体の役員であつた者でその取消し又は認定の日から三年を経過しないもの ハ 暴力団員等 (認定の申請) 第十四条 前条第二項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出してしなければならない。 一 名称及び住所並びに代表者の氏名 二 差止請求関係業務を行おうとする事務所の所在地 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 定款又は寄附行為 二 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類 三 差止請求関係業務に関する業務計画書 四 差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類 五 業務規程 六 役員、職員及び専門委員に関する次に掲げる書類 イ 氏名、役職及び職業を記載した書類 ロ 住所、略歴その他内閣府令で定める事項を記載した書類 七 前条第三項第一号の法人の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別(社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数を含む。)を記載した書類 八 最近の事業年度における財産目録、貸借対	照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類 九 前条第五項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面 十 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類 十一 その他内閣府令で定める書類 (認定の申請に関する公告及び縦覧等) 第十五条 内閣総理大臣は、前条の規定による認定の申請があつた場合には、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨並びに同条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を公告するとともに、同条第二項各号(第六号ロ、第九号及び第十一号を除く。)に掲げる書類を、公告の日から二週間、公衆の縦覧に供しなければならない。 2 内閣総理大臣は、前条の規定による認定の申請をした者について第十三条第五項第三号、第四号又は第六号ハに該当する疑いがあると認めるときは、警察庁長官の意見を聴くものとする。 (認定の公示等) 第十六条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該適格消費者団体の名称及び住所、差止請求関係業務を行う事務所の所在地並びに当該認定をした日を公示するとともに、当該適格消費者団体に対し、その旨を書面により通知するものとする。 2 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体である旨を、差止請求関係業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。 3 適格消費者団体でない者は、その名称中に適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字を用い、又はその業務に関し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をしてはならない。 (認定の有効期間等)	第十七条 第十三条第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して三年とする。 2 前項の有効期間の満了後引き続き差止請求関係業務を行おうとする適格消費者団体は、その有効期間の更新を受けなければならない。 3 前項の有効期間の更新を受けようとする適格消費者団体は、第一項の有効期間の満了の日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「更新申請期間」という。)に、内閣総理大臣に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。 4 前項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。 5 前項の場合において、第二項の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 6 第十三条第一項及び第五項第二号を除く。、第十四条、第十五条及び前条第一項の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第十四条第二項各号に掲げる書類については、既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。 (変更の届出) 第十八条 適格消費者団体は、第十四条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号(第二号及び第十一号を除く。)に掲げる書類に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、その変更が内閣府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。 (合併の届出及び認可等)	第十九条 適格消費者団体である法人が他の適格消費者団体である法人と合併をしたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。 2 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 3 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人と合併をした場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その合併について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。 4 前項の認可を受けようとする適格消費者団体は、その合併がその効力を生ずる日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「認可申請期間」という。)に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。 5 前項の申請があつた場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その処分がされるまでの間は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。 6 第十三条(第一項を除く。)、第十四条、第十五条及び第十六条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。 7 適格消費者団体である法人は、適格消費者団体でない法人と合併をする場合において、第四項の申請をしないときは、その合併がその効力を生ずる日までに、その旨を内閣総理大臣に届	第二十條 適格消費者団体である法人が他の適格消費者団体である法人と合併をしたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。 2 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 3 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人と合併をした場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その合併について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。 4 前項の認可を受けようとする適格消費者団体は、その合併がその効力を生ずる日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「認可申請期間」という。)に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。 5 前項の申請があつた場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その処分がされるまでの間は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。 6 第十三条(第一項を除く。)、第十四条、第十五条及び第十六条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。 7 適格消費者団体である法人は、適格消費者団体でない法人と合併をする場合において、第四項の申請をしないときは、その合併がその効力を生ずる日までに、その旨を内閣総理大臣に届
--	---	--	---	---

け出なければならない。

8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
(事業の譲渡の届出及び認可等)

第二十条 適格消費者団体である法人が他の適格消費者団体である法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をしたときは、その譲渡を受けた法人は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

2 前項の規定によりその譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合には、その譲渡を受けた法人は、その譲渡について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、その譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

4 前項の認可を受けようとする適格消費者団体は、その譲渡の日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「認可申請期間」という。)に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

5 前項の申請があつた場合において、その譲渡の日までにその申請に対する処分がされないときは、その譲渡を受けた法人は、その処分がされるまでの間は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。

6 第十三条第一項を除く、第十四条、第十五条及び第十六条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

7 適格消費者団体である法人は、適格消費者団

体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をする場合において、第四項の申請をしないときは、その譲渡の日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
(解散の届出等)

第二十一条 適格消費者団体が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 破産手続開始の決定により解散した場合
破産管財人

二 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合
清算人

三 差止請求関係業務を廃止した場合
法人の代表者

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
(認定の失効)

第二十二條 適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第十三条第一項の認定は、その効力を失う。

一 第十三条第一項の認定の有効期間が経過したとき(第十七条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき)。

二 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人と合併した場合において、その合併が第十九条第三項の認可を経ずその効力を生じたとき(同条第五項に規定する場合にあっては、その合併の不認可処分がされたとき)。

三 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合において、その譲渡が第二十条第三項の認可を経ずにされた

とき(同条第五項に規定する場合にあっては、その譲渡の不認可処分がされたとき)。

四 適格消費者団体が前条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたとき。

第二款 差止請求関係業務等
(差止請求権の行使等)

第二十三条 適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、差止請求権を適切に行使しなければならない。

2 適格消費者団体は、差止請求権を濫用してはならない。

3 適格消費者団体は、事案の性質に応じて他の適格消費者団体と共同して差止請求権を行使するほか、差止請求関係業務について相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

4 適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。

この場合において、当該適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)を利用して同一の情報を閲覧することができると認めるときは、当該通知及び報告をしたものとみなす。

一 第四十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による差止請求をしたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、裁判外において事業者等に対し差止請求をしたとき。

三 差止請求に係る訴えの提起(和解の申立て、調停の申立て又は仲裁合意を含む。)(又は仮処分命令の申立てがあつたとき)。

四 差止請求に係る判決の言渡し(調停の成立、調停に代わる決定の告知又は仲裁判断を含む。)(又は差止請求に係る仮処分命令の申立てについての決定の告知があつたとき)。

五 前号の判決に対する上訴の提起(調停に代わる決定に対する異議の申立て又は仲裁判断の取消しの申立てを含む。)(又は同号の決定に対する不服の申立てがあつたとき)。

六 第四号の判決(調停に代わる決定又は仲裁判断を含む。)(又は同号の決定が確定したとき)。

七 差止請求に係る裁判上の和解が成立したとき。

八 前二号に掲げる場合のほか、差止請求に係る訴訟(和解の申立てに係る手続、調停手続又は仲裁手続を含む。)(又は差止請求に係る仮処分命令に関する手続が終了したとき)。

九 差止請求に係る裁判外の和解が成立したときその他差止請求に関する事業者等との間の協議が調つたとき、又はこれが調わなかつたとき。

十 差止請求に関し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為であつて、それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとするとき。

十一 その他差止請求に関し内閣府令で定める手続に係る行為がされたとき。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の内閣府令で定める方法により、他の適格消費者団体に当該報告の日時及び概要その他内閣府令で定める事項を伝達するものとする。

6 適格消費者団体について、第十二条第五項第二号本文の確定判決等強制執行をすることができものが存する場合には、当該適格消費者団体は、当該確定判決等に係る差止請求権を放

棄することができない。

(消費者の被害に関する情報の取扱い)

第二十四条 適格消費者団体は、差止請求権の行使(差止請求権不存在等確認請求に係る訴訟を含む。第二十八条において同じ。)に関し、消費者から収集した消費者の被害に関する情報をその相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用するに当たっては、あらかじめ、当該消費者の同意を得なければならない。

(秘密保持義務)

第二十五条 適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(氏名等の明示)

第二十六条 適格消費者団体の差止請求関係業務に従事する者は、その差止請求関係業務を行うに当たり、相手方の請求があつたときは、当該適格消費者団体の名称、自己の氏名及び適格消費者団体における役職又は地位その他内閣府令で定める事項を、その相手方に明らかにしなければならない。

(判決等に関する情報の提供)

第二十七条 適格消費者団体は、消費者の被害の防止及び救済に資するため、消費者に対し、差止請求に係る判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。)又は裁判外の和解の内容その他必要な情報を提供しよう努めなければならない。

(財産上の利益の受領の禁止等)

第二十八条 適格消費者団体は、次に掲げる場合を除き、その差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

一 差止請求に係る判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。以下この項において同

じ。)又は民事訴訟法(平成八年法律第九号)第七十三条第一項の規定により訴訟費用(和解の費用、調停手続の費用及び仲裁手続の費用を含む。)を負担することとされた相手方から当該訴訟費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

二 差止請求に係る判決に基づいて民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第一百七十二条第一項の規定により命じられた金銭の支払として財産上の利益を受けるとき。

三 差止請求に係る判決に基づく強制執行の執行費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

四 差止請求に係る相手方の債務の履行を確保するために約定された違約金の支払として財産上の利益を受けるとき。

2 適格消費者団体の役員、職員又は専門委員は、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

3 適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員は、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産上の利益を第三者に受けさせてはならない。

4 前三項に規定する差止請求に係る相手方からその差止請求権の行使に受け又は受けさせてはならない財産上の利益には、その相手方がその差止請求権の行使に關してした不法行為によつて生じた損害の賠償として受け又は受けさせる財産上の利益は含まれない。

5 適格消費者団体は、第一項各号に規定する財産上の利益を受けたときは、これに相当する金額を積み立て、これを差止請求関係業務に要する費用に充てなければならない。

6 適格消費者団体は、その定款又は寄附行為において、差止請求関係業務を廃止し、又は第十

三条第一項の認定の失効(差止請求関係業務の廃止によるものを除く。若しくは取消しにより差止請求関係業務を終了した場合において、積立金(前項の規定により積み立てられた金額をいう。)に残余があるときは、その残余に相当する金額を、他の適格消費者団体(第三十五条の規定により差止請求権を承継した適格消費者団体がある場合にあつては、当該適格消費者団体)があるときは当該他の適格消費者団体に、これがないときは第十三条第三項第二号に掲げる要件に適合する消費者団体であつて内閣総理大臣が指定するもの又は国に帰属させる旨を定めておかなければならない。

(業務の範囲及び区分経理)

第二十九条 適格消費者団体は、その行う差止請求関係業務に支障がない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、差止請求関係業務以外の業務を行うことができる。

2 適格消費者団体は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

一 差止請求関係業務

二 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務(前号に掲げる業務を除く。)

三 前二号に掲げる業務以外の業務

第三款 監督

(帳簿書類の作成及び保存)

第三十条 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、その業務及び経理に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(財務諸表等の作成、備置き、閲覧等及び提出等)

第三十一条 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することが

できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成しなければならない。

2 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度、その差止請求関係業務その他の業務がこの法律の規定に従い適正に遂行されているかどうかについて、その業務の遂行の状況の調査に必要な学識経験を有する者が行う調査を受けなければならない。

3 適格消費者団体の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならない。

一 定款又は寄附行為

二 業務規程

三 役員等名簿(役員、職員及び専門委員の氏名、役職及び職業その他内閣府令で定める事項を記載した名簿をいう。)

四 適格消費者団体の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別(社員が法人その他の団体である場合にあつては、その構成員の数を含む。)を記載した書類

五 財務諸表等

六 収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類

七 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

八 前項の調査の方法及び結果が記載された調査報告書

4 何人も、適格消費者団体の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該適格消費者団体の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項各号に掲げる書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写

の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項各号に掲げる書類が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

5 適格消費者団体は、前項各号に掲げる請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができる。

6 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、第三項第三号から第六号まで及び第八号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(報告及び立入検査)

第三十二条 内閣総理大臣は、この法律の実施に必要な限度において、適格消費者団体に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、適格消費者団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(適合命令及び改善命令)

第三十三条 内閣総理大臣は、適格消費者団体が、第十三条第三項第二号から第七号までに掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該適格消費者団体に対し、これらの要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、

第一類第一号

内閣委員会議録第三号 平成十八年四月十四日

適格消費者団体が第十三条第五項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたと認めるとき、適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が差止請求関係業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認めるとき、その他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該適格消費者団体に対し、人的体制の改善、違反の停止、業務規程の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の取消し等)

第三十四条 内閣総理大臣は、適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、第十三条第一項の認定を取り消すことができる。

一 偽りその他の不正の手段により第十三条第一項の認定、第十七条第二項の有効期間の更新又は第十九条第三項若しくは第二十条第三項の認可を受けたとき。

二 第十三条第三項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたとき。

三 第十三条第五項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

四 第十二条第五項第二号本文の確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、当該訴訟等の当事者である適格消費者団体が、事業者等と通謀して請求の放棄又は不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解をしたとき、その他不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行を行つたと認められるとき。

五 第十二条第五項第二号本文の確定判決等に係る強制執行に必要な手続に関し、当該確定判決等に係る訴訟等の当事者である適格消費者団体がその手続を怠つたことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するものと認められるとき。

六 前各号に掲げるもののほか、この法律若し

くはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

七 当該適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が第二十八条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

2 適格消費者団体が、第二十三条第四項の規定に違反して同項の通知又は報告をしないで、差止請求に関し、同項第十号に規定する行為をしたときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体について前項第四号に掲げる事由があるものとみなすことができる。

3 第十二条第五項第二号本文に掲げる場合であつて、当該他の適格消費者団体に係る第十三条第一項の認定が、第二十二條各号に掲げる事由により既に失効し、又は第一項各号に掲げる事由(当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関する同項第四号に掲げる事由を除く。)により既に取り消されている場合においては、内閣総理大臣は、当該他の適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し同項第四号に掲げる事由があつたと認められるとき(前項の規定により同号に掲げる事由があるものとみなすことができる場合を含む)は、当該他の適格消費者団体であつた法人について、その旨の認定をすることができる。

4 前項に規定する場合における当該他の適格消費者団体であつた法人は、清算が終了した後においても、同項の規定の適用については、なお存続するものとみなす。

5 内閣総理大臣は、第一項各号に掲げる事由により第十三条第一項の認定を取り消し、又は第三項の規定により第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその取消し又は認定をした日を公示するとともに、当該適格消費者団体又は当該他の適格消費者団体であつた法人に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(差止請求権の承継に係る指定等)

第三十五条 適格消費者団体について、第十二条第五項第二号本文の確定判決等で強制執行をすることができなくなる場合において、第十三条第一項の認定が、第二十二條各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体の有する当該差止請求権を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を指定するものとする。

2 前項の規定による指定がされたときは、同項の差止請求権は、その指定の時に(その認定の失効又は取消しの後にその指定がされた場合にあつては、その認定の失効又は取消しの時にさかのぼつて)その指定を受けた適格消費者団体が承継する。

3 前項の場合において、同項の規定により当該差止請求権を承継した適格消費者団体が当該差止請求権に基づく差止請求をするときは、第十二条第五項第二号本文の規定は、当該差止請求については、適用しない。

4 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第一項、第六項又は第七項の規定による指定を受けた適格消費者団体(以下この項から第七項までにおいて「指定適格消費者団体」という。)に係る指定を取り消さなければならない。

一 指定適格消費者団体について、第十三条第一項の認定が、第二十二條各号に掲げる事由により失効し、若しくは既に失効し、又は前条第一項各号に掲げる事由により取り消されるとき。

二 指定適格消費者団体が承継した差止請求権をその指定前に有していた者(以下この条において「従前の適格消費者団体」という。)のうち当該確定判決等の当事者であつたものについて、第十三条第一項の認定の取消処分、同項の認定の有効期間の更新拒否処分若しくは

合併若しくは事業の全部の譲渡の不認可処分（以下この条において「認定取消処分等」という。）が取り消され、又は認定取消処分等の取消し若しくはその無効若しくは不存在の確認の判決（次項第二号において「取消判決等」という。）が確定したとき。

5 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、指定適格消費者団体に係る指定を取り消すことができる。

一 指定適格消費者団体が承継した差止請求権に係る強制執行に必要な手続に関し、当該指定適格消費者団体がその手続を怠ったことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するものと認められるとき。

二 従前の適格消費者団体のうち指定適格消費者団体であったもの（当該確定判決等の当事者であつたものを除く。）について、前項第一号の規定による指定の取消しの事由となつた認定取消処分等が取り消され、若しくはその認定取消処分等の取消判決等が確定したとき、又は前号の規定による指定の取消処分が取り消され、若しくはその取消処分等の取消判決等が確定したとき。

6 内閣総理大臣は、第四項第一号又は前項第一号に掲げる事由により指定適格消費者団体に係る指定を取り消し、又は既に取り消しているときは、当該指定適格消費者団体の承継していた差止請求権を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を新たに指定するものとする。

7 内閣総理大臣は、第四項第二号又は第五項第二号に掲げる事由により指定適格消費者団体に係る指定を取り消すときは、当該指定適格消費者団体の承継していた差止請求権を承継すべき適格消費者団体として当該従前の適格消費者団体を新たに指定するものとする。

8 前二項の規定による新たな指定がされたときは、前二項の差止請求権は、その新たな指定の時において（従前の指定の取消し後に新たな指定がされた場合にあっては、従前の指定の取消し

の時に（従前の適格消費者団体に係る第十三条第一項の認定の失効後に従前の指定の取消し及び新たな指定がされた場合にあっては、その認定の失効の時）にさかのぼつて）その新たな指定を受けた適格消費者団体が承継する。

9 第三項の規定は、前項の場合において、同項の規定により当該差止請求権を承継した適格消費者団体が当該差止請求権に基づく差止請求をするときについて準用する。

10 内閣総理大臣は、第一項、第六項又は第七項の規定による指定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその指定の日を公示するとともに、その指定を受けた適格消費者団体に對し、その旨を書面により通知するものとする。第四項又は第五項の規定により当該指定を取り消したときも、同様とする。

第四款 補則

第三十六条 適格消費者団体は、これを政党又は政治的目的のために利用してはならない。

（官公庁等への協力依頼）

第三十七条 内閣総理大臣は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（内閣総理大臣への意見）

第三十八条 警察庁長官は、適格消費者団体について、第十三条第五項第三号、第四号又は第六号ハに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、内閣総理大臣が当該適格消費者団体に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に對し、その旨の意見を述べることができる。

（判決等に関する情報の公表）

第三十九条 内閣総理大臣は、消費者の被害の防止及び救済に資するため、適格消費者団体から第二十三条第四項第四号から第九号まで及び第十一号の規定による報告を受けたときは、イン

ターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、差止請求に係る判決・確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。）又は裁判外の和解の概要、当該適格消費者団体の名称及び当該事業者等の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

2 前項に規定する事項のほか、内閣総理大臣は、差止請求関係業務に関する情報を広く国民に提供するため、インターネットの利用その他適切な方法により、適格消費者団体の名称及び住所並びに差止請求関係業務を行う事務所の所在地その他内閣府令で定める必要な情報を公表することができる。

3 内閣総理大臣は、独立行政法人国民生活センターに、前二項の情報の公表に関する業務を行わせることができる。

（適格消費者団体への協力等）

第四十条 独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体の求めに応じ、当該適格消費者団体が差止請求権を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に對し、消費生活相談に関する情報で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 前項の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を当該差止請求権の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第三節 訴訟手続等の特例

（書面による事前の請求）

第四十一条 適格消費者団体は、差止請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき事業者等に対し、あらかじめ、請求の要旨及び紛争の要点その他の内閣府令で定める事項を記載した書面により差止請求をし、かつ、その到達した時から一週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該事業者等がその差止請求を拒

んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

3 前二項の規定は、差止請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

（訴訟の目的の価額）

第四十二条 差止請求に係る訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

（管轄）

第四十三条 差止請求に係る訴訟については、民事訴訟法第五条（第五号に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

（移送）

第四十四条 裁判所は、差止請求に係る訴えが提起された場合であつて、他の裁判所に同一又は同種の行為の差止請求に係る訴訟が係属している場合においては、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は他の管轄裁判所に移送することができる。

（弁論等の併合）

第四十五条 請求の内容及び相手方である事業者等が同一である差止請求に係る訴訟が同一の第一審裁判所又は控訴裁判所に数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。ただし、審理の状況その他の事情を考慮して、他の差止請求に係る訴訟と弁論及び裁判を併合してすることが著しく不相当であると認めるときは、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合においては、当事者は、その旨を裁判所に申し出なければならない。

（訴訟手続の中止）

第四十六条 内閣総理大臣は、現に係属する差止請求に係る訴訟につき既に他の適格消費者団体を当事者とする第十二条第五項第二号本文の確

第一類第一号 内閣委員会議録第三号 平成十八年四月十四日	定判決等が存する場合において、当該他の適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し第三十四条第一項第四号に掲げる事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合(同条第二項の規定により同号に掲げる事由があるものとみなすことができる場合を含む。)であつて、同条第一項の規定による第十三条第一項の認定の取消し又は第三十四条第三項の規定による認定(次項において「認定の取消し等」という。)をするかどうかの判断をするため相当の期間を要すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該差止請求に係る訴訟が係属する裁判所(以下この条において「受訴裁判所」という。)に対し、その旨及びその判断に要すると認められる期間を通知するものとする。 2 内閣総理大臣は、前項の規定による通知をした場合には、その通知に係る期間内に、認定の取消し等をするかどうかの判断をし、その結果を受訴裁判所に通知するものとする。 3 第一項の規定による通知があつた場合において、必要があると認めるときは、受訴裁判所は、その通知に係る期間を経過する日まで(その期間を経過する前に前項の規定による通知を受けたときは、その通知を受けた日まで)、訴訟手続を中止することができる。 (間接強制の支払額の算定) 第四十七条 差止請求権について民事執行法第七十二条第一項に規定する方法により強制執行を行う場合において、同項又は同条第二項の規定により債務者が債権者に支払うべき金銭の額を定めるに当たつては、執行裁判所は、債務不履行により不特定かつ多数の消費者が受けるべき不利益を特に考慮しなければならない。 第四章 雑則 本則に次の一章を加える。 第五章 罰則 第四十九条 適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかなる
二 第十六条第三項の規定に違反して、適格消	を問はず、当該適格消費者団体においてその差止請求権の行使をしないこと若しくはしなかつたこと、その差止請求権の放棄すること若しくはしたと、事業者等との間でその差止請求に係る和解をすること若しくはしたと又はその差止請求に係る訴訟その他の手続を他の事由により終了させること若しくは終了させたことの報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者(当該適格消費者団体を含む。)に受けさせたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。 2 前項の利益を供与した者も、同項と同様とする。 3 第一項の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。 4 第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。 5 第二項の罪は、刑法明治四十年法律第四十五号(第二条の例に従う。 第五十条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。 一 偽りその他不正の手段により第十三条第一項の認定、第十七条第二項の有効期間の更新又は第十九条第三項若しくは第二十条第三項の認可を受けた者 二 第二十五条の規定に違反して、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らした者 第五十一条 次のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 第十四条第一項(第十七条第六項、第十九条第六項及び第二十条第六項において準用する場合を含む。)の申請書又は第十四条第二項各号(第十七条第六項、第十九条第六項及び第二十条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者
五 第二十六条の規定に違反して、同条の請求	費者団体であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用い、又はその業務に關し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をした者 三 第三十条の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者 四 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 第五十二条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。 第五十三条 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。 一 第十六条第二項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者 二 第十八条、第十九条第二項若しくは第七項、第二十條第二項若しくは第七項又は第二十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 三 第二十三条第四項前段の規定による通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者 四 第二十四条の規定に違反して、消費者の被害に関する情報を利用した者 五 第二十六条の規定に違反して、同条の請求
め、適格消費者団体が事業者等に対しその差止め	を拒んだ者 六 第三十一条第一項の規定に違反して、財務諸表等を作成せず、又はこれに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした者 七 第三十一条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による調査において説明をせず、若しくは虚偽の説明をした者 八 第三十一条第三項の規定に違反して、書類を備え置かなかつた者 九 第三十一条第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに同条第四項各号に掲げる請求を拒んだ者 十 第三十一条第六項の規定に違反して、書類を提出せず、又は書類に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者 十一 第四十条第二項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者 附 則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。 (検討) 2 政府は、消費者の被害の状況、消費者の利益の擁護を図るための諸施策の実施の状況その他社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の消費者契約法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 理 由 消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者等の一定の行為による消費者の被害の発生又は拡大を防止するため、適格消費者団体が事業者等に対しその差止め

を請求することができることとするともに、適格消費者団体の内閣総理大臣による認定等の制度及び差止請求に係る訴訟手続等について所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消費者契約法の一部を改正する法律案 菊田真紀子君外三名提出

消費者契約法の一部を改正する法律

消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 消費者契約

第一節 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消(第四条―第七条)

第二節 消費者契約の条項の無効(第八条―第十条)

第三節 補則(第十一条)

第三章 差止請求及び損害賠償等団体訴訟

第一節 差止請求権及び損害賠償等団体訴訟の追行(第十二条―第十三条)

第二節 適格消費者団体

第一款 適格消費者団体の登録等(第十四条―第二十三条)

第二款 差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務等(第二十四条―第三十条)

第三款 監督(第三十一条―第三十五条)

第四款 補則(第三十六条―第四十条)

第五款 差止請求に係る訴訟手続の特例(第四十一条―第四十三条)

第六款 損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続の特例等

第七款 損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続の特例(第四十四条―第五十条)

第八款 配当等

第一目 通則(第五十五条―第六十一条)
第二目 配当(第六十二条―第六十九条)
第四章 雑則(第七十条)
第五章 罰則(第七十一条―第七十八条)

附則

第一条中「無効とすること」を「無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとする」と及び消費者の被害の救済を図るため適格消費者団体が損害賠償等団体訴訟を進行することができることとする」とに改める。

第二条に次の一項を加える。

4 この法律において「適格消費者団体」とは、第十四条の登録を受けた消費者団体(消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第八条の消費者団体をいう。)をいう。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 消費者契約

第二章中第四条の前に次の節名を付する。

第一節 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消

第五条第一項中「を受けた者」を削り、「含む。次項において」を「受けた者を含む。以下」に改め、同条第二項中「消費者の代理人」の下に「復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。以下同じ。)」を加える。

第七条第二項を次のように改める。

2 会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法律により詐欺又は強迫を理由として取消しをすることができないものとされている株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出が消費者契約としてされた場合には、当該株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出に係る意思表示については、第四条第一項から第三項まで、第五条第一項において準用する場合を含む。)の規定によりその取消しをすることができない。

第三章の章名を削り、第七条の次に次の節名を付する。

第二節 消費者契約の条項の無効

第四章の章名を削り、第十条の次に次の節名を付する。

第三節 補則

第十二条を第七十条とし、第十一条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 差止請求及び損害賠償等団体訴訟

第一節 差止請求権及び損害賠償等団体訴訟の追行

第十二条 適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等の代理人(以下「事業者等」と総称する。)が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、消費者に対して第四条第一項から第三項までに規定する行為(同条第二項に規定する行為にあつては、同項ただし書の場合に該当するものを除く。次項において同じ。)(又は詐欺等行為(人を詐欺し、又は人を強迫する行為をいう。以下同じ。))を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為の供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該行為を理由として当該消費者契約を取り消すことができないときは、この限りでない。

2 適格消費者団体は、次の各号に掲げる者が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、消費者に対して第四条第一項から第三項までに規定する行為又は詐欺等行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該各号に定める者に対し、当該各号に掲げる者に対する是正の指示又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 受託者等 当該受託者等に対して委託(二

以上の段階にわたる委託を含む。)をした事業者又は他の受託者等

二 事業者の代理人又は受託者等の代理人 当該代理人を自己の代理人とする事業者若しくは受託者等又はこれらの他の代理人

3 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項(第八条第一項第五号に掲げる消費者契約の条項にあつては、同条第二項各号に掲げる場合に該当するものを除く。次項及び第五項において同じ。)(若しくは民法第九十条の規定により無効とされる消費者契約の条項を含む消費者契約)の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為の供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該消費者契約の条項が無効とされないときは、この限りでない。

4 適格消費者団体は、事業者の代理人が、消費者契約を締結するに際し、消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項若しくは民法第九十条の規定により無効とされる消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該代理人を自己の代理人とする事業者又は他の代理人に対し、当該代理人に対する是正の指示又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項若しくは民法第九十条の規定により無効とされる消費者契約の条項を含む消費者契約

の申込み又はその承諾の意思表示を行うことを推薦し又は提案する行為を現に行い又は行うおそれがある者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、第三項ただし書の規定を準用する。

(損害賠償等団体訴訟の追行)

第十三条 適格消費者団体は、共同の利益を有する多数の消費者の被害の救済を図るため、裁判所の許可を得て、自己の名をもって、損害賠償等団体訴訟(消費者が消費者契約に関して事業者等に対して有する損害賠償請求権その他の金銭債権(製造物責任法(平成六年法律第八十五号)第三条に規定する損害賠償の請求権を含む。))について、当該消費者を代表して一括してその給付を求める訴えであつて、当該消費者の意思に基づくことなく提起されるものをいう。以下同じ。)を追行することができる。

第二節 適格消費者団体

第一款 適格消費者団体の登録等

(適格消費者団体の登録)

第十四条 差止請求関係業務(第十二条の規定による請求(以下「差止請求」という。))をする権利(以下「差止請求権」という。))を消費者の利益のために行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務をいう。以下同じ。))又は損害賠償等団体訴訟関係業務(消費者の利益のために損害賠償等団体訴訟を追行し、これに係る確定判決等(確定判決及びこれと同一の効力を有するものをいう。以下同じ。))に基づいて支払われた金銭及びその金銭に付される利息を配当する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する損害賠償等団体訴訟の追行及び配当等の結果

に関する情報の提供に係る業務をいう。以下同じ。))を行おうとする者は、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第十五条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 差止請求関係業務又は損害賠償等団体訴訟関係業務を行おうとする事務所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の登録申請書には、定款又は寄附行為、業務規程その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 前項の業務規程には、差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務の実施の方法、差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならない。この場合において、業務規程に定める差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務の実施の方法には、役員又は職員が差止請求又は損害賠償等団体訴訟に係る相手方である事業者等と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置が含まれていなければならない。

(登録の実施等)

第十六条 内閣総理大臣は、前条の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を適格消費者団体登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を前条の規定による登録の申請をした者に通知しなければならない

い。

3 内閣総理大臣は、適格消費者団体登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

4 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体である旨を、差止請求関係業務又は損害賠償等団体訴訟関係業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。

5 適格消費者団体でない者は、その名称中に適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字を用い、又はその業務に関し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(登録の拒否)

第十七条 内閣総理大臣は、第十五条の規定による登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法人でない者

二 営利を目的とする法人

三 消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的としない法人

四 定款若しくは寄附行為又は業務規程が法令に適合しない法人

五 その業務を行う役員(理事、業務を執行する無限責任社員その他内閣府令で定める者)をいう。以下この号において同じ。))の構成が次のイ又はロのいずれかに該当する法人。この場合において、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とする法人は、次のイ又はロに規定する事業者に該当しないものとみなす。

イ その業務を行う役員の数の中に占める

特定の事業者(当該事業者との間に発行済株式の総数の二分の一以上の株式の数を保有する関係その他の内閣府令で定める特別の関係のある者を含む。))の関係者(当該事業者及びその役員又は職員である者その他の内閣府令で定める者をいう。ロにおいて同じ。))の数の割合が三分の一を超えていること。

ロ その業務を行う役員の数の中に占める同一の業種(内閣府令で定める事業の区分をいう。))に属する事業を行う事業者の関係者の数の割合が二分の一を超えていること。

六 この法律その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づき処分違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人

七 第三十五条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない法人

八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(次号及び第十一号ホにおいて「暴力団員等」という。))がその事業活動を支配する法人

九 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人

十 政治団体(政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第三条第一項に規定する政治団体をいう。))

十一 役員の中に次のいずれかに該当する者のある法人

イ 成年被後見人又は被保佐人

口 破産者で復権を得ないもの
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律
その他消費者の利益の擁護に関する法律で
政令で定めるもの若しくはこれらの法律に
基づく命令の規定若しくはこれらの規定に
基づく処分違反して罰金の刑に処せら
れ、その刑の執行を終わり、又はその刑の
執行を受けることがなくなった日から三年
を経過しない者

二 適格消費者団体が第三十五条第一項の規
定により登録を取り消された場合におい
て、その取消しの日前六月以内に当該適格
消費者団体の役員であつた者でその取消し
の日から三年を経過しないもの
ホ 暴力団員等

十二 差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴
訟関係業務を遂行するために必要と認められ
る政令で定める基準に適合する財産的基礎又
は人的構成を有しない法人

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒
否したときは、遅滞なく、文書によりその理由
を付して通知しなければならない。

(登録に関する意見聴取)

第十八条 内閣総理大臣は、第十五条の規定によ
る登録の申請をした者について前条第一項第八
号、第九号又は第十一号ホに該当する疑いがある
と認めるときは、警察庁長官の意見を聴くも
のとする。

(登録の更新)

第十九条 第十四条の登録は、五年ごとにその更
新を受けなければ、その期間の経過によつて、
その効力を失う。

2 第十五条、第十六条第一項及び第二項、第十
七条第一項第七号を除く。並びに前条の規定
は、前項の更新について準用する。ただし、第
十五条第二項に掲げる書類については、既に内
閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に
変更がないときは、その添付を省略することが
できる。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、
同項の期間(以下この条において「登録の有効期
間」という。)の満了の日までにその申請に対す
る処分がされないときは、従前の登録は、登録
の有効期間の満了後もその処分がされるまでの
間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたとき
は、その登録の有効期間は、従前の登録の有
効期間の満了の日の翌日から起算するものとす
る。

(変更の届出)

第二十条 適格消費者団体は、第十五条第一項各
号に掲げる事項に変更があつたときは、その日
から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届
け出なければならない。

2 適格消費者団体は、業務規程を変更しようと
するときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大
臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による届出を
受理したときは、届出があつた事項を適格消費
者団体登録簿に登録しなければならない。

(承継)

第二十一条 適格消費者団体がその差止請求関係
業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務の全部を
譲渡し、又は適格消費者団体について合併が
あつたときは、その差止請求関係業務及び損害
賠償等団体訴訟関係業務の全部を譲り受けた法
人又は合併後存続する法人(適格消費者団体で
ある法人と差止請求関係業務及び損害賠償等団
体訴訟関係業務を行っていない法人の合併後存
続する適格消費者団体である法人を除く。以下
この項において同じ。)若しくは合併により設立
された法人は、当該適格消費者団体の地位を承
継する。ただし、その差止請求関係業務及び損
害賠償等団体訴訟関係業務の全部を譲り受けた
法人又は合併後存続する法人若しくは合併によ
り設立された法人が第十七条第一項第二号から
第十二号までのいずれかに該当するときは、こ
の限りでない。

2 前項の規定により適格消費者団体の地位を承
継した者は、その承継の日から三十日以内に、
その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
い。

3 前条第三項の規定は、前項の規定による届出
について準用する。

(解散の届出等)

第二十二条 適格消費者団体が次の各号に掲げる
場合のいずれかに該当することとなつたときは
は、当該各号に定める者は、その日から三十日
以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なけれ
ばならない。

一 合併により消滅したとき。 消滅した法人
を代表する役員であつた者

二 破産手続開始の決定を受けたとき。 破産
管財人

三 合併及び破産手続開始の決定以外の理由に
より解散をしたとき。 清算人

四 差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟
関係業務を廃止したとき。 適格消費者団体
であつた法人を代表する役員

2 適格消費者団体が前項各号のいずれかに該当
するに至つたときは、第十四条の登録は、その
効力を失う。

(登録の抹消)

第二十三条 内閣総理大臣は、第十九条第一項若
しくは前条第二項の規定により登録がその効力
を失つたとき又は第三十五条第一項の規定によ
り登録を取り消したときは、当該適格消費者団
体の登録を抹消しなければならない。

第二款 差止請求関係業務及び損害賠償
等団体訴訟関係業務等
(差止請求権の行使、損害賠償等団体訴訟関係
業務に関する注意義務等)

第二十四条 適格消費者団体は、当該適格消費者
団体又は第三者の不正な利益を図ることを目的
として、差止請求権を行使してはならない。

2 適格消費者団体は、善良な管理者の注意を
もつて、損害賠償等団体訴訟関係業務を行な

なければならない。

3 適格消費者団体は、事業の性質に応じて他の
適格消費者団体と共同して差止請求権を行使
し、又は損害賠償等団体訴訟を進行するほか、
差止請求関係業務又は損害賠償等団体訴訟関係
業務について相互に連携を図りながら協力する
ように努めなければならない。

4 適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内
閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その
旨を他の適格消費者団体に通知するとともに、
その旨及びその内容その他内閣府令で定める事
項を内閣総理大臣に報告しなければならない。
この場合において、当該適格消費者団体が、当
該通知及び報告に代えて、すべての適格消費者
団体及び内閣総理大臣が電磁的方法(電子情報
処理組織を使用する方法その他の情報通信の技
術を利用する方法をいう。以下同じ。)を利用し
て同一の情報を閲覧することができると状態に置
く措置であつて内閣府令で定めるものを講じた
ときは、当該通知及び報告をしたものとみな
す。

一 第四十一条第一項(同条第三項において準
用する場合を含む。)の規定による差止請求を
したとき。

二 前号に掲げる場合のほか、裁判外において
事業者等に対し差止請求をしたとき。

三 差止請求に係る訴えの提起(和解)の申立
て、調停の申立て又は仲裁合意を含む。又は
仮処分命令の申立てがあつたとき。

四 差止請求に係る判決の言渡し(調停)の成
立、調停に代わる決定の告知又は仲裁判断を
含む。又は差止請求に係る仮処分命令の申立
てについての決定の告知があつたとき。

五 前号の判決に対する上訴の提起(調停に代
わる決定に対する異議の申立て又は仲裁判断
の取消しの申立てを含む。又は同号の決定に
対する不服の申立てがあつたとき。

六 第四号の判決(調停に代わる決定又は仲裁
判断を含む。又は同号の決定が確定したと

き。

七 差止請求に係る裁判上の和解が成立したとき。

八 前二号に掲げる場合のほか、差止請求に係る訴訟和解の申立てに係る手続、調停手続又は仲裁手続を含む。）又は差止請求に係る仮処分命令に関する手続が終了したとき。

九 差止請求に係る裁判上の和解が成立したときその他差止請求に関する事業者等との間の協議が調ったとき又はこれが調わなかったとき。

十 差止請求に関し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為であつて、それにより確定判決等が存することとなるものをしようとするとき。

十一 損害賠償等団体訴訟の提起又は損害賠償等団体訴訟に係る仮処分命令の申立てがあつたとき。

十二 損害賠償等団体訴訟に係る判決の言渡し又は損害賠償等団体訴訟に係る仮処分命令の申立てについての決定の告知があつたとき。

十三 前号の判決に対する上訴の提起又は同号の決定に対する不服の申立てがあつたとき。

十四 第十二号の判決又は同号の決定が確定したとき。

十五 損害賠償等団体訴訟に係る裁判上の和解が成立したとき。

十六 前二号に掲げる場合のほか、損害賠償等団体訴訟又はこれに係る仮処分命令に関する手続が終了したとき。

十七 その他差止請求又は損害賠償等団体訴訟に関し内閣府令で定める手続に係る行為がされたとき。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の内閣府令で定める方法により、他の適格消費者団体に当該報告の日時及び概要その他内閣府令

で定める事項を伝達するものとする。

(消費者の被害に関する情報の取扱い)
第二十五条 適格消費者団体は、差止請求権の行使(差止請求権の不存在又は差止請求権に係る債務の不存在の確認の請求に係る訴訟を含む。第二十九条において同じ。)又は損害賠償等団体訴訟の追行に関し、消費者から収集した消費者の被害に関する情報をその相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができする方法で利用するに当たっては、あらかじめ、当該消費者の同意を得なければならない。

(秘密保持義務)
第二十六条 適格消費者団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、差止請求関係業務又は損害賠償等団体訴訟関係業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(氏名等の明示)
第二十七条 適格消費者団体の差止請求関係業務又は損害賠償等団体訴訟関係業務に従事する者は、その差止請求関係業務又は損害賠償等団体訴訟関係業務を行うに当たり、相手方の請求があつたときは、当該適格消費者団体の名称、自己の氏名及び適格消費者団体における役職又は地位その他内閣府令で定める事項を、その相手方に明らかにしなければならない。

(判決等に関する情報の提供)
第二十八条 適格消費者団体は、消費者の被害の防止及び救済に資するため、消費者に対し、差止請求に係る判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。)若しくは裁判上の和解の内容又は損害賠償等団体訴訟に係る判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。)の内容その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(財産上の利益の受領の禁止等)
第二十九条 適格消費者団体は、次に掲げる場合を除き、その差止請求又は損害賠償等団体訴訟に係る相手方から、その差止請求権の行使又は損害賠償等団体訴訟の追行に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

一 差止請求に係る判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。以下第三号までにおいて同じ。)又は民事訴訟法平成八年法律第九号(昭和五十四年法律第四号)第七十二条第一項の規定により命じられた金銭の支払として財産上の利益を受けるとき。

二 差止請求に係る判決に基づいて民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第七十二条第一項の規定により命じられた金銭の支払として財産上の利益を受けるとき。

三 差止請求に係る判決に基づく強制執行の執行費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

四 差止請求に係る相手方の債務の履行を確保するために約定された違約金の支払として財産上の利益を受けるとき。

五 損害賠償等団体訴訟に係る判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び保全命令の申立てについての決定を含む。以下第七号までにおいて同じ。)に基づく金銭の支払として財産上の利益を受けるとき。

六 損害賠償等団体訴訟に係る判決又は民事訴訟法第七十三条第一項の決定により訴訟費用を負担することとされた相手方から当該訴訟費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

七 損害賠償等団体訴訟に係る判決に基づく強制執行の執行費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

適格消費者団体の役員又は職員は、当該適格消費者団体の差止請求又は損害賠償等団体訴訟に係る相手方から、その差止請求権の行使又は

損害賠償等団体訴訟の追行に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

3 適格消費者団体又はその役員若しくは職員は、当該適格消費者団体の差止請求又は損害賠償等団体訴訟に係る相手方から、その差止請求権の行使又は損害賠償等団体訴訟の追行に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産上の利益を第三者に受けさせてはならない。

4 前三項に規定する差止請求又は損害賠償等団体訴訟に係る相手方からその差止請求権の行使又は損害賠償等団体訴訟の追行に受け又は受けさせてはならない財産上の利益には、その相手方がその差止請求権の行使又は損害賠償等団体訴訟の追行に關してした不法行為によつて生じた損害の賠償として受け又は受けさせる財産上の利益は含まれない。

5 適格消費者団体は、第一項各号(第五号を除く。)に規定する財産上の利益を受けたときは、これに相当する金額を積み立て、これを差止請求関係業務又は損害賠償等団体訴訟関係業務に要する費用に充てなければならない。

6 適格消費者団体は、その定款又は寄附行為において、差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務を廃止し、又は第十四条の登録の失効(差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務の廃止によるものを除く。)若しくは取消しにより差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務を終了した場合において、積立金(前項の規定により積み立てられた金額をいう。)に残余があるときは、その残余に相当する金額を、他の適格消費者団体があるときは当該他の適格消費者団体に、これがないときは独立行政法人国民生活センターに帰属させる旨を定めておかなければならない。

(区分経理)
第三十条 適格消費者団体は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

2

適格消費者団体の役員又は職員は、当該適格消費者団体の差止請求又は損害賠償等団体訴訟に係る相手方から、その差止請求権の行使又は

損害賠償等団体訴訟の追行に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

適格消費者団体又はその役員若しくは職員は、当該適格消費者団体の差止請求又は損害賠償等団体訴訟に係る相手方から、その差止請求権の行使又は損害賠償等団体訴訟の追行に關してした不法行為によつて生じた損害の賠償として受け又は受けさせる財産上の利益は含まれない。

適格消費者団体は、第一項各号(第五号を除く。)に規定する財産上の利益を受けたときは、これに相当する金額を積み立て、これを差止請求関係業務又は損害賠償等団体訴訟関係業務に要する費用に充てなければならない。

適格消費者団体は、その定款又は寄附行為において、差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務を廃止し、又は第十四条の登録の失効(差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務の廃止によるものを除く。)若しくは取消しにより差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務を終了した場合において、積立金(前項の規定により積み立てられた金額をいう。)に残余があるときは、その残余に相当する金額を、他の適格消費者団体があるときは当該他の適格消費者団体に、これがないときは独立行政法人国民生活センターに帰属させる旨を定めておかなければならない。

適格消費者団体は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

2

- らない。
- 一 差止請求関係業務
 - 二 損害賠償等団体訴訟関係業務
 - 三 消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務(前二号に掲げる業務を除く。)
 - 四 前三号に掲げる業務以外の業務

第三款 監督

(帳簿書類の作成及び保存)

第三十一条 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、その業務及び経理に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(財務諸表等の作成、備置き、閲覧等及び提出等)

第三十二条 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成しなければならない。

- 2 適格消費者団体の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならない。
 - 一 定款又は寄附行為
 - 二 業務規程
 - 三 役員名簿(役員及び職員の氏名及び役職その他内閣府令で定める事項を記載した名簿をいう。)
 - 四 財務諸表等
 - 五 収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類
- 3 何人も、適格消費者団体の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該適格消費者団体の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 前項各号に掲げる書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項各号に掲げる書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

4 適格消費者団体は、前項各号に掲げる請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

5 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、第二項第三号から第五号までに掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。(報告及び立入検査)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律の実施に必要な限度において、適格消費者団体に對し、その業務若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、適格消費者団体の事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第三十四条 内閣総理大臣は、適格消費者団体が第十七条第一項第四号、第五号又は第八号から第十二号までのいずれかに該当するに至つたと認めるとき又は適格消費者団体若しくはその役員若しくは職員が差止請求関係業務若しくは損害賠償等団体訴訟関係業務の遂行に關しこの法律の規定に違反したと認めるときは、当該適格消費者団体に対し、人的体制の改善、違反の停止、業務規程の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第三十五条 内閣総理大臣は、適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、第十四条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 偽りその他の不正の手段により第十四条の登録第十九条第一項の登録の更新を含む。)を受けたとき。
- 二 第十七条第一項第一号から第三号まで、第六号又は第八号から第十一号までのいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 前条の規定による命令に違反したとき。
- 四 当該適格消費者団体の役員又は職員が第二十九条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、前項各号に掲げる事由により第十四条の登録を取り消したときは、遅滞なく、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

第四款 補則

(規律)

第三十六条 適格消費者団体は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(官公庁等への協力依頼)

第三十七条 内閣総理大臣は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(内閣総理大臣への意見)

第三十八条 警察庁長官は、適格消費者団体について、第十七条第一項第八号、第九号又は第十号ホに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、内閣総理大臣が当該適格消費者団体に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に對し、その旨の意見を述べることができる。

(判決等に関する情報の公表)

第三十九条 内閣総理大臣は、消費者の被害の防止及び救済に資するため、適格消費者団体から第二十四条第四項第四号から第九号まで及び第十二号から第十七号の規定による報告を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、差止請求に係る判決・確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。)又は裁判外の和解の概要、損害賠償等団体訴訟に係る判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。)の概要、当該適格消費者団体の名称及び当該事業者等の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

2 前項に規定する事項のほか、内閣総理大臣は、差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務に関する情報を広く国民に提供するため、インターネットの利用その他適切な方法により、適格消費者団体の名称及び住所並びに差止請求関係業務又は損害賠償等団体訴訟関係業務を行う事務所の所在地その他内閣府令で定める必要な情報を公表することができる。

3 内閣総理大臣は、独立行政法人国民生活センターに、前二項の情報の公表に関する業務を行わせることができる。

(資金の確保及び情報の提供)

第四十条 国及び地方公共団体は、適格消費者団体が差止請求関係業務又は損害賠償等団体訴訟関係業務の実施に必要な資金の確保に努めるものとする。

2 独立行政法人国民生活センター及び地方公共

団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体の求めに応じ、当該適格消費者団体が差止請求権を行使し、又は損害賠償等団体訴訟を進行するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、消費生活相談に関する情報で内閣府令で定めるものを提供することができる。

3 前項の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を当該差止請求権の行使又は損害賠償等団体訴訟の進行の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第三節 差止請求に係る訴訟手続等の特例

(書面による事前の請求)

第四十一条 適格消費者団体は、差止請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき事業者等に対し、あらかじめ、請求の要旨及び紛争の要点その他の内閣府令で定める事項を記載した書面により差止請求をし、かつ、その到達した時から一週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該事業者等がその差止請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

3 前二項の規定は、差止請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(訴訟の目的の価額)

第四十二条 差止請求に係る訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

(間接強制の支払額の算定)

第四十三条 差止請求権について民事執行法第七十二条第一項に規定する方法により強制執行を行う場合において、同項又は同条第二項の規定により債務者が債権者に支払うべき金銭の額を定めるに当たっては、執行裁判所は、債務不履行により消費者が受けるべき不利益を特に考慮しなければならない。

慮しなければならない。

第四節 損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続の特例等

第一款 損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続の特例

(訴訟の提起の方式等)

第四十四条 適格消費者団体が損害賠償等団体訴訟を提起する場合には、訴状には、民事訴訟法第三百三十三条第二項各号に掲げる事項のほか、当該適格消費者団体が当該損害賠償等団体訴訟において代表しようとする消費者の範囲を記載するものとする。

2 第四十二条の規定は、損害賠償等団体訴訟について準用する。

(訴訟の進行の許可)

第四十五条 裁判所は、適格消費者団体が損害賠償等団体訴訟を提起した場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、決定で、当該適格消費者団体が当該損害賠償等団体訴訟を進行することを許可することができる。

一 当該損害賠償等団体訴訟に係る訴訟の目的が、共同の利益を有する多数の消費者の有する権利に係るものであるとき。

二 損害賠償等団体訴訟によれば当該損害賠償等団体訴訟に係る消費者の権利が適切に実現されると認められるとき。

三 当該適格消費者団体が当該損害賠償等団体訴訟において代表しようとする消費者を適切に代表すると認められるとき。

2 裁判所は、前項の規定による許可の決定をする場合においては、決定で、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 総員(適格消費者団体が損害賠償等団体訴訟において代表すべき消費者をいう。以下同じ。)の範囲

二 総員の範囲に属する者が除外の申出をすることができ得る期間

3 裁判所は、第一項の規定による許可又は不許可の決定をする場合には、当事者を審尋しなければならない。

4 裁判所は、第一項の規定による許可又は不許可の決定をするに当たっては、職権で、必要な調査をすることができる。

5 第一項の規定による許可又は不許可の決定に對しては、即時抗告をすることができる。

6 裁判所は、第一項の規定による許可の決定が確定したときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 許可の決定の主文

二 許可の決定に係る適格消費者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 許可の決定に係る損害賠償等団体訴訟の被告の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

四 許可の決定に係る損害賠償等団体訴訟の請求の趣旨及び原因の要旨

五 総員の範囲

六 総員の範囲に属する者は次条第一項の除外の申出をすることができる旨

七 第二項第二号の除外の申出をすることができる期間(以下「除外申出期間」という。)

八 許可の決定に係る損害賠償等団体訴訟についての確定判決等は、総員の範囲に属する者であつて次条第一項の除外の申出をしなかつたものに対してその効力を有する旨

九 前各号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項

7 前項の規定による公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他の不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として最高裁判所規則で定める方法でしなければならない。

(除外の申出)

第四十六条 総員の範囲に属する者は、除外申出期間内に、裁判所に対して、総員からの除外の申出を書面によりすることができる。

2 総員の範囲に属する者が、除外申出期間が満了する前に損害賠償等団体訴訟に係る訴訟の目的である権利について訴えを提起したとき(除外申出期間が満了する前に当該訴えを取り下げた場合を除く。)は、除外申出期間が満了する日に、前項の除外の申出をしたものとみなす。

3 第一項の除外の申出をした者は、総員から除外されるものとする。

4 裁判所は、第一項の除外の申出があつたときは、当事者にその旨を通知しなければならない。

(口頭弁論期日)

第四十七条 損害賠償等団体訴訟の口頭弁論は、第四十五条第六項の規定による公告があつた日から二週間を経過した後でなければ開始することができない。

(総員の範囲の変更)

第四十八条 裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、決定により、総員の範囲を変更することができる。

2 第四十五条第三項から第七項までの規定は、前項の規定による変更の決定について準用する。

(訴訟の進行の許可の取消し)

第四十九条 裁判所は、適格消費者団体が総員を適切に代表していないときその他重要な事由があるときは、申立てにより又は職権で、決定により、第四十五条第一項の規定による許可の決定を取り消すことができる。

2 第四十五条第三項から第七項までの規定は、前項の規定による取消しの決定について準用する。

(訴訟手続の中断及び受継)

第五十条 一の損害賠償等団体訴訟について、前条第一項の規定による取消しの決定その他の事由により、当該損害賠償等団体訴訟を進行するすべての適格消費者団体が当該損害賠償等団体訴訟を進行することができなくなつたときは、その訴訟手続は中断する。

2 他の適格消費者団体は、裁判所の許可を得て、前項の規定により中断した訴訟手続を受け継ぐことができる。

3 第一項の規定により中断した訴訟手続について前項の規定による受継がされなかったときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

4 第四十五条(第二項第一号を除く。)の規定は、第二項の許可の決定について準用する。

(職権証拠調べ)

第五十一条 損害賠償等団体訴訟においては、裁判所は、本案について必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができ、(相当な損害額の認定)

第五十二条 損害賠償等団体訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

(訴えの取下げ等)

第五十三条 適格消費者団体は、裁判所の許可を得なければ、損害賠償等団体訴訟に係る訴えの取下げ、裁判上の和解又は請求の放棄をすることができない。

2 裁判所は、前項の許可の決定をするに当たっては、総員の範囲に属する者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第四十五条第四項から第七項までの規定は、第一項の許可の決定について準用する。

(確定判決の効力が及ぶ者の範囲等)

第五十四条 損害賠償等団体訴訟の確定判決は、総員の範囲に属する者に対してその効力を有する。

2 損害賠償等団体訴訟についての判決の本文においては、総員の範囲を掲げなければならない。

第二款 配当等

第一目 通則

(管轄)

第五十五条 配当等手続(損害賠償等団体訴訟において確定した損害賠償請求権その他の金銭債権の管理及び配当に係る手続をいう。以下同じ。)に係る事件は、第一審裁判所の管轄に専属する。

(裁判所による監督)

第五十六条 配当等手続に係る事件は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、配当等手続に係る事件に關して必要な調査をすることができ、(指定等)

第五十七条 適格消費者団体について、当該適格消費者団体の追行に係る損害賠償等団体訴訟において確定した損害賠償請求権その他の金銭債権の管理又は配当を適切に行っていないときその他重要な事由があるときは、裁判所は、当該適格消費者団体の有する当該損害賠償等団体訴訟に係る確定判決等に基づく地位を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を指定するものとする。

2 前項の規定による指定がされたときは、同項の地位は、その指定の時にその指定を受けた適格消費者団体が承継する。

3 裁判所は、第一項又は次項の規定による指定を受けた適格消費者団体(以下この項及び次項において「指定適格消費者団体」という。)がその承継した地位に係る損害賠償請求権その他の金銭債権の管理又は配当を適切に行っていないときその他重要な事由があるときは、当該指定適格消費者団体に係る指定を取り消さなければならない。

4 裁判所は、前項の規定により指定適格消費者団体に係る指定を取り消したときは、当該指定適格消費者団体の承継していた地位を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を指定するものとする。

5 前項の規定による新たな指定がされたとき

は、同項の地位は、その新たな指定の時にその新たな指定を受けた適格消費者団体が承継する。

6 裁判所は、第一項又は第四項の規定による指定をしたときは、その旨及びその指定の日を公告しなければならない。

7 前項の規定による公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として最高裁判所規則で定める方法でなければならない。

(事件に関する文書等の閲覧等)

第五十八条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、この款の規定(第六十条において準用する民事訴訟法の規定を含む。)に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件(以下この条において「文書等」という。)の閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

3 前項の規定は、文書等のうち録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

(報酬等)

第五十九条 適格消費者団体は、裁判所の許可を得て、損害賠償等団体訴訟に係る確定判決等に基づいて支払われた金銭及びその金銭に付される利息のうちから、配当等手続のために必要な費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

2 前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(民事訴訟法の準用)

第六十条 配当等手続に關しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第六十一条 この款に定めるもののほか、配当等手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二目 配当

(配当計画の提出等)

第六十二条 適格消費者団体は、配当を行おうとするときは、裁判所の定める期間内に、配当計画を作成し、これを裁判所に提出しなければならない。

2 裁判所は、特別の事情があるときは、申立てにより又は職権で、前項の期間を伸長することができる。

(配当計画の記載事項)

第六十三条 配当計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 配当に加えるべき総員の範囲

二 確定判決等に基づいて支払われた金銭及びその金銭に付される利息の総額

三 確定判決等に基づいて支払われた金銭及びその金銭に付される利息のうち配当に充てることができる金額

四 配当の基準及びその方法

五 権利の届出をすべき期間及びその方法

六 権利の確認の方法

七 権利に関する紛争の処理に關し必要な事項

八 前各号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項

(配当計画認可の決定等)

第六十四条 裁判所は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、配当計画認可の決定をしなければならない。

一 配当計画が法令及び最高裁判所規則の規定に適合するものであること。

二 配当計画の内容が確定判決等に基づいてい

三 配当計画の内容が公正かつ衡平であること。

2 配当計画認可の決定に対しては、不服を申し立てることができる。

(配当計画の公告)

第六十五条 裁判所は、配当計画認可の決定があったときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 配当計画認可の決定の主文

二 配当計画認可の決定に係る適格消費者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 配当計画

四 損害賠償等団体訴訟に係る確定判決等の要旨

五 前各号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項

2 第五十七条第七項の規定は、前項の規定による公告について準用する。

(配当計画の実施等)

第六十六条 配当計画認可の決定があったときは、適格消費者団体は、速やかに、配当計画を実施しなければならない。

2 適格消費者団体は、裁判所の定めるところにより、配当計画の実施状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。

(配当計画の変更)

第六十七条 配当計画認可の決定があった後配当計画に定める事項を変更する必要があるときは、裁判所は、配当終了前に限り、申立てにより又は職権で、決定により、配当計画を変更することができる。

2 第五十七条第七項の規定は、前項の規定による変更の決定があった場合について準用する。

(残余の金銭の処理)

第六十八条 適格消費者団体は、配当が終了した場合において、第六十三条第三号の金額に相当する金銭に残余があるときは、これを独立行政法人国民生活センターに交付しなければならない。

(配当終了の場合の報告義務等)

第六十九条 適格消費者団体は、配当が終了した場合においては、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならない。

2 裁判所は、前項の報告があったときは、その旨を公告しなければならない。

3 第五十七条第七項の規定は、前項の規定による公告について準用する。

第四章 雑則

本則に次の一章を加える。

第五章 罰則

第七十一条 適格消費者団体の役員又は職員が、当該適格消費者団体の損害賠償等団体訴訟に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかなる問わす、当該適格消費者団体においてその損害賠償等団体訴訟の追行をしないこと若しくはしなかったこと、その損害賠償等団体訴訟に係る訴えの取下げ、裁判上の和解又は請求の放棄をすること若しくはしたこと又はその損害賠償等団体訴訟若しくはこれに係る他の手続を他の事由により終了させること若しくは終了させたことの報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者(当該適格消費者団体を含む。)に受けさせたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与した者も、同項と同様とする。

第七十二条 適格消費者団体の役員又は職員が、当該適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかなる問わす、当該適格消費者団体においてその差止請求権の行使をしないこと若しくはしなかったこと、その差止請求権の放棄をすること若しくはしたこと、事業者等との間でその差止請求に係る和解をすること若しくはしたこと又はその差止請求に係る訴訟その他の手続を他の事由により終了させること若しくは終了させたことの報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者(当該適格消費者団体を含む。)に受

けさせたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与した者も、同項と同様とする。

第七十三条 第七十一条第一項又は前条第一項の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第七十四条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他の不正の手段により第十四条の登録(第十九条第一項の登録の更新を含む。)を受けた者

二 第二十六条の規定に違反して、差止請求関係業務又は損害賠償等団体訴訟関係業務に關して知り得た秘密を漏らした者

第七十五条 次のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項(第十九条第二項において準用する場合を含む。)の申請書又は第十五条第二項(第十九条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十六条第五項の規定に違反して、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用い、又はその業務に關し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をした者

三 第三十一条の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

四 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第七十六条 第七十一条第一項及び第七十二条第一項の罪は、日本国外においてこれらの項の罪

を犯した者にも適用する。

2 第七十一条第二項及び第七十二条第二項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第七十七条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第七十一条、第七十二条、第七十四条又は第七十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

第七十八条 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十六条第四項の規定による揭示をせず、又は虚偽の揭示をした者

二 第二十条第一項若しくは第二項、第二十一条第二項又は第二十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十四条第四項前段の規定による通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

四 第二十五条の規定に違反して、消費者の被害に關する情報を利用した者

五 第二十七条の規定に違反して、同条の請求を拒んだ者

六 第三十二条第一項の規定に違反して、財務諸表等を作成せず、又はこれに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした者

七 第三十二条第二項の規定に違反して、書類を備え置かなかつた者

八 第三十二条第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに同条第三項各号に掲げる請求を拒んだ者

九 第三十二条第五項の規定に違反して、書類を提出せず、又は書類に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

十 第四十条第三項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、消費者の被害の状況、消費者の利益の擁護を図るための諸施策の実施の状況その他社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の消費者契約法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者等の一定の行為による消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対しその差止めを請求することができることとし、及び消費者の被害の救済を図るため適格消費者団体が損害賠償等団体訴訟を進行することができることとするともに、適格消費者団体の内閣総理大臣による登録等の制度並びに差止請求及び損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続等について所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第百六十二回国会内閣委員会議録第十一号中正
誤

ページ 段 行 誤

三 一 类 拒否処分 正 許否処分

平成十八年四月二十五日印刷

平成十八年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

E